

地方創生に関するアンケート取りまとめ結果

1 アベノミクスの地方への浸透について

	意見
評価	雇用環境の改善、企業の倒産件数が過去 10 年間で最も少ないなど、地域経済の回復に一定程度の効果はあったのではないか。
	アベノミクス効果の更なる発現を期待する。
	我が国の景気は、企業収益が過去最高水準となり、有効求人倍率もかつてない高水準まで上昇するなど回復基調が続いているものの、海外経済で弱さがみられており、中国を中心とするアジア新興国等の景気が下振れし、景気が下押しされるリスクがある中で、英国の EU 離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。
	平成 24 年と比較して、国民総所得、国の税収、就業者数はいずれも増加し、また、今年度は、多くの企業で 3 年連続ベースアップが実現した。地方でも全ての都道府県において有効求人倍率が上昇しており、一定程度の効果があらわれていると考えられる。しかしながら、アベノミクスの効果が地方まで十分に行き渡っておらず、東京一極集中の是正もあまり進んでいないという面がある。
	アベノミクスのわが国経済への効果として、第 2 次安倍内閣発足後の円安の進行による輸出企業を中心に業績改善や雇用環境の改善等が進んだ一方で、個人消費や設備投資の回復等に関する遅れなど十分な効果が発揮されていない部分がある。本年 1 月以降、為替相場においても円高が進行し、企業業績への影響や個人消費が引き続き弱含みで推移する中、アベノミクスの効果を県民や県内中小・小規模事業者が実感できる状況には至っていない。
	県内の景気は、全体としては緩やかな回復基調を続けている。生産の動向は横ばい圏内の動きが続いており、雇用・労働情勢は、有効求人倍率が 5か月連続して 1.6 倍の高水準となっているほか、雇用者所得も緩やかな増加傾向。個人消費は、スーパーや家電販売等にけん引され、全体としては底堅く推移しているものの、乗用車や海外旅行など高額商品を中心に弱めの動きとなっている。設備投資や住宅着工などの民間投資は、緩やかに増加しているものの、リーマンショックを契機とする大幅な下落前の水準には至っていない。
	我が国経済は、引き続き緩やかな回復基調が続いているものの、アジア新興国等の景気の下振れや英国の EU 離脱問題など海外経済の不確実性の高まり、熊本地震の経済に与える影響にも留意する必要があるとされている。
	県内経済についても、基調としては緩やかに回復しているものの、先行きについては、海外情勢や為替の動向などに注視する必要がある。こうした情勢を踏まえ、国においては、アベノミクスによる経済の再生を最優先課題として、長引くデフレからの完全な脱却と中長期的な経済成長への道筋をより一層確かなものとするため、総事業費 28 兆円を超える経済対策とその関連補正予算を成立させた。このたびの経済対策は、当面の需要喚起にとどまらず、21 世紀型のインフラ整備や産業構造改革等を通じた、民需主導による持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現を目指す、未来への投資を加速する総合的な経済対策となっていると考えている。

経済対策を閣議決定し、関連する補正予算が成立したことは評価する。

有効求人倍率については、本県では、かつて全国の景気回復と連動できずに 0.5 倍程度で推移してきたが、昨年 11 月に初めて 1 倍を超える、本年 6 月には過去最高の 1.16 倍に達している。これは、これまで本県が産業振興計画の取り組みを進めてきた結果、地産外商が一定程度進み、生産年齢人口が減少する中でも各分野の生産額等が上昇傾向に転じるなど、本県経済が人口減少下においても縮まない構造に転換しつつあるためであると認識している。アベノミクスは、県勢浮揚に向けたこうした本県の取組の後押しとなっているものと認識している。しかしながら、本県における正社員の有効求人倍率は未だ 0.6 倍程度にとどまっており、地域間や職種間の求人の格差も大きいなどの課題もある。加えて、人口減少が進む中で、担い手不足がより深刻になるとともに、中山間地域は引き続き過疎・高齢化が進むなど、厳しい状況に置かれている。

雇用環境の改善など、成果が現れている面もあるが、個人消費や民間投資は力強さを欠いている。また、世界経済を見ても英国の EU 結離脱や中国経済の先行きなど、不透明さが増している。九州は熊本地震からの復興途上にあり、全国的にも相次ぐ台風の襲来など、自然災害への備えは喫緊の課題となっている。こうした中、政府は「未来への投資を実現する経済対策」を閣議決定し、第 2 次補正予算を編成した。この経済対策は、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につながる取組を中心に、構造改革と未来への投資の加速を目的としており、地方への浸透が期待される。

地方創生については、地方版総合戦略の目標達成に向け、国の交付金を最大限に活用し、本戦略の取組を本格的に展開しているところである。平成 28 年度は地方創生加速化交付金と地方創生推進交付金をあわせると国費で 2,000 億円であったが、平成 29 年度は、概算要求で地方創生推進交付金が増額となっているとはいえ、全体としては前年度を下回っている。人口減少に関する課題に取り組み、地域の自立的かつ持続的な活性化を実現するためには、国の交付金が、地方にとって使いやすい制度になっておらず、必要額が確保されていない。

地方創生の実現に向けた各種取組や、一億総活躍社会の実現に向けた「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定については評価できる。

国内経済は、個人消費や民間投資に力強さを欠き、円高の進行や新興国経済の減速、英国の EU 結離脱問題の影響などにより、景気の先行きに不透明さが増してきている。

本県内においては、個人消費は一部に弱い動きがみられるものの、底堅く推移している。観光は、熊本地震の影響から大きく落ち込んでいたが、各種観光支援策が実施されるもとで持ち直している。雇用環境は、現金給与月額は前年を上回っており、有効求人倍率は、全国平均との格差が大きいものの、高水準で推移している。県内中小企業の現状については、人口減少による需要の停滞や原材料価格の上昇などにより、依然として厳しい状況にある。

社会減と自然減を合わせた地方における人口減少問題は、県内消費額の減少や地域産業における人材の不足などにより、地域の活力を奪うことになるばかりでなく、小売店など民間利便施設の撤退等による住民の生活利便性の低下、地域コミュニティや社会保障制度の維持を困難にし、国や地方の成り立ちそのものを危うくする問題でもあり、地方における社会・経済活動に深刻な影響を与えるおそれがあることから、これらを克服するための地方創生は、国と地方が一体となって、連携して取り組むべき最も重要な課題である。

今年度は、各自治体が策定した、それぞれの地方版総合戦略に基づき、地域の実情に応じた、より具体的な事業を、本格的に実施する段階に入っている。一方、地方創生に関しては長期的な取組が必要であることから、地方において、安定的な取組みが実施できるよう、国においては、引き続き、財政面、情報面などから、多様で継続的な地方への支援が必要である。

本県が本年7月に実施した景気動向調査では、「アベノミクスの効果が地方まで浸透していない」といった声が聞かれている。更に、民間調査会社が、県内企業を対象として、本年5月に実施したアベノミクスの評価に関する調査によれば、評価点は59.9点（満点は100点）で、1年前の63.7点から3.8ポイント低下。前回64.8点だった大企業が57.1点、63.4点だった中小企業が60.3点となり、下げ幅は中小企業より大企業の方が大きい、といった結果が得られている。以上のことから、当県におけるアベノミクスの効果については、まだ十分とはいえない状況にある。

平成28年9月に作成された「県内経済の状況」によると、生産指数、景気動向指数は2か月ぶりに上昇したものの、有効求人倍率は1.07倍と5か月ぶりに低下し、港等の輸出額は前年同月比15.7%減と5か月連続で減少、消費者物価指数（県庁所在地・生鮮除く総合）は前年同月比0.4%減と13か月連続で下落している。また、10月に発表された日本銀行の「金融経済概況」によると、「本県の景気は、回復の動きが一服している」とされている。

本県においては、景気は緩やかに持ち直しているものの、地域の中小企業からは人口減少による需要の減退、サービス業や建設業、運輸業における人手不足などの対応を求める声もあり、景気回復の実感がないとの声がある。

また、このところの円高傾向や、景気の減速感の浸透などにより、企業の海外展開意欲や、消費マインドの低下が懸念されるとともに、台風等により商工業や観光業に大きな被害が発生しており、これらによる地域経済への影響も懸念される。

現状に大きな変化はなく、東京一極集中が加速している中で、地方における人口減少を食い止める施策の実施は待ったなしの状況である。平成28年度当初予算に続き、平成28年度補正予算及び平成29年度の概算要求においても、地方自治体が地方創生に向けた取組を進めるための交付金を盛り込むとともに、地方財政計画に「まち・ひと・しごと創生事業費」を確保したところであり、地方創生に意欲的に取り組む自治体を応援する姿勢を示したものと受け止めている。

県内景気の状況については、各種調査・指標において概ね良い方向が示されているが、海外景気の不透明さ等、不安の声もあり、商工団体等と情報交換を行いながら、経済情勢を注視する必要がある。

英国のEU離脱問題に伴う経済の不確実性は、来年以降、英国が離脱通告して交渉がまとまるまで続くことが予想される。その間、仮に、欧州経済の停滞や円高の進行・定着が生じたならば、我が国からの輸出の減少、輸出競争力の低下、現地法人からの配当減少など企業収益に影響を及ぼす可能性もある。その場合、県の経済を支えている自動車等の輸出産業、また観光産業など、県内の幅広い業種への影響というものが考えられる。こうしたことから、引き続き、今後の国際金融市場あるいは実体経済の動向を注視していく必要がある。

本県の景気は、緩やかな回復基調が続いている。先行きは、各種政策効果が発現するなかで、景気回復に向かうことが期待される。ただし、中国経済をはじめとした海外景気の下振れリスクや、英国のEU離脱に伴う不確実性などには留意する必要がある。

平成27年人口動態調査の結果では、41道府県で人口が減り、逆に東京都を始め、東京圏にある神奈川県、埼玉県、千葉県で人口が増加するなど、地方での人口減少に歯止めはかからず、人口の東京一極集中は加速している状況にある。

本県では、有効求人倍率について、平成27年度は過去最高水準となる0.95倍を記録し、その後も1倍を超えて高い水準を維持しているほか、企業倒産件数（負債額1,000万円以上）では、平成27年度は集計開始以降（昭和47年度）で3番目に少ない54件にとどまっており、本県経済は、緩やかに持ち直していると認識している。一方で、平成28年7月に国が公表した住民基本台帳に基づく本年1月1日現在の本県の対前年の人口減少率は1.10%減となっており、本県の人口減少は社会減・自然減の両面から進行している。

アベノミクスは、経済の好循環を実現し、景気回復の実感を全国津々浦々に届けることを狙いとして導入されたが、マネー経済重視の大都市に有利な政策であり、中央と地方の格差が広がることが懸念される。

アベノミクスにより、輸出企業等を中心に経済の回復基調が続き、デフレ脱却に向けた動きが出てきたことは評価する

新興国経済の減速や円高の影響等により、足もとでは足踏みの傾向が強まっており、景気の回復基調を更に確かなものとする必要がある

県内経済の状況を見ると、ここ数年、有効求人倍率や県民所得・平均賃金の改善が見られるほか、金融機関の預金・貸出金が増加するなど、基調としては、持ち直しの動きが続いているものの、中小企業の多い本県においては、都市部と比較すると依然として差があることなどから、なかなか景気回復を実感できる状況とは言い難い。

平成27年国勢調査の速報値によれば、国全体の人口が前回調査に比べ、1.1%の減少となった。一方、東京圏（4都県）の人口集中は一層加速しており、この5年間だけで51万人増加し、合計人口は3,600万人を超え、日本全体の約3割が集中している状況にある。また、東京都をはじめ、東京圏における合計特殊出生率は軒並み低い数値を示しており、将来に向け、我が国に置かれた危機的状況からの脱却を図るべく、地方創生の実現は必要不可欠なものである。

要 請 す べき 施 策 等	ローカルアベノミクスを更に推進すること。
	経済対策による効果が速やかに波及するよう、地方との緊密な連携図ること。
	今後も増える社会保障財源の確保も含め、財政健全化を図りながら、幅広い産業分野において経済成長を実現し、家計や中小企業、地方経済にも景気回復の効果を波及させるよう、効果的な対策が必要である。
	我が国経済をしっかりと成長軌道に乗せていくため、政府、日銀は、地方でも景気回復を実感できる経済環境の早期整備に向けて取り組むこと。
	政府では世界的な需要の低迷、成長の減速による景気悪化のリスクに備え、内需を腰折れさせないようあらゆる政策を総動員するとして、平成29年4月に予定されていた消費税・地方消費税率の10%への引上げを2年半再延期したが、アベノミクスの成果を地域の隅々まで行きわたらせ名目GDP600兆円を達成するために、生産性の向上や働き方改革を進め、新市場の開拓や国内の需要を高めるとともに、国・地方が一体となって強力な地域経済対策を講じていくことが必要である。
	アベノミクスの目的は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略によって、デフレからの脱却と富の拡大を目指すものであるが、デフレ脱却が見えてこないのは、若い世代をはじめとした、国全体としての需要不足が原因であり、国の膨大な借金や社会保障への不信感が背景にあると考えられる。そのため、財政再建の確実な実行や、将来の盤石な社会保障制度を構築するなど、我が国が抱える構造的な課題をまずは克服した上で、国民の将来への不安を払しょくし、個人消費を喚起することが重要である。
	地方創生の実現には、県内中小企業の振興による地域経済の活性化が不可欠と認識しており、県内中小企業の円滑な事業承継への支援やプロフェッショナル人材のU.I.Jターンを県内中小企業に拡大させる促進事業に尽力しているところ。特にプロフェッショナル人材の関連事業については、平成27年度から国主導のもと全国統一で実施された事業であるため、引き続き国において全額財政措置を行うとともに、中小企業の円滑な事業承継への支援についても、地方創生推進交付金の対象事業とすること。
	国においては、地方の取組を後押しし、地方と車の両輪となって、その役割を積極的に果たしていただくよう、一層力強い政策展開を期待する。
地方政府が、自立的、自主的に地方創生に向けた息の長い取組を推進できるよう、自然減対策と社会減対策それぞれに幅広く取り組む必要があるため、個別の取組を対象とした交付金（地域少子化対策重点推進交付金等）と地方創生推進交付金の狭間で交付対象とならないことがないなど、柔軟に活用できる交付金になるよう制度の改善を図り、また、必要額を確保されたい。交付金の要件については、先駆性も大事だが、地方の主体性を尊重することや地域の実情を踏まえることが不可欠であり、地方が活用しやすい支援になるよう見直されたい。また、中小企業・小規模企業には景気回復の実感が伴っていない状況があるため、地域経済が持続的に発展できるよう、平成28年度第2次補正予算の地域未来投資促進事業などの継続的な支援をされたい。	

地方企業の大多数を占める中小企業・小規模事業者に対する継続性を持った支援など、地方経済に好循環をもたらす施策に取り組む必要があることから、中小企業・小規模事業者対策の視点を総論に取り入れるとともに、中小企業・小規模事業者の経営力強化・生産性向上に向けた設備投資や経営革新、技術開発、人材育成等に係る支援施策の充実・強化、中小企業・小規模事業者に対する経済情勢を踏まえた資金繰り支援の充実・強化といった対策を各論にて要請する。

依然として厳しい地方の中小企業の現状を踏まえ、地方の隅々まで国の経済財政政策の効果が実感できるよう、地域の経済、社会、雇用の各分野において大きな役割を果たしている中小企業の振興施策の一層の充実・強化を図ること。

先に成立した補正予算の執行にあたっては、地域において経済の好循環が生み出されるよう、地域の実情を十分踏まえた対応を行っていただきたい。また、本県経済の活性化に向け、引き続き、国際・広域観光の推進、食の輸出拡大戦略の実現、中小・小規模企業の振興及び地域商業の活性化、科学技術やものづくり産業の振興に向けた支援の充実・強化、若者や女性などの就業環境の整備といった項目について、財源措置を含め、必要な措置を講じていただきたい。

地域経済に好循環をもたらすためには、地方から日本経済を再生するとの視点が重要であり、各都道府県、各市町村が地方版総合戦略を策定し、それぞれが地方創生の取組を進めている現状を、日本経済再生のチャンスと認識し、地方の取組を強力に後押しすること。

政府・日銀においては、引き続き、海外の経済情勢や為替の動向を注視した大胆な金融緩和政策に加え、当面は柔軟な姿勢で財政健全化に臨むとともに、財政出動を拡大し、名目GDPを高めることを目指した経済対策を検討・実施すること

地域経済の好循環を実現するためには、依然として厳しい経営環境に置かれている中小企業を積極的に支援することにより、地域経済の底上げを図ることが不可欠である。

引き続き国は地方創生に積極的に取り組むべきである。

本県としては、地域経済の好循環につなげていくため、この度の国の経済対策も積極的に活用しながら、県内景気の下支えや本県の将来を見据えた効果的な投資を進めていきたいと考えており、新たに措置された「地方創生拠点整備交付金」については、地方が地域の実情に応じた自主的・自立的な取組に積極的に活用できるよう、国に対し、柔軟な制度設計と運用を求めていく必要がある。

国・地方をあげて取り組んでいる一億総活躍社会の実現に向けたメインエンジンとなる地方創生について、その取組を更に加速していく必要がある。

地方創生を全国的に推進していくためには、生活や仕事の基盤を整え、人や物の交流を活発化していくことが重要であり、とりわけ「地方創生回廊」の整備が急がれる。

東京一極集中を是正し、アベノミクスの効果が地方まで十分に行き渡るよう、アベノミクス新3本の矢や、地方創生に係る政策の積極的で実効性のある推進を図り、頑張っている地方にもっと光を当て、日本全体の成長力を底上げしていただきたい。

地方創生の実現に向け、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた「東京一極集中を是正する」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する」、「地域の特性に即して地域課題を解決する」の3つの基本的視点に沿って政策を強力に推進してもらいたい。

本県の総合戦略については、国の創生総合戦略の4つの基本目標である、①「地方における安定した雇用を創出する」②「地方への新しいひとの流れをつくる」③「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」④「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」を十分に踏まえて策定しており、国の総合戦略に示された政策パッケージを着実に推進していただきたい。

東京一極集中からの脱却を図るためには、地域主導で国土構造を変えていくことが必要である。一方で、一生懸命頑張ってもなかなかうまくいかない地域もあり、中央集権的な全国一律の発想ではなく、地方の主体的な取組を重視し、地域の実情を踏まえた、地方目線の方策を立案いただきたい。

地域に人材と資金を呼び込み、生産性の高い、活力に溢れた産業を実現し、若者や女性、働き盛りの世代にとって魅力のある職場を生み出すことができるよう、地域が進める産業イノベーションの創出促進、地域資源の価値を高める地域ブランディングの確立、地域経済を支えるサービス産業の生産性の向上等に積極的に支援していただきたい。

人口減少克服や地域経済の活性化等、地方創生の本格実現を図るためにも、継続的に、地方創生に関連する予算の十分な確保に努めていただきたい。

政府が実現を目指す「一億総活躍社会」の実現に向けては、女性、高齢者、障がい者といった各層の活躍の場を構築する必要があり、そのためには、人やモノが都市部に集中する社会構造からの脱却により、この国全体の活性化を図る必要があり、まさに「地方創生なくして一億総活躍の実現なし」であると考える。今後の国全体の人口減少の流れを見据えた時、地方創生の実現に向けては、昨年、総合戦略を策定した際に目標年次とした2020年までを、我々地方の覚悟と国は本気度が問われる「最後のチャンス」であるとの認識を、国・地方それぞれがしっかりと共有し、政策を総動員して地方創生に取り組むべきことを、宣言すべきであると考える。

一億総活躍プランで掲げた、「戦後最大の名目GDP600兆円」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」の目標達成に向け、非正規雇用の待遇改善や長時間労働の是正等の働き方改革、保育の受け皿整備や保育士の待遇改善、放課後児童クラブの整備等の子育て環境の整備、子どもの貧困問題の改善、女性活躍の推進等の施策を着実に推進すること。

国は「日本再興戦略2016」を本年6月に閣議決定しており、今後、地域経済の成長をしっかりと押しするような取組（当該成長を担う中小、小規模事業者の生産性向上・新事業展開・販路拡大・海外展開等に向けた資金調達・新サービスや商品の開発・IoT導入等第4次産業革命への対応・高度人材確保等への支援の強化）が引き続き求められる。また、応急的な対応だけではなく、産業構造変換に向けた地方の自主的な取組みを中長期的に支援することも求められる。

政府においては、「産業競争力強化法」に基づく支援や、「国家戦略特区」を着実に推進し、民間事業者等が活用しやすい大胆な規制改革、税制の優遇措置などを講じること。

2 少子化対策及び子どもの貧困対策の抜本強化について

	意見
評価	第2次補正予算により保育所等の整備や潜在保育士の再就職支援に向けた予算措置がされたが、まだ十分とは言えない
	子どもの医療費助成に係る国保の国庫負担減額調整措置が廃止されていないなど課題が残っている。
	概算要求段階であり、現時点では評価できない
	国は、現在、子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめ(H28.3)を踏まえ減額調整措置については見直しを含め検討し、年末まで結論を得るとしているが、現時点で見直しの方向性は不透明な状況である。
	保育人材の確保のために、処遇の改善を検討していることは評価しているが、全産業との平均賃金の差が依然として大きい状況が続くと考えられる。
	貧困対策の更なる充実のためには、地域ごとの貧困状況の把握が必要と考えているが、都道府県別の相対的貧困率や、子どもの貧困率等について、国が統一的な基準で調査を実施すること及び結果を公表する方針が示されていない。
	国の「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」の議論の取りまとめでは、子ども医療費助成制度は、「現在、全ての自治体で何らかの形で実施されているが、その内容は自治体により様々であり、近年、自治体間で対象範囲の拡大に向けた競争が激しくなる傾向にあり、統一的な基準を示す必要があるとの声も高まっている。」とある。しかし、その後、国において統一的な基準等の検討は行われていないのではないか。
	保育人材の確保については、平成29年度概算要求において、「2%相当の処遇改善を行うとともに、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、4万円程度の追加的な処遇改善を実施すること」が事項要求として盛り込まれるとともに、平成28年度第2次補正予算において、再就職準備金貸付事業の拡充等が図られたことから、一定の効果が期待できる。
	新しい税制措置については、政府税制調査会等において、配偶者控除等個人所得課税の見直しについて検討中。
	給付型奨学金については、「未来への投資を実現する経済対策」において、平成29年度予算編成過程を通じて制度内容について結論を得て実現すること、無利子奨学金については、速やかに残存適格者を解消することとされた。これを受け、平成29年度文部科学省概算要求において、無利子奨学金の貸与人員増員等が図られていることから、一定の成果が期待できる。
	子どもの医療助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止の対象とする年齢について、一部のマスコミにより「就学前までを柱に議論」と報道されていたが、18歳までを対象にしている地方団体も多いことから、地方の実情に合った形としていただきたい。保育人材の確保については、給与面での改善についての取組が始まったが、職員の加配など勤務形態の改善についての見込みが立っていない。地方主体の取組の後押しについては、地域少子化対策重点推進交付金の対象範囲が限られ、内容によっては地方負担も設けられるなど、利用しにくい制度になっている。

子どもたちが経済的な理由により大学等への進学をあきらめることがないよう、給付型奨学金の創設について検討が進められているところであるが、給付型奨学金創設、無利子貸与奨学金の拡充など教育の機会均等を確保する支援策がまだ不十分であり、子どもたちの大学等への進学の機会を確保するためには、既存の奨学金制度の拡充などの一層の対策を講じる必要がある。また、貧困世帯の子どもに対する学習支援について、実施自治体への国の負担割合が十分とはいえない。子どもたちの多様な教育課題への対応に専任するためのスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの待遇が低いなど専門性の高い人材の確保が難しい。更に、都道府県ごとの子どもの貧困率等のデータが公表されておらず、貧困の実態が不明で施策の検証、評価が難しい。加えて、平成22年度に高等学校等就学支援金が創設され私立高等学校等の生徒の授業料負担が軽減されたが、私立小学校・中学校については未だ支援措置がなされておらず、保護者の授業料負担が軽減されないままの状態。私立高等学校も含めて授業料の無償化あるいは軽減措置が導入され、義務教育ではない高等学校の授業料も国費による負担が標準となった今、制度の整合を図るとともに、公私間格差の解消を図ることが必要。

本県では、保育所等への入所希望の増加に伴い、待機児童が発生しており、受け皿の確保が追いついていない。保育士不足が深刻である。また、保護者の多様化するニーズに十分対応できていない（病児・休日・夜間保育などが不足）。

消費税率の引上げが見送りとなった事情はあるものの、少子化の克服に向けては、若い世代が希望をかなえ、安心して結婚、妊娠・出産、子育てをすることができるよう、国において、更なる支援の充実が図られることが必要。

給付型奨学金制度の創設については、平成29年度予算の概算要求において、「対象者や財源等の課題を踏まえつつ、平成29年度予算編成過程を通じて制度内容について結論を得る」とされている。また、報道によれば、文科省のPTや自民党文部科学部会PTにおいて、対象者や給付額について様々な検討が進められており、自民党PTは、財源も含めて詳細を詰め、10月中に一定の方向性をまとめるとされていることから、引き続き国の動向を注視していきたいと考えている。

全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設については、子どもの医療制度の在り方等に関する検討会において、国で早急に検討をすべきとの意見もあったが、議論の取りまとめにおいて、方向性は明記されておらず、平成28年5月26日に開催された社会保障審議会医療保険部会において議論されたものの、今後も検討していくこととなっており、具体的な進展は見られない。

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止については、ニッポン一億総活躍プランにおいて、「見直しを含め検討し、年末までに結論を得る」と明記されているため、国において検討されていると評価できる。

保育人材の確保に関しては、27年度補正で保育士修学資金貸付等事業として3年分相当が確保され、更に28年度補正で拡充が図られており、継続的な保育士確保策を講じることが可能となり評価できる。

平成28年度第2次補正予算で保育士再就職準備金貸付事業を拡充する等、少子化対策の強化が図られていることは一定程度評価できる。

「骨太の方針」では「追加的な歳出増加要因（子ども子育て・家族支援等）については、必要不可欠なものとするとともに、適切な安定財源を確保する」と明記されたが、出生率の回復を実現した諸外国の家族関係支出が対GDP比で3%程度以上であるのに対し、日本では1%前半にとどまっている。少子化のトレンドを変えるためには、未来への投資として、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源を確保することが必要である。「地域少子化対策重点推進交付金」は、制度を恒久化するためには当初予算の一層の増額を図る必要がある。また、補助率が平成28年度補正予算では一部10/10が維持されたものの、平成29年度当初予算では1/2とされたほか、対象分野が「結婚支援に対する取組」と「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」と限定され、子育て支援に関する取組が対象外とされるなど、財源不足に悩む地方自治体にとって活用が難しい状況となっている。

子どもの医療費助成について、国における制度化の動きはなく、引き続き働きかける必要がある。「国民健康保険の国庫負担金減額措置」について、「ニッポン一億総活躍プラン」において、「見直しを含め検討し、年末までに結論を得ることとなっており、国の動向を注視する必要がある。

保育人材の確保については、平成28年度補正予算、平成29年度概算要求において、潜在保育士の職場復帰支援については充実されたが、保育士として就職した者の離職防止策が盛り込まれていない。

少子化対策の強化を図るため、「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた結婚支援の充実を加速化するための地域少子化対策重点推進交付金等の拡充がなされたところであり、採択要件の緩和は必要と考えられるものの、自治体の取組を支援する施策として評価する。

平成28年度補正予算及び平成29年度概算要求において、地方のニーズに応じた少子化対策事業が実施できるよう「地域少子化対策重点推進交付金」40億円（補助率10/10又は3/4）及び11億（補助率1/2）を計上及び要求したところは評価できるものの、一部地方負担が課されることや事業採択にあたって先駆性及び新規性が求められることにより、自由度の高い長期的な取組みを計画できない課題がある。

厚労省の平成29年度概算要求では、国民健康保険の国庫負担金減額調整措置については何ら具体的な条件等が示されず、年末まで結論を先送りした形になっている。

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止について、「ニッポン一億総活躍プラン」により、年末までに結論を得ることとなっているが、6月以降の議論の進捗が不明である。

平成29年度内閣府重点施策として、保育人材確保のため、「ニッポン一億総活躍プラン」、「未来への投資を実現する経済対策」等に盛り込まれた保育士等の処遇改善の実現を含め検討を行い、必要な対応を行うとされていることは評価できるが、保育士給与は全職種平均の66%程度の水準（月額約22万円）であり、抜本的な改善が求められる。

無利子奨学金の対象者の拡充や、平成29年度から給付型奨学金を創設に向けて検討を進めていることは評価できる。

「保育人材の確保」については、平成 27 年度から保育士の処遇改善を加え、今年度、更なる処遇改善及び資格取得のための修学資金貸付や、潜在保育士の再就職準備金等についても返還免除のある貸付といった有効な確保策が講じられているところと認識している。一方、「地域主体の取組の後押し」に関しては、現行制度では、保育所の職員配置・面積基準が児童福祉施設の設備運営基準において「従うべき基準」となっており、地方に裁量の余地がない状況となっている。

待機児童対策のため保育所等の整備に取り組んでいるが、保育士が不足しており整備の足かせとなっている。国が幼稚園教諭や子育て支援員を保育士とみなすといった緩和策を示したことは一定の評価をするが、児童の安全、保育の質の維持のためには現場で働く保育士を増やすことが重要である。処遇改善を中心とした就業継続支援、潜在保育士の復職支援、保育士試験の複数回化による保育士の増など更なる保育士確保を図るべきである。

平成 28 年度第二次補正案にあっては、全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設などの子どもの貧困対策の更なる充実策が示されていない。

全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止については、平成 29 年度予算概算要求の内容とされておらず、評価できないが、減額調整措置の廃止は、ニッポン一億総活躍プランにおいて、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめを踏まえ、国民健康保険の減額調整措置について見直しを含め検討し、年末までに結論を得る。」とされており、実現に向けた検討が行われているものと期待している。

保育人材の確保については、平成 28 年度第 2 次補正予算において、保育士修学資金貸付等事業の拡充が図られているほか、平成 29 年度予算概算要求において、保育士等処遇改善が内容とされるなど、これらの対策は評価できる。

地域主体の取組の後押しについては、平成 29 年度予算概算要求において、地域子ども・子育て支援事業関係予算が平成 28 年度予算と同額要求となっており、概算要求どおりの予算が確保されれば、評価できる。

子どもが多いほど有利になる新しい税制措置については、現時点で税制措置が不明であるため、評価することができない。

給付型奨学金制度の創設については、平成 29 年度概算要求において、事項要求されたことは評価できる。

全ての子どもを対象にした医療費助成制度については、未だ創設されていないことから、評価できない。

平成 28 年度第 2 次補正予算において、勤務環境改善や就職準備のための支援が充実された点は評価できるが、保育士の配置基準や賃金水準といった抜本的な改善などについては不十分であると考える。

国においては、地域の少子化対策の取組を推進するため、「地域少子化対策重点推進交付金」を予算措置しており、平成 29 年度概算要求とともに、平成 28 年度補正予算にも計上された点は評価できるが、補正予算分は結婚支援に重点化した内容となっており、妊娠・出産や子育て支援に係る取組も幅広に対象とする必要があるものと考える。

国は、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業や子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業などの創設、ひとり親家庭等生活向上事業の拡充、児童扶養手当の加算額増額などに取り組んでいるが、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の施策を一層充実させる必要がある。

平成29年度予算概算要求において、待機児童解消のための受け皿の整備などが盛り込まれたものの、希望出生率1.8の達成に向け、引き続き、第2子以降の特定不妊治療に対する支援や、子育て世帯への経済的支援の更なる充実といった課題がある。

「ニッポン一億総活躍プラン」において、「子ども医療費助成に伴う減額調整措置の在り方について、見直しを含め検討し年末までに結論を得る」との方針が示された。県としては、速やかに対応できるよう国の検討状況をよく見ながら、市町とともに、予め実施時期や対象年齢等について協議を進める。

現在、地方団体において実施されている子ども医療費助成などの地方単独事業については、本来、国が統一的に実施すべき少子化対策等の福祉施策について、地方が子育て世帯の経済的負担緩和のため実施しているものである。しかしながら、これらの地方単独事業を行った場合、市町村国民健康保険に対する療養給付費負担金が減額され、市町村の国保財政に大きな影響を及ぼしている。当該減額措置については、本年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、「見直しを含めて検討する」とされたところであるが、現時点において具体的な方向性は示されていない。

本年8月2日に「未来への投資を実現する経済対策」が閣議決定され、「給付型奨学金については、平成29年度予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現する」とされるなど、子どもの貧困対策の充実が図られようとしていることに関しては一定程度評価する。

保育人材の確保に向けて保育対策関係予算を拡充して概算要求をされていること、給付型奨学金の創設について検討を始められていることは評価する。

子どもの医療費助成制度の創設については、特に情報はなく、動きが見えない。国民健康保険の国庫負担金減額調整措置については、厚生労働省の概算要求資料の中でも記載されているとおり、ニッポン一億総活躍プランの中で、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめを踏まえ、国民健康保険の減額調整措置について見直しを含め検討し、年末までに結論を得る」とされているものの、現段階での具体的な動きはない。

保育の人材確保策として、国では平成28年度二次補正予算の中で、潜在的保育士の再就職準備金の貸付額の倍増や、保育補助者雇用支援の拡充、未就学児を持つ保育士の預かりのためのファミリーサポートセンター等の利用料金の一部支援が行われるといった成果があつた。

子どもの貧困対策については、概算要求で地域の未来応援交付金が継続要求されているが、対象とする事業が先進的な取組などに限定されていることから、市町村での、積極的な取組に至っていない。

少子化対策に継続して予算措置されていることは評価に値するが、地域少子化対策重点推進交付金は対象が限定的であることから、制度を活用するのに苦慮する面がある。

給付型奨学金について　国においては平成29年度予算の概算要求に給付型奨学金の創設を盛り込み、現在制度設計や財源について検討がなされており、制度創設に向けた前向きな取組については評価できる。
子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での議論のとりまとめや、「ニッポン一億総活躍プラン」での検討等が行われており、少子化対策強化に向けた取組が進められている。
保育人材の確保については、平成29年度の国の概算要求において、保育士の待遇（賃金）改善に係る経費が盛り込まれた。
子どもの貧困対策については、「ニッポン一億総活躍プラン」での検討等が行われており、貧困対策充実に向けた取組が進められている。
地域少子化対策重点推進交付金は、平成29年度概算要求（内閣府）において増額されており一定の評価はできるが、子ども医療費助成制度の創設や国庫負担金減額調整措置の廃止に向けた具体的な動きはなく、また、保育人材の確保等の子ども・子育て支援新制度に係る概算要求は事項要求とされ詳細が不明であることから、どちらとも言えない。
全都道府県では、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、乳幼児等を対象に単独で医療費助成制度を実施しているが、国による制度はない。また、地方単独福祉医療費助成制度に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置は、国が本来果たすべきセーフティネットを担う地方自治体の努力を阻害するものである。更に、保育人材不足が深刻化する中、保育士資格を保有していても保育職場に就労しない者も多いため、更なる保育職場の魅力の向上に向けた施策が必要である。
貧困の連鎖を防止するためにも、被保護世帯の子どもの学習・高校進学対策の更なる充実が必要である。
合計特殊出生率は、国全体で1.46と、わずかながら改善が見られるものの、少子化に歯止めをかけるまでの数値には程遠い。子育て世帯では、保育料をはじめとして子育て経費への負担感が大きく、子育て支援についてはなお一層の充実を図る必要がある。一方で、保育士の給与水準は、一定の改善が図られたものの、まだまだ他の職種に比較して低く、保育人材の不足につながり、結果的に、保育ニーズに十分に応えられない現状がある。
全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設について、国は「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」の中で、「国における新たな医療制度の創設には統一的な基準を示す必要があるとの声は高まっている」としているが、一億総活躍プランや概算要求においても具体的な方向性が示されていない。
子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止については、国は上記検討会での取りまとめ結果を踏まえ、平成29年度の予算編成の中で検討しているため措置の廃止に向け一定の前進が見られている。
保育士の待遇については一定の改善が図られているものの、保育人材の安定的な確保のためにはさらなる待遇の改善が必要である。
子どもが多いほど有利になる新しい税制措置については、国の概算要求に盛り込まれており、その後の動向を注視していきたい。

	給付型奨学金については、文部科学省において、平成29年度概算要求項目に挙げられ予算編成過程を通じて制度内容の検討が進められることとなっており、制度創設に向けた動きが進んでいる。
要請すべき施策等	<p>子ども・子育て支援施策等の更なる充実・強化を図ること、そのために必要な予算を確保すること。</p> <p>子育て支援の充実を一層図るため、子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の財源確保に引き続き取り組むべき。</p> <p>地域少子化対策重点推進交付金については、補助対象の拡大、補助率の引上げを実施すること。</p> <p>各地域の実情に応じて、柔軟且つきめ細やかな施策を機動的に実施できるよう、「保育サービス全般に活用できる交付金」を創設すること。</p> <p>「地域少子化対策重点推進交付金」の制度改善（地域の実情に応じた柔軟な制度運用の実施や補助率の引上げ）を図ること。</p> <p>出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、またニッポン一億総活躍プランの加速化を図るため、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源を確保されたい。「地域少子化対策重点推進交付金」の当初予算額を増額かつ補助率を従来どおり10／10として制度の恒久化・拡充を図るとともに、予算総額を確保されたい。また、地方が創意工夫した取組を速やかに実施できるよう、対象分野の拡大や事業採択時期の前倒しなど運用の弾力化を図られたい。</p> <p>地域少子化対策重点推進交付金については、その事業採択に当たり、結婚支援体制の構築をはじめライフステージごとの地域実情に応じた柔軟な取組が可能となるよう、自由度の高い交付金としていただきたい。</p> <p>地方が地域の実情に合った、真に必要な少子化対策を実施できるよう、自由度が高く長期的な視点での事業の継続実施が可能な財政支援を行うこと。</p> <p>「地域少子化対策重点推進交付金」については、結婚、妊娠・出産、子育て支援に係る取組を幅広に対象とするなど、地域の実情に応じた取組が進むよう、柔軟性の高い運用を要望したい。</p> <p>地域少子化対策重点推進交付金については、継続するとともに、より地方の創意工夫が活かせるよう、弾力的な運用を可能なものとすること。</p> <p>地域少子化対策重点推進交付金に係る少子化対策事業については、すぐに成果が得られるものではないため、今後の結婚に関するセンターの運営費についても認めるなど、基盤となる部分についても安定的・継続的な財政措置をすること。</p> <p>子ども・子育て支援新制度の実施にあたっては、保護者や子どもが利用しやすい制度とすることはもとより、保育所の整備等による利用定員の拡大、病児・病後児保育や延長保育等の多様なサービスへの対応のほか、保育士等の配置基準の改善や職員の待遇改善をはじめとする保育士確保対策など、子ども子育て支援の量的拡充と質の向上を図るために、十分な財源を確保すること。</p>

子ども医療費助成に係る国保の国庫負担減額調整措置を早急に廃止すること。

子ども医療費助成事業や重度心身障害者医療費助成事業等の地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額制度を廃止すること。

子どもの医療費制度は「ナショナル・ミニマム」として国の責任において制度を整備するとともに、現物給付方式による制度の実施に伴う国民健康保険国庫負担金の減額調整措置を直ちに廃止するよう求める。

国は減額措置に関する検討経過を明らかにし、直ちに減額措置を廃止すべきである。

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止については、今、国を挙げて少子化に伴う人口減少問題に取り組んでいるなか、来年度概算予算において、「減額調整措置について見直しを含め検討し、年末までに結論を得る」とされているが、早急に減額措置を廃止すべき。

子どもの医療助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止については、見直しの対象とする年齢を、18歳までとすること。

年末に向けて検討中である「子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止」については、その実現が図られるべき。

医療機関の窓口での無料化（いわゆる現物給付）を実施する市町村に対する「国民健康保険の国庫負担金減額措置」を廃止されたい。

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止について、国は従来の「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」に加え、各市区町村における年齢階級別の国民健康保険被保険者数等の項目を含む調査を行うなど検討を進めているが、結論を早期に示していただきたい。

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止について、国は、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」での議論のとりまとめを踏まえ、ニッポン一億総活躍プランの中で「国保の減額調整措置について見直しを含め検討し、年末までに結論を得る」としており、今後の動向を注視する。

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置について、廃止の方向で積極的に議論し、平成29年度予算に反映できるよう、早期に結論を出していただきたい。

子ども医療費助成は、全ての自治体で地方単独事業として実施されており、主要な少子化対策として位置付けられることから、子どもの医療費に対する現物給付による助成を行った場合の、国民健康保険の国庫負担金の減額措置を直ちに廃止することを引き続き要望していくべきである。

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止については、本年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、「国民健康保険の減額調整措置の在り方について、年末までに結論を得る」とされたところであるが、現時点ではまだ結論に至っていないため、減額調整措置の廃止を強く求める。

子どもの医療費助成については、自治体の財政力により差がつかないように、国において全国一律の制度を創設すること。あわせて、子ども医療費助成に係る国庫負担金の減額調整の廃止について早急に結論を出すこと。

医療費の自己負担に対する助成制度が医療費増大の一因と捉え、実施している国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を廃止すること。
子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等減額調整措置の廃止については、「ニッポン一億総活躍プラン」において、「年末までに結論を得る。」こととされたが、その後の先行きは不透明である。早急に廃止すべきである。
国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置の早急な廃止については、子どもだけでなく、重度心身障害者、母子家庭等も含め同様の措置を講ずること。
子育て世帯の経済負担軽減に大きな効果のある「子ども医療費助成制度」に対して、実施市町村の拡大を図るために、現在、制度を実施する市町村に課せられる国保ペナルティを廃止する必要がある。
全ての子どもを対象にした医療費助成制度を創設すること。
少子化対策は喫緊の国家的課題であるので、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を構築していただきたい。
全ての子どもを対象にした医療費助成制度は、国の少子化対策として社会保障制度に位置づけ、国の責任において、早期に全国一律の制度として構築するべきである。
子どもの医療費助成について、国において早期に制度化されたい。現在、国の医療制度を補完する形で、医療費助成制度が地方単独事業として全国47都道府県すべてにおいて行われているが、安心して適切な医療が受けられるよう、ナショナルミニマムの観点から、国の責任において取り組まれたい。子どもの医療費助成が制度化されるまでの間の十分な財政措置を行われたい。また、医療機関の窓口での無料化（いわゆる現物給付）を実施する市町村に対する「国民健康保険の国庫負担金減額措置」を廃止されたい。
全ての子どもを対象にした医療費助成制度について、国に創設を求めているものの具体的な議論が行われていない。少子化対策及び子どもの貧困対策の観点から、国において検討がなされるべきである。
乳幼児医療の自己負担の軽減及び国における制度化について 乳幼児医療の自己負担の軽減等、子育て家庭に対する経済的支援について、国において制度化を検討すること。
子どもを対象にした医療費助成については、市町村に委ねるのではなく国において一律の制度を創設するよう要望する。
子どもの貧困対策については、地方の意見を十分踏まえながら、全ての子どもを対象にした医療費助成制度を創設するべきである。
全国一律に子育ての経済的負担を軽減する制度とし、国の責任で持続可能な制度設計と財源の全額確保を行っていただきたい。
全ての子どもを対象にした医療費助成の創設について、引き続き要望すべきである。
子どもの医療費助成については、自治体の財政力により差がつかないように、国において全国一律の制度を創設すること。
子ども医療のセーフティネットは社会保障政策の中に位置づけ、早急に子ども医療費助成制度を創設すること
子どもを対象にした医療費助成制度の創設について、方向性等が示されておらず、制度化を要望する。

子どもの医療制度においては、各市町間において競争的な対象年齢拡大の動きが激しくなっており、できるだけ早く国において統一的な基準を含めて新たな医療制度の創設に対して要望が必要。また、保育士等の給与面での処遇の改善を進めるとともに、保育現場の実態を踏まえた職員の配置基準の改善と必要な保育士を確保するための財源の確保を要請することが必要。これらの要望事項は、国の責任において統一的な少子化対策の抜本強化を図るべき対策について列挙したものであり、早期の実現に向け、今後も各都道府県が一体となって要請活動を継続すべき。

医療に関わる全国一律の助成制度の創設については、子どもだけでなく、重度心身障害者、母子家庭等も含め同様の措置を講ずること。

子どもの医療費助成については、国民健康保険の国庫負担金減額調整措置に加え、社会保障と税の一体改革における議論において制度として確立されていないと定義され、地方交付税の基準財政需要額に算入されなかった経緯があるが、全ての自治体で助成が行われている現状を踏まえ、算入すべき。

子どもの健康を守り、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを進めるため、引き続き全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設を要望する。

保育所等施設整備に対する財政支援を継続するとともに、施設整備に伴い必要となる保育士の確保や定着に向け、公定価格における保育士の処遇改善等加算について加算率の引き上げを早期に行うなど、保育士の処遇改善を図ること。

保育人材の確保については、保育士の勤務形態を改善するため、1歳児（6:1）、4、5歳児（30：1）に加配を実施すべき。

保育士の処遇改善などにより保育士等の継続的、安定的な確保につながる適切な措置を講じること。

保育人材の確保の必要性は継続すると見込まれることから、平成31年度以降の予算措置についても引き続き確保されたい。

平成29年度当初予算概算要求の中で事項要求とされている「保育人材の確保」については、その実現が図られるべき。

保育人材の確保においては、保育士の離職防止策として、幼稚園教諭や保育教諭と同等の研修を受講できるようにされたい。

保育士確保対策を更に強化するため、処遇改善及び再就職支援等の多様な取組を支援するとともに、これらの取組を行うための恒久的な財源を早急に確保すること。

保育人材確保のため、「ニッポン一億総活躍プラン」、「未来への投資を実現する経済対策」等に盛り込まれた保育士等の処遇改善の着実な実現を図ること。また、保育所職員の配置については、保育の質の向上を図るため、保育現場の実態に即した配置ができるよう乳児をはじめとする配置基準を見直すとともに、必要な財源措置を図ること。

保育人材確保について 就業継続のためには、他の職種と比較して 11 万円低いといわれる保育士の給与を改善することが重要である。国は「ニッポン一億総活躍プラン」において 2% 相当の待遇改善及び技能・経験を積んだ職員について 4 万円程度の追加的待遇改善を打ち出しており、平成 29 年度における確実な予算化を要請したい。また、技能・経験を積むに当たって必要な研修代替職員の雇用経費についても支援をするべきである。

保育人材の確保について、保育士の配置基準の改善や待遇改善のための十分な財政措置について、引き続き要望する。

保育人材の確保について、保育士不足が顕著な大都市圏における受け皿確保のみでなく、待機児童が不在の地域においても、保育の質の向上のための施策の拡充に留意すべき。

地域少子化対策重点推進交付金については、その事業採択に当たり、結婚支援体制の構築をはじめライフステージごとの地域実情に応じた柔軟な取組が可能となるよう、自由度の高い交付金としていただきたい。また、保育士修学資金貸付等事業の拡充については、時限的な取組ではなく、平成 29 年度以降も新規採択が可能となるようにしていただきたい。

保育士の待遇改善について、ニッポン一億総活躍プランの実現のために確保される財源が、保育士等の待遇改善や人材確保のための費用に確実に充てられるよう要望する。

待機児童解消のためには、早期の保育所整備とともに保育士確保対策が重要であり、子ども・子育て支援新制度において「質の改善」項目となっている 5% の職員給与の改善の実施を要求されているが、併せて、技能・経験を積んだ保育士職員について全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な待遇改善（月額 4 万円程度）についても、着実に実施されたい。

保育人材の確保について、潜在保育士の就労意向の把握が重要と考えており、こうした施策に対して更なる支援を求める。

保育人材の確保・定着には、待遇（賃金）や勤務環境の更なる改善が必要である。

専門職としての地位の確立に向け、保育士の給与水準改善や研修機会を確保するための代替職員の配置支援などの更なる待遇改善を実施すること。

保育人材の安定確保へ向け、待遇改善に向けた公定価格制度の更なる拡充を図るとともに、潜在保育士の再就職を促進するための支援制度の充実を図る必要がある。

給付型奨学金については、経済的に進学が困難な状況にある子どもたちが安心して進学できるよう、実態を踏まえて対象や給付金額等の制度設計をする必要がある。また、制度設計にあたっては、東京圏への一極集中を更に加速させることのないよう、地方の意見も聴取すること。

給付型奨学金制度について、概算要求事項の確実な予算化及び対象者や給付の内容などについて、同世代内で著しい不公平が生じない制度設計をお願いしたい。

国においては、給付型奨学金制度の創設に向けて検討を進めているところであり、また、子どもの貧困対策施策を一層充実させる必要があることから、引き続き要望すべきである。

子どもの将来がその生まれた環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖するような事態に陥ることのないよう、必要な環境整備、教育の機会均等など、子どもの貧困対策の抜本的強化を求める。給付型奨学金の創設について、国においては、平成29年度予算編成過程で制度内容を検討することとし、文部科学省も概算要求に際し事項要求しているところであるが、来年4月に確実に実現するようあらためて強く要請する。

創設される給付型奨学金制度については、支給要件や給付額など利用しやすい制度の実施を求める。

意欲ある学生等が経済的理由により進学等を断念することがないよう、給付型奨学金制度を創設すること。

給付型奨学金の創設、無利子貸与奨学金の拡充、奨学金の減額返還制度や返還期限の猶予・免除制度を拡充するとともに、早急な制度の創設に向けて検討を加速させると共に、検討状況やスケジュールについて逐次情報を提供すること。

給付型奨学金は、意欲と能力がありながら、家庭の経済的な理由により進学を断念せざるを得ない学生を無くす上で有効な制度であると考えられる。その制度創設に当たっては、国の責任において、恒久的な財源を確保するとともに、安定的な制度となるよう検討を進めるよう求める。

平成29年度当初予算概算要求の中で事項要求とされている「給付型奨学金制度の創設」については、引き続き、その実現が図られるよう強く求める。

給付型奨学金制度の創設など子どもの貧困対策の抜本強化を図られたい。

子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、これまでにない新たな仕組みが必要であり、所得税・個人住民税における配偶者控除や扶養控除のあり方をはじめ、三世代同居・近居の促進、所得税・個人住民税における婚姻転居費等の特定支出控除の対象への追加など、少子化対策に資する税制について幅広く検討すべき。この際、地方の行政サービスを支えるための自主財源を充実・確保することを前提として、検討を進めるべき。

少子化対策には多子世帯への支援が非常に重要であることから、多子世帯に対する経済的負担の軽減に重点を置いた支援となるようにすること。

子育て支援に係る税制措置を早急に検討し、税制改正を行っていただきたい。

被用者保険と比べ、特に子育て世帯の保険料負担が重いことから、均等割により子どもに対しても一律に適用されている保険料のあり方を見直すなどの措置を行うこと。

希望する子どもの数を持てるよう、多子世帯に有利な税制・年金制度を検討すること。

保育料の軽減に係る措置を拡充すること。

多子世帯保育料軽減制度における所得制限を撤廃すること。

所得制限を伴わない第3子以降の幼児教育・保育料事業を全国で実施していただきたい。

第3子以降の幼児教育・保育料無償化について所得制限を撤廃・緩和すべき。

第3子保育料無料化の所得制限の緩和、年収360万円未満世帯の第2子保育料の満額支援（現行制度では半額）を行うこと。

第3子に係る放課後児童クラブの利用料について無料化すること。

<p>多子世帯やひとり親家庭における保育に関する経済負担を軽減する（第3子以降の保育料無償化や放課後児童クラブの無料化）ことにより、安心して子どもを産み、育てられる環境の充実を図る必要がある。</p>
<p>貧困による教育格差の解消を目的とした教員定数の加配措置を大幅に拡充するほか、地域で行う学習支援に対する支援を拡充すること。</p>
<p>現在、国において制度内容等について検討されていることから、意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず、安心して学べるよう制度設計及び所要の予算確保をお願いしたい。平成27年度補正予算で創設された「地域子供の未来応援交付金」を活用した子どもの貧困に関する実態調査・分析や支援体制整備計画の策定といった取組を、より効果あるものとしていくため、今後とも予算の確保をお願いしたい。</p>
<p>生活困窮家庭及びひとり親家庭の子どもに対する学習支援等、子どもたちが必要な学力を確実に身につけられる体制整備への支援について、実施自治体への国の負担割合を増加するなどして充実させること。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの常勤化を含む待遇改善による専門性の高い人材の確保と配置の拡充を支援すること。</p>
<p>貧困家庭の子育て環境の整備と教育機会の均等化を図ること。</p>
<p>子どもの貧困対策の推進にかかる財源確保を確実に行うこと。</p>
<p>生活困窮が強く懸念されるひとり親世帯への支援について、国を挙げた総合的な対策を強力に推進するべきである。また、支援施策については、地方の意見を聴取し、柔軟な制度とするべきである。</p>
<p>各自治体が取り組む子どもの貧困に関する事業で、幅広く活用できるよう、財源措置を行うこと。</p>
<p>保護者や子どもへの支援策の抜本強化を図るとともに、都道府県の子どもの貧困対策計画等への支援を行っていただきたい。</p>
<p>ひとり親家庭の就業支援や児童福祉施設等の子どもたちの自立支援の充実など、特に厳しい環境におかれられた世帯への支援の一層の充実を図るとともに、継続的な財政支援を行うこと。</p>
<p>高等学校等就学費を教育扶助に位置づけるとともに、教育扶助の学習支援費を増額すること。また、生活困窮世帯の子どもに対する生活習慣獲得の支援、進学の意欲助長、高校進学後の就学フォロー等を行うNPO等の民間団体を支援する制度を創設すること。</p>
<p>地域ごとの貧困状況の把握が必要であり、都道府県別の子どもの貧困率等について、国が統一的な基準で調査を実施し、結果を公表すること。</p>
<p>子どもの貧困率は全国で16.3%となっているが、サンプル数が少ないので調査データの信憑性が薄いとして国では都道府県別のデータを公表していない。全国的に統一的な基準での調査が必要と考えられるので、国の責任において、相対的貧困率や、子どもの貧困率等について統一的な基準で調査するとともに、その結果や算出方法を自治体に提供していただきたい。</p>
<p>都道府県ごとの子どもの貧困の実情が分かるような調査研究を国が企画し、継続的に実施すること。</p>

<p>「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づき、国において地域の子どもの貧困率などが分かるような調査を実施されたい。</p>
<p>子どもの貧困の実態、新たな指標の開発の調査・研究が進められているようだが、各自治体において、その実態が把握できるような算出方法等の検討の動きが不明。子どもの貧困対策等を各自治体において進めるにあたり、都道府県別「相対的貧困率」や「子どもの貧困率」が必要なことから、引き続き基礎データの算出や自治体へのデータ提供を求める必要がある。</p>
<p>義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、公私間格差解消の観点から、私立高等学校と同様に、国において就学支援金の支給制度を創設すること。</p>
<p>高校生に対して、公私間格差なく教育費負担を軽減する総合的な仕組みを国において構築するとともに、国の高等学校等就学支援金の更なるかさ上げも実施（既存補助制度の拡充）すべき。</p>
<p>高等学校等就学費を教育扶助に位置づけるとともに、教育扶助の学習支援費を増額すること。生活困窮世帯の子どもに対する生活習慣獲得の支援、進学の意欲助長、高校進学後の就学フォロー等を行うNPO等の民間団体を支援する制度を創設すること。低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減措置として創設された「高等学校等奨学給付金」は、全額国庫負担とともに、高等学校等の事務費を措置すること。高校生向けの貸与型奨学金事業について、日本育英会から都道府県への事務移管に伴い平成26年度まで措置されていた交付金に代わる財源を確保すること。高校生に対する奨学金制度について、都道府県が実施する給付型奨学金もしくは貸与型奨学金にかかる返還免除措置に必要な財源を措置すること。</p>
<p>不妊治療に対する支援を拡充すること（一般不妊治療、人工授精治療の支援対象化）。</p>
<p>不妊治療で、第2子以降の出産を望む夫婦を支援するため、特定不妊治療に係る助成回数を通算ではなく、1出産につき6回とすること。</p>
<p>結婚を希望する独身男女の出会いの場の創出、仕事と子育てを両立できる職場環境づくりと男性の育児参画に向けた機運の醸成、社会全体で子育て世帯を応援する機運の醸成、貧困家庭の子育て環境の整備と教育機会の均等化について国の更なる支援をお願いしたい。</p>
<p>ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実と結婚支援拠点への財政支援の拡大を図ること。</p>
<p>仕事と子育てを両立できる職場環境づくりと男性の育児参画に向けた機運の醸成、社会全体で子育て世帯を応援する機運の醸成を図ること。</p>
<p>各自治体がそれぞれの実情に応じた制度の運用を可能とするよう、柔軟な制度設計をいただきたい。</p>
<p>子育て・教育に要する経費を社会全体で分かち合う「こども保険制度」を創設すること。</p>

3 地方への人の流れを生み出す取組の促進について

	意見
評価	<p>企業版ふるさと納税制度には各種の制約があるなど問題があるが、改善されていない。</p> <p>地方拠点強化税制については、東京からの移転の場合でも企業全体の雇用増がないと優遇が受けられることについて早急な見直しが必要。</p> <p>企業版ふるさと納税制度について、基金への積み立てに制約があるなど、地方が真に使い勝手の良い制度とはなっていない。</p> <p>地方への人の流れを生み出す取組を促進するため、国では、介護保険制度に係る住所地特例の拡大と調整交付金の拡充が検討されている。住所地特例の拡大は、昨年4月に有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者住宅が新たに住所地特例の対象となったことから一定の促進が図られた。更なる拡大として、元気な高齢者が一般住宅へ移住する場合も対象とする意見もあるが、高齢者の転出超過となっている市町村にとっては逆に負担増となるため慎重な検討が必要である。また、調整交付金については、現在、国の社会保障審議会介護保険部会において、現行の特別調整交付金の配分方法の見直しが検討されているが、特別な財政調整制度の創設までの議論は行われていない。</p> <p>地方創生は「東京対地方」という構図ではなく、東京と地方が共存共栄し日本の発展に寄与する日本全体の創生を目指すべきである。東京への人口流入の背景には、旺盛な経済活動、多くの雇用の創出、人や情報などの充実した都市基盤が、地方の企業や若者を誘引したことなどがあり、これは個々人の自発的な「選択」の結果である。地方拠点強化税制や企業版ふるさと納税は、地方税の応益原則に反する上、地方税財源総体の拡充につながらないことから、当該制度の拡充を求めるべきではない。地方拠点強化税制は、企業の都市から地方への移転に対して優遇措置を講じるものであり、日本全体の活性化に直接つながるものではない。また、いわゆる企業版ふるさと納税は、一部の地方公共団体を対象外としていること、行政サービスの受益に対する法人の税負担という応益性の原則を損なうこと、企業から地方公共団体へ便宜供与を求めるモラルハザードのおそれがあることなど、様々な問題を抱えている。</p> <p>平成27年の東京圏への転入超過数が約12万人（前年比約1万人増）となり4年連続で増加するなど、東京一極集中の傾向が加速している。</p> <p>平成27年度に、国立大学及び私立大学の入学定員超過に係る基準の厳格化（学納金返納又は補助金減額措置）や大学等設置認可基準の厳格化（新たな学部等設置申請の不認可）が行われたが、現在の入学者数を維持するため定員増の申請をしたと思われる都市部の大学が見受けられたことから、定員管理の適正化には効果があったが、大都市圏への学生集中抑制の効果は想定よりも少なかったのではないか。</p>

政府は、大学進学時における大都市圏への学生集中の抑制を図るため、入学定員充足（超過）率の基準を厳格化し、全国の大学に適用することとしている。しかしながら、大学進学時の都道府県別純流入者数は、東京が 72,318 人と突出している。東京の大学生の全国シェアは、平成 10 年度まで低下の傾向にあったが、その後は人口シェアをはるかに上回る全国の 4 分の 1 を占める水準に高止まり、最近 10 年間は上昇に転じている。また、今年度 6 月に、大学設置・学校法人審議会が私立大学の入学定員を 7,354 人増やすことを認める答申をしており、その約 3 分の 1 が東京の大学の入学定員であった。更に、8 月にも、2,058 人の入学定員増を認め、その約半数が東京の大学である。大学は、地域の未来を支える人材育成と地域の産業・経済の発展に貢献する研究の拠点である。とりわけ、東京以外の地域において、地方創生に果たす大学の役割は極めて大きく、その機能強化に取り組まなければならない。このような状況を踏まえると、大学生の東京一極集中は正に向けては、東京の大学とそれ以外の地域の大学を明確に区分した対策を講じることが重要である。

首都圏への一極集中の解消を掲げて、地方創生の取組を進めているが、歯止めがかからっていない状況。地方への人の流れを生み出すには、地方が独自に取り組む移住・定住政策の推進と若者の雇用拡大や地方大学の活性化のほか、東京圏から積極的に地方への転出を促すことが必要であり、このための施策が未だ不十分である。

「地方拠点強化税制」について、企業の本社機能移転等を推し進める地方拠点強化施策については、企業の移転先である地方の観点からみると、同じ地方創生に資する企業の立地であるにも関わらず、その優遇措置について、東京 23 区から本社機能を移転する「移転型事業」と地方において本社機能を拡充させる「拡充型事業」で異なる取り扱いとなっている。税制優遇措置についても、平成 29 年度末までに整備計画の認定を受けた企業が対象となっており、平成 30 年度以降の税制優遇措置は担保されていない。特に、オフィス減税については、平成 29 年度に整備計画の認定を受けた企業については、その優遇措置が縮小される（内閣府において平成 29 年度税制改正要望でオフィス減税の優遇措置の継続が要望されている）。

平成 28 年度以降の私立大学経常費補助金については、三大都市圏に集中している私立大学の入学定員超過を是正するため、大学の規模に応じて一定の超過率を超えた分の補助金を不交付とする取り扱いとしており、一極集中のは正の面で評価できる。

①人・モノ・企業の東京への過度の集中

- ・全国の企業等法人数の 20% が所在
- ・資本金 10 億円以上の法人に限っては 55% が集中

②東京一極集中は日本全体の構造的課題

地方の取組だけで解消できる課題ではなく、国が自ら率先して企業の地方移転促進など、具体的な成果を挙げていく必要がある。

③従来の延長線上でない施策展開

東京都への人口の転入超過は 2012 年以降 4 年連続で増加し、東京一極集中の傾向も依然として続いているため、従来の延長線上でない施策展開により、地方においてドラスティックな変化をもたらしていく必要がある。

まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「地方への新しいひとの流れをつくる」ことを基本目標の1つに掲げ、2020年に東京圏から地方への転出を4万人増、地方から東京圏への転入を6万人減少させ、東京圏から地方の転出入の均衡を図ることとされていたが、実際には、東京圏への転入超過が年々拡大しており、その抜本的な対策が必要である。特に、東京都においては、工業（場）制限法の廃止以降、従業者数・学生数ともに、大幅な増加を記録しており、それに加えて、平成28年度からは、東京圏の大学を中心に定員を増加させる動きが顕著になっている。今後18歳人口の減少が確実な中で、特に、次代の担い手となる若年層の東京集中を抑止し、地域に留めていく取組が急務である。

平成29年度税制改正要望において、地方拠点強化税制の更なる拡充が要望されていることについては、一定の評価ができる。その一方で、現時点、東京一極集中はむしろ加速化しているため、更なる支援制度の拡充や新たな支援制度の創設が必要であり、特に、雇用促進税制については、企業全体の雇用増が求められることから、その適用が大変困難な状況であり、税額控除額の増額より適用対象に係る制度拡充を優先すべき。

介護保険に係る財政調整制度については、社会保障審議会介護保険部会において、調整交付金のあり方について検討が開始されたことは、地方の意見を踏まえた対応として一定の評価ができるも。

企業版ふるさと納税については、8月に示された取扱いにおいて、①地域再生計画認定後の議決が認められたこと、②事業の事前着手が一定認められることとなったことから、一定の改善はなされたものと考えている。

就職時の東京圏への転入超過が東京一極集中の大きな要因の一つであるため、地方拠点強化税制を創設して企業の地方移転を促しているが、地方移転が進んでいるとは言い難い状況であることから、税制優遇措置の抜本的な拡充等を検討すべきである。

企業版ふるさと納税については、基金への積立てが原則認められていないこと、寄附を行う法人の見込みがなければ地域再生計画の申請ができないこと、地域再生計画認定時期までには予算の議決を受ける必要があることなどの制約があり、使い勝手の面で課題がある。

大学進学時の東京圏への転入超過が東京一極集中の大きな要因となっているため、地方大学との均衡を図るためにも大都市圏の大学の定員管理を抑制するなどの対応が必要であり、国では入学定員を超過した大学に対する助成を厳格化するなどの措置が行われているが、学生の都市部、特に東京への一極集中に歯止めがかかっておらず、早急にその抑制を図る必要がある。

政府においては、地方拠点強化税制の創設等に取り組んでいるが、地方拠点強化税制はまだ本県での適用実績がなく、効果は不透明であり、大学入学定員の抑制についても定員超過の大学のみを対象とした措置であり、その効果は限定的ではないか。地方創生の観点から、地方への人の流れを生み出す取り組みを抜本的に強化することが必要である。また、企業版ふるさと納税については、制度上の制約から地方自治体にとって活用しにくいものとなっており、全国的に取組が進んでいない状況にある。

地方拠点強化税制については、徐々に拡充が図られているが、未だ企業の地方移転を強力に促す制度とはなっていない。企業版ふるさと納税制度については、既存事業の財源振替不可、返礼品不可、基金積立原則不可等様々な制約があり、全国的にも活用が進んでいない。介護保険に係る特別な財政調整制度、大学の定員管理に係る措置の強化については、特に進展していない。

本県では、東京 23 区以外からの本社機能移転も促進する支援制度を設置したところ。地方拠点化税制は地方にとって、税収増加などの経済効果だけでなく、働く場の魅力向上や選択肢の拡大につながり、若者の県内への定着促進にも大きく寄与することが期待される。

文部科学省は、平成 28 年度から入学定員を大幅に超過している私立大学に対する経常費補助金の不交付に取り組むとともに、定員を 1.3 倍以上超過している大学については学部の新設を認めないこととしている現行の基準を平成 29 年度開設分から段階的に引き下げるとしており、一定の取組はなされていると評価している。

社会保障審議会介護保険部会（平成 28 年 8 月 19 日）で、財政調整交付金のあり方について検討がなされており、財政調整機能の強化に向けた論点が提示されている。地方創生に資するものになるか、今後の検討状況を注視したい。

企業版ふるさと納税について、既存事業の振替不可、事前着手している事業は不可、申請時点で 1 社以上の寄附の目途があること、交付金や補助金への地方負担分への充当は不可となっているなど、認定要件が厳しい。

東京圏の大学が平成 29 年度の入学定員を大幅に増加させており、東京一極集中が加速するのではないかと懸念している。

企業版ふるさと納税制度については、地域再生計画の認定申請時点で、1 社以上の法人から寄附の目途があることや、本社が所在する法人からの寄附は対象外となっていることなど、地域再生計画の認定申請にあたっての要件が厳しいものとなっており、また、不測の事態により予定した寄附が得られず、歳入が不足することも想定される。

大学の定員管理については、平成 27 年 6 月に文部科学省から「地方創生のための大都市圏への学生集中是正方策について」が示され、平成 28 年度の入学者から入学定員超過の適正化に向けた取組みが段階的に開始されたことは、評価できる。一方で、大学設置・学校法人審議会答申によると、平成 29 年度入学者について、東京の私立大学を中心として入学定員を増加させる予定となっており、東京一極集中のは正に逆行しているのではないか。

東京 23 区からの本社機能移転である移転型事業は要件が厳しく、1 件も認定に至っておらず、首都圏から地方への人の流れを大きく生み出しているとは言い難い状況である。

企業版ふるさと納税制度について、本県においては、多くの企業を訪問して寄附を呼び掛けたが、寄附の申出のあった企業は数社にとどまる。その原因として、対象となる事業が原則として新規事業のみであり、着手済み事業が対象とならないこと、また 1 件以上の寄附の申出がないと地域再生計画の申請ができないこと等、企業の意向と事業認定にタイムラグが生じやすいという制度の運用面に課題がある。

都市の高齢者の方への移住を促進するには、「介護保険に係る特別な財政調整制度の創設」は有効な手段の一つであるが、国の検討は進んでいない。

現在、国の社会保障審議会介護保険部会における財政調整交付金の見直しについて、算定の係数の一つである後期高齢者加入割合に、85歳以上の年齢基準区分を設ける細分化等が検討されており、保険料については財政調整機能の維持が見込まれるところである。一方、介護保険の地方財政負担増への対応策については、現在議論が行われていない。

東京圏への学生の過度の集中が、地方から東京圏への人口流出の大きな要因となっている。国においては、平成28年度から私立大学等経常費補助金の全額不交付基準の厳格化を段階的に実施し、更に平成29年度から定員を大きく超過する大学に対する学部・学科の設置等の認可制限の厳格化を新たに講じることとしており、一定程度評価できる。しかしながら、定員超過規制の基準に抵触しない大学においては、定員そのものを増やす動きを加速しており、定員超過に対する規制の実効性が損なわれている。

企業版ふるさと納税制度の柔軟な制度への拡充・改善、手続の簡素化について、対応がなされていない。

介護保険に係る特別な財政調整制度の創設については、慎重な検討が必要。年齢が高い高齢者が多い自治体に今よりもきめ細かく国の財源を配分していく方法については、別途、国が、地域差の実態（介護予防等の進捗状況を図るアウトプット・アウトカム指標）に基づいて調整交付金等を念頭に、都道府県・市町村に対するインセンティブ付与を設ける仕組みを検討している中、安易な財源切りの口実とされないよう、慎重な意見出しが必要（インセンティブ付与は、努力した自治体にプラスで付与する仕組みにするにせよ、大多数の自治体が減額されるような仕組みとならないことが大前提）。こうした議論がなされていることを意識しないまま、CCRだけを念頭に意見出しをすることによって、かえっておかしな議論になることを懸念）。なお、住所地特例の拡大については、最初の住所地市町村が転出後の転入出の状況をずっと追い続ける仕組みを構築したらどうかという提案であれば、市町村の業務に過度な負担と混乱が生じる仕組みの創設は実施困難であり、慎重な検討が必要。

現行の地方拠点強化税制が、東京23区に過度に集中している企業の本社を分散させる効果を有しているかの検証をした上で進めるべき。また、地方への人の流れを生み出すための介護保険に係る特別な財政調整制度の創設については、取り組まれておらず、評価できない。

地方拠点強化税制の創設により、本社機能移転・拡充に関する優遇措置を図ったことは、ある程度評価できるが、地方への流れを生み出すには不十分である。

介護保険については、国の社会保障審議会において、介護保険制度における財政調整交付金の見直しに関する議論が進められており、今後の推移を見守っていく。

工業等制限法の廃止以降、大学入学者等は東京のみが大幅に上昇しており、本県の若年世代15～19歳が、20～24歳になるときに約7千人の大幅な転出超過となっている。そのため、東京の大学の新增設の制限及び地方大学の進行・支援を含む抜本的な立法措置が必要である。

地方拠点強化税制は、制度導入後も引き続き東京一極集中が加速していることから、是正に向けた施策の強化をした上で、平成29年度以降も制度を継続すべきと考える。

企業版ふるさと納税は、企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取組みとするものであり、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブになると期待できる。

大学の定員管理については、国は、昨年7月、入学定員を超過する私立大学等に対する補助金交付の厳格化措置を公表したが、経過措置期間である今年度、大都市圏の大規模私立大学において大幅な定員増が行われており、地方から都市に若者が流出する構図が拡大している。一方、地方大学では、自治体と連携して地元高校生の進学拡大や地域志向教育、地元企業への就職支援など、学生の地元定着の促進を図る活動の強化に努力している。

企業版ふるさと納税については、本社がある法人の寄附や、既存事業の振替、着手済事業、交付金等充当事業が対象とならないこと、申請時点で寄附企業を1社以上確保しておく必要があることなど、非常に限定的な制度となっている。

介護保険に係る特別な財政調整制度について、現在、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会において、財政調整交付金の調整機能の強化に関して、平成28年中に結論を出すべく議論がなされているところであり、地方の意向を踏まえた一定程度の結論が出されるものと思われる。

私立大学の入学定員管理に係る私立大学等経常費補助金の見直しに伴い、入学定員の厳格化が行われることとなったが、一方で、大都市圏にある大規模校では入学定員を増やす動きがあることから、学生の東京一極集中について十分な効果が上がっているとは言い難い。

東京一極集中の傾向は加速しており、特に若者の地方還流を促すため、政府の強力なリーダーシップによる一層の取組が必要。

・平成29年度の内閣府税制改正要望において地方拠点強化税制の拡充が要望されていたことは評価できる。

企業版ふるさと納税については、計画認定申請時に最低1件の寄附の見通しが立っていることが求められているが、計画が認定されていない段階での水面下での法人との調整が進めにくい、計画認定前の事前着手が認められていないなど運用面においてなお課題がある。

大学生の還流・県内定着に向けて、大学生への県内企業の認知度向上等が課題となっている。

企業や大学の地方移転を更に促進し、東京一極集中を本格的に是正するためには、国において、地方での立地等を促進する立法措置を講じるなど、抜本的な支援策が必要である。

地方拠点強化税制については、平成29年度税制改正要望（内閣府）において拡充が要望されていることから一定の評価ができる。

介護保険に係る特別な財政調整制度の創設に関して、社会保障審議会介護保険部会で財政調整交付金の見直しの議論が進められているが、地方の要望に沿った内容となるかどうか現段階では不明である。

国は、2020年までの5年間の累計で東京圏から地方へ約10万人の人材還流を掲げているが、三大都市圏の中で東京圏のみ転入超過で推移しており、東京一極集中のは正は進んでおらず、評価できない。

	<p>大学の定員管理については、私立大学の東京圏集中の是正に向け、入学定員超過に係る是正措置が平成31年度から導入予定であるなど一定の対応がなされているものの、私立大学から駆け込みの定員増要求が見られることから、定員管理以外の東京圏集中の是正に向けた取組も必要と考える。</p>
	<p>東京一極集中は、我が国全体の構造的な課題であり、各地方の人口対策だけでは解決しない。国の責務として、東京圏への人口流入を実質的に抑制するため、大胆かつ実効性ある政策を立案・実行する必要がある。</p>
	<p>国においては、本社機能の地方移転を促す税制措置、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）などの取組を進めているが、東京圏への人口集中は止まるどころか、平成27年度の転入超過が12万人（対前年度約1万人増加）と、増加傾向にある。</p>
	<p>地方拠点強化税制について、内閣府における平成29年度税制改正要望として、①オフィス減税の拡充②雇用促進税制の拡充③支援対象外地域の見直しに取り組んでいることは評価できる。</p>
	<p>企業版ふるさと納税については、都市部から地方への新たな民間資金の流れを作るものであり、自主財源に乏しい自治体にとっては、新たな財源確保の手段として有効である。</p>
	<p>企業の地方移転を促進する地方拠点強化税制や企業版ふるさと納税の創設により、地方回帰を進める政策が創設されたところであるが、企業の地方移転の具体化には、地方からのプロモーションの浸透や機運醸成により、一定の時間がかかる。</p>
	<p>高齢者的地方回帰を進めるにあたっては、将来的な介護費用等の負担に関する懸念に対する地方自治体の理解が必要となる。</p>
	<p>地方から都市部への人口流出で大きなポイントとなる大学進学時の人口移動について、地方における選択肢の拡大を図ることも重要となる。</p>
	<p>現在、国の社会保障審議会において、平成30年度の介護保険制度改革に向けた介護給付費財政調整交付金の配分方法の見直しが検討されていることは、一定評価できる。</p>
要請すべき施策等	<p>国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担や、従来事業や着手済事業に対しても企業版ふるさと納税が活用できるようにするなど、制度の運用を見直すこと。</p>
	<p>企業版ふるさと納税制度について、企業や地方が積極的に制度を活用できるよう、事業終了前（事業費確定前）の寄附の払込みを可能としたり、基金への積立てに係る取扱いを弾力化するといった改善を図られたい。</p>
	<p>既存の基金に寄附金を積み立て実施する事業についても、企業版ふるさと納税の対象事業として認めること。</p>
	<p>企業版ふるさと納税については、モラルハザードなどが今後発生しうるため、その動向には十分な注意が必要である。</p>
	<p>企業版ふるさと納税については、使途が明確となつていれば既存の基金も対象とするほか、地域再生計画の申請段階での寄附法人の確保要件を緩和するなど採択要件等の制約を可能な限り緩和し、地方が自由に創意を發揮した事業を進める仕組みとすべきである。</p>
	<p>企業版ふるさと納税については、寄附を行う企業に対する代償としての経済的利益の供与の禁止など、引き続きモラルハザードにならぬようになるとともに、地方の自主性と主体性を尊重し、弹力的に運用するなど実効性のある制度運用に努めるべき。</p>

<p>企業版ふるさと納税については、事業費が確定した後に、企業からの寄附を受納しなければならないことや地域再生計画の申請段階で1社以上の寄附の申し込みが必要であることなど、活用に当たって支障になる要件があり、その改善を求める。</p>
<p>企業版ふるさと納税については、寄附を行う企業に対する代償としての経済的利益の供与の禁止など、引き続きモラルハザードにならないようにするとともに、地方の自主性と主体性を尊重し、弾力的に運用するなど実効性のある制度運用にすべきである。</p>
<p>企業版ふるさと納税について、各自治体での取り組みを進めるためには、認定要件を緩和し、実効性のある弾力的な運用ができるよう、制度改正が必要である。</p>
<p>企業版ふるさと納税について、①本社が所在する地方公共団体への寄附であっても、地方公共団体の財政状況など一定の要件の下、課税特例の対象とすること。②地域再生計画の申請時点で寄附の見込みが立っていない場合も、申請を可能にすること。③大学生等の地元定着促進を目的とした奨学金返還助成事業について、既に積み立てた基金を財源として実施する場合も企業版ふるさと納税を活用する事業として認めること。</p>
<p>企業版ふるさと納税について、地方の自主性・主体性を尊重し、要件緩和や手続きの簡素化を行い、実効性のある弾力的な制度運用を図ること。</p>
<p>企業版ふるさと納税制度に関しては、地方の創意・自主性を尊重し、本社所在の法人からの寄附についても、一定要件を満たす場合は対象とすることや、地域再生計画の認定申請にあたって、申請時点で1社以上の寄附を行う法人の見込みが立っていることなどの要件を緩和するとともに、実効性のある弾力的な制度運用を図っていただきたい。</p>
<p>地方の創意工夫・主体性を尊重し、着手済みの事業についても対象とすること、地域再生計画の申請に当たっては個別企業からの寄附意向の取付までは不要とすること等、実効性のある弾力的な制度運用を図ること。</p>
<p>地域再生計画の申請に当たり、事業実施期間・KPIの設定方法等に関する国から細かい指摘があり、申請までにかなりの時間を要するため、事務手続きの簡素化を図ること。</p>
<p>企業版ふるさと納税制度の柔軟な制度への拡充・改善、手続の簡素化を図ること。</p>
<p>企業版ふるさと納税について、国の責務として地方創生や人口減少対策を進めるため、法人税を中心とした制度にすべき。</p>
<p>企業版ふるさと納税について、要件等を緩和するとともに、より実効性のある弾力的な制度運用を図っていただきたい。</p>
<p>企業版ふるさと納税制度については、地方にとってより使い勝手の良い、自由度の高いものとなるよう、引き続き運用の改善をお願いしたい。特に制度活用を予定している来年度事業に係る計画認定については、年度当初から事業着手が可能なスケジュールとなるよう御配慮願いたい。</p>
<p>企業版ふるさと納税制度の柔軟な制度への拡充・改善、手続の簡素化に関し、地方創生推進交付金事業との併用について、併用した方がより効果的、効率的に事業を進めることができる場合もあることから、併用についても認めること。また、1社以上の寄附見込みを認定の条件とすることについて、その条件を緩和し、現状で寄附見込みが具体的に無い場合であっても、効果が高い事業と認められる場合には認定できるようにすること。</p>

企業版ふるさと納税制度においては、運用上の制約が多く、企業が活用しやすい制度とは言えないが、制度の改善、手続きの簡素化が行われていないため、①寄附の申出の有無に関わらず、地域再生計画の申請を認める　②事業完了前の寄附の受領を認める等、企業の意思を地方が活かしやすい柔軟な制度とすべきである。

企業版ふるさと納税について、事業の完了後にしか寄附を受け入れられない現在の運用では、決算期が3月以外の企業にとっては活用しづらくなっているため、より柔軟な運用について検討いただきたい。また、企業にとっては、寄附を通じて地域貢献していることが広く周知されることが本制度活用の大きなメリットとなるため、国としてより積極的に本制度を活用した企業の周知を強化するなどの取組を実施していただきたい。

地方拠点強化税制について、東京から地方への移転の場合は、企業全体の雇用増に関わらず、地方の雇用増に着目して雇用促進税制の対象とすべき。

地方拠点強化税制について、企業の本社機能の地方移転に対して、今後、更にインセンティブとなる国制度の創設、見直しに取り組むこと。

地方拠点強化税制の拡大には慎重な検討が必要である。また、企業版ふるさと納税については、モラルハザードなどが今後発生しうるため、その動向には十分な注意が必要である。

東京一極集中の是正に向け、地方拠点強化税制の更なる拡充も含めた企業の地方移転の促進、地方への定住・半定住の促進など、地方への人の流れをつくるための税財政制度について幅広く検討すべき。①オフィス減税における平成29年度に引き下げられる税額控除率の現行水準への引上げ、②雇用促進税制における質の高い雇用の促進等に資する優遇措置の拡充、③支援対象地域の拡充の検討及び仮に拡充する場合、現行の支援対象地域と支援内容に差を設けることの検討。

全国に共通する課題として若者の県外転出の抑制が大きな課題となっているなか、労働人口の減少と景気の好転により、本県においても対前年比較（H26年とH27）で100名の転出拡大となっている。また、地元大学を志向する県内学生や県内企業へ就職する学生は減少傾向となっている。

このような状況を改善するには、地方だけの取組では限界もあることから、若者の県外転出の最も大きな原因である進学を機とした地方から東京への学生転出の流れに歯止めをかけるため、国として東京圏における大学定員の抑制など、効果的な対策に早期に取り組むこと。

また、地方への人の流れを生み出すには、東京圏から積極的に地方へと転出を促していく継続的な取組が必要であることから、地方を志向する若者が増加し、地方移住の機運が更に高まるよう、メディアが集中する首都圏での田舎暮らしの魅力の情報発信などに国としても取組を行うこと。

さらに、元気高齢者の地方移住による地域活性化の取組が加速化するよう、高齢者の移住に伴い都市部の資産を売却して地方において住宅購入する住宅買換に対する優遇税制など、地方移住に向けたインセンティブを講じること。

地方拠点強化税制について、企業の本社機能移転等により地方創生を進めるには一定期間を要することから、5年間ではなくより中長期的な視点に立った多様な支援により、企業の本社機能移転等を後押ししていくことが必要である。オフィス減税については、特定業務施設の設置者と利用者が異なる場合(親会社が整備し、子会社が利用する場合等)、当該施設が優遇措置の対象外とされているため、資本関係がある場合や設置者と利用者の事業の関連性が高い場合にあっては、優遇措置の対象となるようにすべきである。引き続き企業の地方分散を強力に推進するため、企業の本社機能移転等を推し進める地方拠点強化施策の更なる強化・拡充を図るなど、諸制度の再構築を積極的に進めていただきたい。

企業の本社機能や研究開発拠点等の東京圏から地方への移転について、企業が地方へ移転する上でのインセンティブがより高まるよう、次のような取組を行うこと。

- ①企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制の更なる拡充を図ること。
- ②東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度の創設を図ること。

地方への新しいひとの流れをつくることが地方創生の大きな政策目的であり、そのための施策である地方拠点強化税制は、この目的に純化した制度とすべき。同税制の「雇用促進税制」では、適用要件として企業全体の雇用増が求められている上に、企業（特に大企業）において、更なる生産力向上のため、IT利活用や機械化の推進とセットで労働力を集約させるケースが増加している現状にあっては、制度を適用できない事例が多いことから、地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する支援制度の創設を求める

地方拠点強化税制については、平成29年度税制改正要望において、オフィス減税における平成29年度に引き下げられる税額控除率の現行水準への引上げ、雇用促進税制における優遇措置の拡充などが検討されているが、企業の地方移転を強力に促すためにも、移転企業に対する更なる税制優遇措置（法人関係税、固定資産税の減税等）の創設など、立法措置により抜本的な対策に取り組むべきである。

東京における企業や大学の集中を緩和し、地方への人の流れを生み出すため、具体的な立法措置、予算・税制措置を検討すべき。

東京一極集中が依然として進んでいる状況に鑑み、税制面も含め、地方への人の流れを生み出す取組を更に促進すること。

地方拠点強化税制について、平成29年度税制改正に向けて、オフィス減税にかかる税額控除等の拡充要望がなされているところであるが、地方における企業拠点の強化を促進するため、当制度を引き続き維持・拡充されたい。

企業等の東京一極集中による弊害を解消するため、国による抜本的な対策を講ずるよう要請する。東京圏への企業の新增設の制限、地方へ移転する企業等に対する新たな税制優遇措置（法人関係税、固定資産税等）の創設や現行制度の拡充、本社機能等の移転等を行う企業への支援に対する交付税措置の創設。

地方拠点強化税制は平成 29 年度末までの制度となっているため、当該期限を延長すること。税制優遇を受けるためには、新規に建物を取得・整備する場合に限られること等、様々な条件があり、企業にとって使いやすい制度となっていなかったため、要件を緩和すること。企業の東京一極集中を是正するため、地方へ移転する企業に対する抜本的な税制優遇措置を創設すること。

企業の本社が東京 23 区に過度に集中していることが、地方創生を推進する上での課題であり、地方拠点強化税制の目的は、東京 23 区から他の地域へと企業を分散させることであることを踏まえた上で、制度の拡充を求めていくべき。地方創生において、東京一極集中の是正が必要だということは認識しているが、問題は、東京 23 区への過度な一極集中ということである。東京圏とは「東京 23 区」のことであるという認識に立ち、国への要請等を進めていただきたい。

オフィス減税について、平成 27、28 年度において特例とされている税額控除を、平成 29 年度においても同水準とすること。

地方拠点化税制について、産業および人口の集中がある大都市圏を支援対象地域とすることは、地域間の偏在是正という目的から逆行すると考えられるため、支援対象地域は拡充すべきではない。東京一極集中の是正のため、税財源への影響に配慮しつつ、大都市と地方の法人税に差を設けることなどにより、企業の地方移転を促進する抜本的な税制改革を行うべき。

地方拠点強化税制について、地方における本社機能の移転・拡充だけに限定しているが、移転・拡充に伴って生産拠点を整備することも考えられることから、本社機能と一体となった生産拠点の移転・拡充についても、優遇措置を適用すべきである。そもそも、人口減少が顕著な地域は、そうでない地域と比較して人口減少に歯止めをかけるのが更に困難な状況にあることから、地域間のイコールフッティングの観点から、地方拠点強化税制の拡充をはじめ、特に人口減少が顕著な地域における質の高い雇用創出に向けた優遇措置を創設し、人口減少の格差の縮小を図るべきである。

平成 29 年度以降も、オフィス減税の優遇措置を維持継続すること。

本社機能の移転・拡充については、企業にとって重要な事項であり、その意思決定には相当期間を要するものであることから、当該制度を実効性のあるものとするため、平成 31 年度までとされている現行の支援対象期間を延長すべきであること。

地方拠点強化税制について、①税制措置の適用期間（平成 30 年 3 月末までに都道府県知事の認定が必要）の延長、②特別償却や税額控除、地方税の不均一課税に伴う交付税による補填措置等の拡充、③支援措置の対象を「本社機能」に加え、工場等も追加、④制度の周知と気運の更なる醸成を図ること。

地方拠点強化税制については、企業側の移転準備に関する期間についても考慮して、オフィス減税について現行の支援幅を継続するとともに、企業の地方移転は、地方における雇用の場の創出に加えて、人材の地方回帰が図られることから、U I J ターンの雇用創出については支援を拡充するなど、地方創生の更なる発展に向けた制度改善を行う必要がある。あわせて、多様性ある経済発展に向けて、東京圏における事業所の新・増設の制限について検討する必要がある。

<p>東京圏への学生の集中を是正するため、大都市圏における大学等の新設や定員の抑制・厳格化、地方大学の定員拡大を促進すること</p> <p>地方へのキャンパスや研究施設の移転など大学機能の地方分散を進めること（地方に研究資源が豊富に存在する工学系や農学系などの分野）。</p> <p>地方の大学（特に公立大学）が、各地域のニーズに対応して行う定員増や学部等の設置や拡充が迅速かつ柔軟に行えるよう、国への認可・届出手続きを円滑に行われるよう配慮願いたい。また、大学生の大都市圏への集中のは正のため、大都市圏での大学設置や定員増等の規制や地方での設置を促す方策を検討願いたい。</p> <p>東京に所在する大学の、定員増を厳しく抑制すること。また、東京に所在する大学については入学定員の厳格な管理を徹底すること。それ以外の地域の大学における自主的な学部・学科の拡充と定員増の取組を国が支援すること。</p> <p>大都市に集中している大学の地方移転や、大都市での大学の新設や定員の抑制を進めること。特に、工学系や農学系など地方に研究資源が豊富に存在する分野の地方移転は、地方への理解や関心が深まり、学生の地方への回帰にもつながることから、重点的に取り組むこと。例えば、大学の地方移転を誘導する学生・職員定数の設定、地方大学と大都市の大学との間での単位の相互交換等。</p> <p>東京一極集中のは正に向けては、抜本的な対策が必要であることから、大規模事業所や大学の東京圏での新增設の制限措置の導入と地方圏への移転の促進、地方大学が行う魅力向上の取組への支援、地方圏における魅力ある中枢都市の形成支援などを内容とする新たな立法措置が必要。</p> <p>大学の定員管理については、国は、大都市圏、特に東京圏における大学の新增設（学部・学科の新增設も含む）や入学定員の増加、入学定員に対する超過率等を厳しく制限するための立法措置等を検討すべきである。また、地方大学により多くの学生が集まるよう、入学料や授業料の引下げ等の財政措置を行うとともに、地元就職者の奨学金返還免除制度の創設などを行うべきである。</p> <p>東京における企業や大学の集中を緩和し、地方への人の流れを生み出すため、具体的な立法措置、予算・税制措置を検討すべき。</p> <p>東京圏に所在する大学の定員増抑制や入学定員の厳格な管理を徹底するとともに、東京圏以外の地域の大学における学部・学科の充実と定員増の取組を支援すること。</p> <p>大都市の大学等の定員抑制に取り組むとともに、地方の大学等と地元自治体が連携して取り組む魅力向上・充実に向けた取組を促進するための支援を充実されたい。</p> <p>大学の東京一極集中を解消するため、国が立法措置などにより、東京圏における大学の新增設の制限、地方大学の魅力向上策や規模拡大への支援、地方大学の入学料・授業料の低廉化などの抜本的な対策を講ずるべき。</p> <p>東京圏の大学の新設規制、既存大学の新規施設整備や既存施設改修を規制することによる定員の抑制など、東京一極集中を根本的に解決する強制的な施策が必要。本県高校生の大学等進学については、東京一極集中という状況にはないが、東京以外の大学等が定員増も含め、充実することについては、全国に多様な選択肢が増えるという視点から、望ましい。</p>

本県では、若者の県外流出に歯止めをかけ、県内定着を促進するため、県内大学等の魅力づくりに向けた取組を進めているところであり、東京一極集中の是正を図るため、入学定員超過の適正化に向けた取組が有効に機能させるとともに、引き続き、首都圏における大学の定員増加抑制に向けた取組が必要であると考える。

東京圏への学生集中を是正するため、東京圏の大規模大学が行う収容定員増加申請に対しては審査基準を厳格化すること。地方大学の魅力を高め、地方への人の流れを創り出すため、地域発展に貢献する大学に対して国立大学運営費交付金や私立大学等経常費補助金を重点的に配分すること。大学の東京圏一極集中を是正するため、東京圏における新增設の制限や地方移転を促進するための抜本的な措置を講じること。

大学生の東京一極集中を是正するためには、地方大学の魅力向上やレベルアップもさることながら、新たな産業の創出や雇用の場の確保など、学生の地方への定着に向けた取り組みが不可欠であるため、引き続き、地方創生に係る取組を着実に推進されたい。

私立大学等に対する大学定員の厳格化措置を大都市圏の大学に限定適用することや、地方において、就職する学生の奨学金の返済減免除などの支援策を強めるなど、若者の大都市圏への一極集中の是正を進めるべき。

本県では、大学生の還流・県内定着に向けて、県外在住の大学生への情報発信等を更に強化し、大学と県内企業の相互理解、地域志向の人財育成を促進することとしているところ、国においても、特に人口減少が顕著な地域における地元就職者向けの奨学金免除制度の創設や、同地域の地方大学における入学料・授業料等の免除制度の創設など、抜本的な支援をお願いしたい。

大都市の大学等の新設を抑制し、地方の大学の定員増の促進や、地方への大学キャンパスの移転など地方分散を促進するため、国の立法措置を含め、抜本的な対策を講じること。

東京圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律のように、企業や大学の東京圏への新たな立地を抑制する仕組みを検討すること。東京圏の大学の定員超過抑制及び定員制限等を検討すること

東京の大学における新設や定員の抑制し、地方大学の定員拡大を促進すること。また、東京の大学で、定員を大幅に上回るものについては、補助金、運営費交付金の減額措置について、経過措置を設けず厳格に適用すること。その他、地方で学ぶ学生への給付型奨学金の創設や奨学金返還支援の充実、また、地方の大学が行う大学生等の地元定着を促す取組の十分な評価を行い、私立大学等経費補助金及び国立大学法人運営交付金の予算枠拡充や、公立大学支援のための地方交付税の拡充を図ること。

地方の大学の定員を増やすとともに、例えば六次産業化人材の育成など、その地域ならではの人材育成の学部を創設することで、都市部への地方からの学生流出を減少させ、また、都市部からの地方へ多様な人材の受け入れ拡大に向けて、運営交付金の拡充をはじめ、地方大学の振興を図る必要がある。あわせて、多様性ある人材育成へ向けて、東京圏における大学の新・増設よりも、地方大学の新・増設を優先することを検討する必要がある。

介護保険制度における現行の調整交付金制度は、被保険者の負担調整を目的としたものであり、「生涯活躍のまち」の事業実施に際し、移住先の自治体の負担軽減を図るものではないことから、この負担増に着目した新たな財政調整制度の創設が必要である。

国において、現行の特別調整交付金の配分方法を見直しが検討されているため、動向を注視する必要があるが、特別調整交付金の対象は給付費全体の5%であることから、高齢者の移住先市町村の財政安定化のために十分な調整機能を果たせるかは疑問が残る。そのため、より実態に即した特な財政調整制度の新たな創設は引き続き要望していく必要があると考える。

介護保険について、今後、簡便かつ保険者の納得のいく指標により、交付金の適正な分配が行われるようしていただきたい。

介護保険の地方財政負担増に対応する「介護保険に係る特別な財政調整制度の創設」について、引き続き要請する。

都市の高齢化問題の解決と地方における雇用の創出や、都市の高齢者の方への移住を促進するため、元気な高齢者の移住前後の自治体間における医療・介護費の負担の公平性を確保する仕組みを創設すべきである。例えば、住所地特例制度の拡大（都市部から地方に移住する場合に限定した一般住宅への適用拡大）、各種調整交付金の運用見直しによる受入自治体の財政負担増への補てん。

介護保険に係る特別な財政調整制度について、現在、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会において、平成28年中に結論を得ることを目標に議論が行われており、引き続き要請する。

都市部に集中する高齢者の受け皿を地方で確保しようとするのであれば、地方が受け入れやすいよう介護保険制度の住所地特例拡大等の仕組みを提示すること

生涯活躍のまちづくりにむけては、介護保険における調整交付金について、過疎地域における市町村負担を軽減するなど、将来における市町村財政への影響に十分配慮した制度設計をする必要がある。また、元気高齢者の活躍の場として、保育や介護などの人材不足分野への参入を促進する支援制度を設ける必要がある。

企業等の東京一極集中による弊害を解消するため、東京圏への企業の新增設の制限など、国による抜本的な対策を講ずるよう要請する。

地方への人の流れを生み出す取組を促進するとともに、介護費用に関し地方の負担増とならないような制度の見直しが行われるよう要請していくことが必要と考える。

国は、新たな立法措置も含めて、工場等制限法の復活など、都心回帰を防ぐ一定の強制力を持った施策などの対策を講ずるべき。

抜本的な対策として、本社機能等を東京から地方へ分散させるために、今後、東京において本社等の立地・拡充を規制することも検討すべきではないか。

企業の地方移転を促進するため、東京圏に企業の相談窓口及び情報発信の拠点として、企業版「ふるさと回帰センター」（仮称）を設置すること。都会志向から地方志向への価値観の転換を図れるようなマスメディア等を通じたキャンペーンを展開すること。

地方創生の取組を確実なものとするため、国が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で設定したKPIを中長期的にモニタリングし、更なる加速が必要な分野については追加対策を講じること。

地方での仕事の場づくりや働き方改革に資するサテライトオフィスの設置を推進するため、離島等の条件不利地域におけるICT基盤整備を推進すること。

国は、新たな立法措置も含めて、現行の地域手当のような東京への人口集中を招く制度の是正、大学等と自治体・企業・N P O等が連携して行う地域を志向する意識の醸成や、就労、新たな雇用の創出などへの支援などの対策を講ずるべき。
地方創生インターンシップの推進等、若者の地方環流につながる施策を強化すること。 地方拠点強化税制に加え、法人税について東京圏、その他の都市圏、多自然地域で異なる税率を適用する地域別税率制度を導入すること。個人住民税の税率や課税方式について、全国一律ではなく、大都市ほど負担を重く、農村部ほど軽くする地域別課税の制度の導入を検討すること。

4 国家戦略としての政府関係機関の移転の推進について

	意見
評価	<p>「今後の取組」が示されたが、一部機関については結論が先送りされ、国家戦略として次のステージの構築にも触れられていない。</p> <p>基本方針では、組織全体を移転するものは少なく、機能の一部の移転や地方での機能の拡充が多く、東京一極集中のは正、地方での人口増加への寄与は限定的と思われるが、これまでにない新たな取組として一定の前進を示した。</p> <p>首都機能の移転については、平成4年の国会議決を皮切りに、本格的な検討が始まり、その後、様々な議論が推し進められ、平成11年12月、国会等移転審議会から、2地域を移転先候補地とする答申がなされているものの、その後、具体的な検討が進展していない。</p> <p>政府関係機関移転基本方針で、研究機関・研修機関等については、総じて機関・機能の移転ではなく、地方との連携体制の構築などにどどまっており、政府関係機関の地方移転の趣旨である「東京一極集中のは正」という観点からは必ずしも十分とは言えない結果となっている。</p> <p>現時点では、国において、基本方針に続く、新たな政府関係機関の移転に向けた動きはない。</p> <p>政府関係機関移転基本方針では、文化庁の京都府への全面的な移転、及び23の研究機関・研修機関の地方移転が明記されたものの、他の中央政府については移転が明記されなかつたこと、研究機関等については全部移転は2機関のみで多くが一部移転にとどまるなど、地方として決して満足できる結果ではないが、地方創生実現に向けた大きな一步であると思料。地方創生を更に展開し、東京一極集中のは正や地方への人の流れを加速化する観点から、この取組を一度限りで終えることなく、第2弾、第3弾の移転検討を行うなど国家戦略として大胆かつ継続的な地方移転を進めていくべき。</p> <p>本県への移転が予定されている3機関については、国が示す基本方針に基づき、着実に移転に向けた準備が進められていると評価している。</p> <p>地方に人やモノの流れを生み出す手段として国自ら創設した施策に地方は大いに期待しているものの、提案に対する所管省庁の抵抗が強く、現状は、中央省庁に関しては文化庁以外は結論を先送りした感が否めず、次の展開についても不透明。</p> <p>政府が先月決定した「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組」において、文化庁の先行移転等は示されたものの、他省庁の新たな移転構想は示されておらず、今後も政府においては、引き続き、政府関係機関の地方移転に取り組むべき。</p> <p>政府関係機関の地方移転については「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、東京一極集中を是正する観点から検討が進められてきたところであるが、本来的な移転という意味で検討が進んでいるのは文化庁のみとなっており、東京一極集中を是正するという観点からは十分ではない。</p> <p>継続的な提案募集については、大臣会見(H28.9.2)でも「とりあえずは決まったことの検証をしっかりやっていきたい」と、今後の募集を否定しないものの、当面は今回の取組の進捗を適切に点検していくという消極的な姿勢であり、国家戦略としての今後のビジョンが示されていない。</p>

本県が提案した気象庁については、移転の対象外となったものの、本県の地域防災力の向上に資する新しい連携を行うことが合意できたことは大変心強い。また、本県で研修開催が決定した教員研修センターについては、来年度からの研修実施に向け、本県の強みや特徴が活かせる研修カリキュラムの構築等について、当該センターに協力いただいていることは評価できる。

本県が提案していた研修所の研修機能の一部移転が決定したことは評価する。一方、本県を含めほとんどが一部機能の移転にとどまっており、東京一極集中のは正や地域の発展に向けて、今後も積極的に地方移転に取り組む必要がある。

都市部から地方への人の流れを作り出すという当初の目的からすると、現在の方針は、大半が研修の実施などにとどまり不十分である。目的の達成のためには、更なる移転の検討に継続して取り組むべきである。

政府関係機関移転基本方針に示されたとおり、地方の意見を踏まえ、移転方針が示されたことは一定評価できるが、移転内容については、その多くが一部移転に留まっており、地方移転の目的である東京一極集中を是正する観点から、国がより一層主体的となり、移転実現に向けて取り組んでいただきたいかった。

政府関係機関の地方移転は、地方が言い出したものではなく、国が自ら取り組もうと発案したものである。しかし、本年3月に決定された「政府関係機関移転方針」においても、また、9月に決定された「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」においても、全体的に踏み込んだ内容となっておらず、大変残念な状況である。また、実際に移転等を行うにあたり、地方側に費用負担を求めてくる省庁があるが、これは地方創生の趣旨に照らして本末転倒である。

政府関係機関移転基本方針の実現にむけて、関係省庁・関係機関との協議を進めているところ。一方、この基本方針における結論は、東京一極集中のは正を先導するという目的からすると、不十分であり、国家戦略として、次のステージの構築が必要であると考えるが、未だ対応がなされていない状況である。

地方創生において、東京一極集中のは正が必要だということは認識しているが、問題は「東京23区」への「過度な」一極集中ということである。東京圏とは「東京23区」のことであるという認識に立つべき。

政府関係機関移転に関する本県における取組は、本県の特色であるものづくり産業の集積や伝統工芸をはじめとする質の高い文化を活かしたものであり、本県にとって大きな意義を有するものとして考えている。

政府関係機関移転基本方針は、全体として組織の一部移転に留まり、東京一極集中のは正という目的の実現に至っていない。

本県では10月に環境調査研修所の一部機能が移転した。また、他の機関についても関係者間で協議を進めており、移転実現に向け前進しているところ。

政府関係機関移転基本方針に、イノベーション・ココスト構想の拠点となる「ロボットテストフィールド」「国際产学連携拠点」の2部門について、国の関与の下で拠点形成を進めることができた点について、一定の評価をしている。

	<p>本県では、海洋研究開発機構の連携拠点の設置について決定されたところであるが、その内容は、既存の連携連絡室の連携強化や機能拡充に止まり、地方移転の前提となる職員の常駐や施設の移転は伴わないものとなっている。</p>
	<p>国の方向性は示されたものの、地方の要望及び提案に沿った具体的な動きが見えず、また、次回以降の提案募集の有無等が示されていないため、評価できない。</p>
	<p>基本方針に記載された、政府主体による各省庁の地方移転に関する実証実験を行うことについて、今後の動向が明らかになっていない。</p>
	<p>本県が提案した観光庁は、国出先機関の充実にとどまり、本来の取組の趣旨とは異なる。</p>
	<p>政府関係機関の移転は、東京一極集中の是正及び地方創生を目的に、我が国の政治・経済システムなど国家構造の根本の変革を目指すものであるが、実際に文化庁など一部の機関の移転が決定したことは評価する。しかしながら、各省庁は移転の意義や効果の説明責任を逆に地方に求めるなど、消極姿勢が見られ、結果として提案のごく一部しか認められなかつたことから、当初の目的である東京一極集中の是正や地方創生の実現には至っていないと考える。</p>
	<p>地方回帰を、まず権より始めるべきと、我々地方が国に提案した政府機関の地方移転については、各省庁の試験研究機関について、地方への一部移転や地方機関との連携について方針が示されるとともに、文化庁の京都への全面移転、また徳島県への消費者庁移転の試行となる「新未来創造オフィス」の設置、和歌山県への総務省統計局の「統計データ利活用センター」の設置といった中央省庁関連の今後の方向性が示されたところである。一方で、政府機関全般を見渡した時、地方移転を進めようとする政府方針を受けた地方からの提案に対して、多くの提案がゼロ回答に終わっており、この点については、課題の検証、解決策の検討を更に踏み込んで行うべき。</p>
	<p>地方創生において、東京一極集中の是正が必要だということは認識しているが、問題は「東京23区」への「過度な」一極集中ということである。神奈川県は今も県全体で人口が増加しているものの、県内を見渡せば既に人口減少している地域もある。</p>
	<p>東京圏とは「東京23区」のことであるという認識に立ち、国への要請等を進めていただきたい。</p>
要請すべき施策等	移転基本方針でとりまとめられた政府関係機関に関する取組の早期実施を図ること。
	今年3月に政府が決定した政府関係機関移転基本方針等を踏まえ、今後も東京一極集中の是正の観点から、国自ら責任をもって国家戦略として取組を着実に推進すること。特に研究機関等の地方移転について、一部移転とされたものには研究連携にとどまっているものが多く、実質的な移転につながらない可能性があることから、実質的に機関の機能移転となるように取り組むこと。
	政府関係機関移転基本方針に基づき、地方移転を行うとされた機関については、国が主体となってその速やかな移転実現を図ること。

移転が予定されている機関については、地方における新事業の創出や地域経済の活性化、雇用の創出につながるよう、今後、出来るだけ多くの機能を移転するとともに、これに対応した人員体制の整備、地域の関係機関と連携した共同研究の推進に向けた予算の確保等を求める。また、政府関係機関の地方移転の取組を1回限りのものとせず、新たな機関の移転についても検討することを求める。

四国知事会議でも、同じ四国内の徳島県の消費者庁移転の実現をはじめとする地方移転の一層の推進に関する要請を行っており、一つの風穴が開き、実績ができることで、それを足掛かりに大きく雰囲気が変わることからも、引き続き、移転の推進を要請する。

国から移転等の方向性が示されている中央省庁や研究機関等について、地方の意見を真摯に受け止め、早期に実現を図ることが必要である。

東京一極集中の是正や更なる地域の発展のため、今回の一部機能移転で終わるのではなく、今後も国が主体となって移転を推進していただきたい。また、本県への一部機能移転が決定している環境調査研修所について、今後の取組の成果を踏まえ、研修科目の拡大等を図っていただきたい。

現在検討が進められている移転内容について、地方の意見を真摯に受け止め、早期に具現化を図り、国が主体的となって移転実現に向けて取り組んでいただきたい。

今年度中に策定予定の年次プランについて、まち・ひと・しごと創生本部が前面にたって、引き続き各省庁・機関側との調整を行うべき。

また、新たな政府関係機関の設置については、地方における立地を確実に実行していくためのフォローアップの仕組みをつくるべき。

引き続き、政府関係機関移転基本方針については、国が主体となって早急かつ円滑にその完全実現を図ること。その際、移転に要する経費は国において負担すべき。移転に伴う諸課題については国自ら検討を行うべき。

基本方針及び今後の取組において明記された政府主体による各省庁の地方移転に関する実証実験について、速やかに実施すること。

今後、新たに移転機関の検討は行わないということであるが、政府関係機関を新設する場合は、地方立地を原則とすること。

政府関係機関の地方移転については、東京圏から地方へのひとの流れを大きなうねりとするため、今回限りの一過性のものとせずに、地方移転を促進するための数値目標を設定してその実現に向けての取組みを行うなど、今後も国家戦略として継続して検討し、その効果が十分得られるよう国が主体的に取り組むべき。

東京一極集中を是正し、眞の意味での地方創生を実現するためには、基本方針における決定にとどまらず、中央省庁をはじめとする政府関係機関の地方移転について、国が自ら責任を持って、積極的に進めることが不可欠である。

大胆な政府関係機関の地方移転を実現するためには、今後も政府においては国家戦略として、しっかりと数値目標を掲げて取り組む必要がある。政治主導で数値目標を掲げることで、地方が提案するのみではなく、逆に、各省庁が政府関係機関の移転先を懸命に探すという環境を作ることが重要である。

東京一極集中の是正や地方創生の観点から、政府関係機関の地方移転を今回限りの一過性のものとすることなく、今後も国家戦略として更なる移転に取り組むこと。なお、今後の取組を進めるに当たり、ＩＣＴを活用したテレビ会議やテレワーク等、移転に係る実証実験については、中央省庁のほか独立行政法人も含めて行い、移転の可能性を広く検証すること。

政府関係機関の地方移転は一過性のものではなく、今後も国家戦略として政府関係機関の移転募集を継続すること。

政府関係機関の地方移転については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、東京一極集中を是正する観点から、現在の取組に加え、更に国として主体的に取り組んでいただきたい。

一過性の取組ではなく、応募条件等の緩和や地方負担軽減を図るなど、今回の募集において明らかになった問題点を整理し、募集方法を見直したうえで、今後も国家戦略として国が主体となり、強い意志で地方移転を実現させるよう積極的に取り組まれたい。

政府機関の地方移転については今回の基本方針の決定で終わりとするのではなく、今後とも継続的に同様の検討を継続して行うこと。

新しい人の流れを創り出し、地方創生、ひいては日本創成につなげるため、「政府関係機関」の移転の拡大を図るべく、しっかりと数値目標を掲げた上で、新たな提案の募集など、「国家戦略としての政府関係機関の地方移転」を強力に推進していただきたい。

政府関係機関の地方移転については、引き続き国家戦略として積極的に推進すること。

今回の政府関係機関の地方移転を一過性のものとせず、国が主体的に継続して実施すること。

基本方針の実現にあたっては、移転に要する費用について、地方へ負担を求めるのではなく、国において十分な財源を確保するなど、主体的に取り組むべき。また、本来の東京一極集中の是正を先導するという目的のため、今後も国が主体となって、政府関係機関の移転の在り方について、議論を継続していくべき。

政府関係機関の移転については、国家戦略として早急かつ円滑に完全実現を図ること。

東京一極集中の是正に向け、今後とも、国自ら政府関係機関の地方移転の実現に積極的に取り組んでもらいたい。

今後も東京一極集中の是正の観点から、国自ら責任をもって国家戦略として取組を着実に推進していただきたい。特に研究機関等の地方移転について、一部移転とされたものには研究連携に留まっているものが多く、実質的な移転につながらない可能性があることから、実質的に機関の機能移転となるように取り組んでいただきたい。

東京一極集中は正の観点から、一過性のものとすることなく、地方からの提案に基づき、今後も継続して検討し、実現を図ること。

政府機関の地方移転については、地方からの提案を競わせるだけでなく、各政府機関の効果的な機能発揮や国土全体のバランスを踏まえ、国が主体となって国家戦略として検討を行うべきである。

移転に伴う用地の確保や、施設及び設備の建設並びに整備、職員住居の確保など、移転に要する経費について、移転先自治体の負担軽減を図ること。

<p>用地の確保、施設の建設など移転に要する経費のみならず、研究連携等に要する経費についても、国において応分の負担をすることを原則とし、自治体において経費の負担が発生する場合には、国として財政的支援を行うこと。</p>
<p>移転に必要な費用負担を地方に求めないこと。</p>
<p>基本方針の実現にあたっては、移転に要する費用について、地方へ負担を求めるのではなく、国において十分な財源を確保するなど、主体的に取り組むべき。また、本来の東京一極集中の是正を先導するという目的のため、今後も国が主体となって、政府関係機関の移転のあり方について、議論を継続していくべき。</p>
<p>平成29年度以降の地方創生拠点整備交付金継続等、政府関係機関移転に伴う施設整備及び施設改修に対する予算を措置すること。</p>
<p>移転に伴う用地の確保、施設の建設、職員住居の確保など移転に要する経費のみならず、研究連携等に要する経費についても、国において応分の負担をすることを原則とし、引き続き移転先自治体の負担軽減を図るとともに、地方移転後の国の機関としての機能確保などの課題については、国自ら検討を行い、課題解決に向けて取り組んでいただきたい。</p>
<p>基本方針でとりまとめられた政府関係機関に関する取組の早期実施を図るとともに、国家戦略としての政府関係機関の地方移転について、地方の声をよく聞きながら速やかに取り組むこと。</p>
<p>日本創生の礎を構築していくためには、「地方への新たなひとの流れ」を創り出すだけでなく、「東京圏の競争力強化」を併せて進めることが重要である。移転機関の決定に当たっては、これまでの地域との関係などを踏まえ、現在、当該機関が所在している地方公共団体の意向も十分に考慮した上で検討すべき。</p>
<p>地方創生は、東京と地方が、それぞれの持つ魅力を高め、協力し合うことによって、共に栄え成長し、日本全体を活性化させていくことが重要である。政府関係機関の移転によって、東京の活力を削ぐことや区市町村など地域に影響があつてはならず、移転による様々な関係者への影響について十分に考慮するとともに、国政運営や経済活動の効率性、国際競争力の低下を招くことのないよう、幅広な視点で慎重に検討し進めること。</p>
<p>移転ありきで進めるのではなく、立地の経緯や現在地にあることのメリット、多額の費用をかけて移転することが国全体としてプラスになるかについて十分な検討が必要である。</p>
<p>既存の政府関係機関等による小規模な移転ではなく、政府関係機関や研究機関、大学等の新たな立地についても検討を進めるべきである。</p>
<p>政府関係機関の移転については、都市と地方が持つ強みを最大限發揮することが国全体の活性化につながるとの視点に立ち、国の機関としての機能の維持向上、これまでの誘致の経緯、現地域にあることの経済波及効果などを十分に勘案しつつ進めていただきたい。</p>
<p>新たな機関の移転や、一部移転を全部移転につなげるなどの移転規模の拡大を図るべく、国においては、しっかりと数値目標を掲げた上で、地方からの提案の募集を継続し、国家戦略としての政府関係機関の地方移転を強力に推進すること。</p>
<p>地方創生の観点から、首都機能の移転についても、平成11年12月の国会等移転審議会の答申に基づき、必要な検討を行うよう求める。</p>

	<p>独立行政法人の移転を促進するため、移転機関を対象とする研究費の加算や研究員の増員等の特例措置を講じること。</p>
	<p>政府関係機関の移転の取組については、国家戦略として我が国の政治・経済システムなど国家構造の根本を変革するものであり、強力な政治的リーダーシップなくして実現は困難である。</p>
	<p>霞ヶ関からの移転に伴う省庁間の連絡調整が機能するよう、ＩＣＴを活用したネットワークの充実を図るとともに、そのネットワークによるテレワークの導入による「働き方改革」を霞ヶ関から実践していくこと。</p>

5 地域の将来を支える人材育成の強化について

	意見
評価	概算要求において、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助等が増額要求されたことは評価できる。
	小中学校では、生活・学習両面において、児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな指導の充実を図る上で、少人数学級編制の推進は重要。
	山間地域の小規模高等学校では、国の基準で配置できる教員数が少なく、選択科目（理科、地歴・公民）によっては担当教員が配置できない状況にあり、理科の必履修科目への対応、大学入試センター試験に向けた指導体制の確保等に支障がある。
	教員が一人一人の子どもと向き合う施策や新学習指導要領の円滑な実施を確実に実現するため、地方自治体の教育政策ニーズ等を踏まえた計画的かつ効果的な教職員定数の拡充が必要。
	これらの教職員の定数の改善については、地方自治体にその負担を転嫁することなく、義務教育に対する国の責務として必要な財源の確保に努めるべき。
	公立大学は、国立大学や私立大学と並んで我が国の中等教育にとって欠かせない重要な存在となっており、国の文教政策の一端を担い、我が国の中等文化の発展に寄与することはもとより、地域の産業振興や生活・文化の向上、それを支える人材の育成を通じて地域社会の発展に貢献していることから、公立大学についても国立大学法人や私立大学と同様の支援制度の充実が必要である。
	平成23年度以降（東日本大震災後）、総務省では公立大学が被災者に対する授業料等の減免等を行った場合に、特別交付税を措置していることについては、評価している。
	平成29年度概算要求においては、教職員定数について3,060人の改善要求がされているが、自然減として3,100人が見込まれているため、実質は40人の純減となっている。国では、23年度に小学校1年生の35人以下学級を制度化したが、小学校2年生以降については、依然として、加配による対応である。本年4月には、新聞報道で、現在40人学級としている小学2年生を29年度から小学1年生同様35人学級に引き下げる検討を始めたとのことであったが、概算要求には、そのことは盛り込まれていない。また、今後を見通した教職員定数改善計画についても示されていない。
	平成29年度概算要求において、国立大学運営交付金の増額要求（426億円増）や意欲的な教育研究組織整備等を支援する新規補助金「国立大学法人機能強化促進補助金」（60億円）を要求するなど、運営費交付金等の充実を図っていることについては評価できる。
	国立大学法人の基盤的経費に関し、運営費交付金については文部科学省平成29年度概算要求において11,371億円（前年比426億円増）が要求されており、一定の評価はできる。しかし、「3つの重点支援の枠組み」により傾斜配分により各大学に配分される方向性があり、大学の経常的経費が引き続き削減される可能性がある。

次期学習指導要領改訂による「社会に開かれた教育課程」の実現や、いじめ・不登校問題、発達障がい等の特別支援教育など多様な子どもたち一人一人の状況に応じた教育等のための教員定数の改善について国が概算要求されているが、学力向上やいじめ問題等に迅速かつ的確に対応し、質の高い教育を実現させるために、少人数学級の拡充のための定数要求がなされていない。

東京圏を中心とする県外への人口流出は、若年層の大学進学や大学等卒業後の就職が主な要因となっている。こうした若年人口の流出は、地域の人口再生産力を低下させることで人口減少・少子高齢化に拍車を掛け、地域の産業・社会の担い手・後継者不足を招き、地域の活力・持続性を損なうこととなるため、地方大学の魅力向上及び東京圏に集中する高等教育機関の分散により流出を防止する必要がある。

文部科学省の平成 29 年度予算の概算要求の中で、「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員定数の配置充実を図るための中期見通しの策定など、厳しい財政状況にあっても真に必要性の高い事項について機能強化を図っていることは、一定の評価ができる。

私立高校に通う生徒の保護者負担の軽減については、平成 26 年度の見直しにより、所得状況による就学支援金の加算措置が実施されるなど、一定の拡充が図られたが、依然として保護者負担が残っており、公私間格差の解消に向けて、更なる改善が必要と考えている。

平成 29 年度予算の概算要求において、国立大学法人運営費交付金等について、各大学の機能強化の方向性に応じた重点支援を拡大するとともに、意欲的な教育研究組織整備等を支援する新規補助金（国立大学法人機能強化促進補助金）を創設するとしていることは評価できる。

国立大学の運営費交付金等については、平成 29 年度概算要求では前年比約 105% となっているが、地方大学の運営基盤を強化するため、引き続き国の財政支援を強化する必要がある。

文部科学省が平成 28 年 8 月 25 日に公表した中期的な学校指導体制構想によると、平成 29 年度からの 10 年間で公立小中学校の教職員定数を 2 万 9,760 人増員し、平成 29 年度は、小学校専科指導担当教員、通級指導担当教員など 3,060 人の増員を行うこととされている。国の初等中等教育に係る教員定数の機能強化については、評価できる。

初等中等教育について、本年 4 月に公表された「次世代の学校指導体制の在り方について(中間まとめ)」では、学校指導体制の改善・充実に向けて、「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員定数の充実、地方公共団体の安定的・計画的な採用・配置に向けた仕組みの拡充の 2 つの方向性が示されている。この中間まとめに沿って、子どもの実態や学校現場・地方の実情に応じた教育が進められるよう、長期的な視点に立った条件整備が必要であると考える。高等教育について、平成 29 年度概算要求において、人材育成・学術研究の中核としての国立大学が継続的・安定的に教育研究活動を実践できるよう、運営交付金の充実が盛り込まれており、一定の評価ができる。

初等中等教育について、平成 28 年 8 月に公表された「平成 29 年度義務教育国庫負担金概算要求」においては、学級編制標準の引き下げによる少人数学級の推進に向けた内容は示されなかったものの、平成 29 年度から 38 年度までの 10 年間における予算の裏付けのある教職員定数の中期見通しを盛り込んだ「次世代の学校」指導体制実現構想に基づき、通級指導や外国人児童生徒等の教育に係る加配定数の基礎定数化に加え、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善や貧困等に起因する学力問題の解消などの教育課題に対応するため、10 年間で計 29,760 人の教職員定数の改善が示され、平成 29 年度は、3,060 人の改善を図ることとしている。特別な支援が必要な子どもへの対応、外国人児童生徒数の増加と多言語化、貧困や一人親家庭の問題など子どもたちの多様化にきめ細かく組織的に取り組むことができるよう、「次世代の学校」指導体制実現構想を確実に実現することが必要である。

高等教育について、文部科学省の平成 29 年度概算要求の内容は、以下のとおり、充実させる方向での要求となっている。国立大学法人運営費交付金は、11,371 億円（平成 28 年度 10,945 億円）。私立大学等経常費補助金は、3,278 億円（平成 28 年度 3,153 億円）

本県では、子どもの貧困問題等の教育課題が複雑・多様化しており、その改善に教職員定数の充実が必要不可欠である。

国立大学の運営費交付金について、ほぼ毎年減少してきたが、平成 28 年度は前年度と同額であったことは一定の評価ができる。

国立大学の運営費交付金については、平成 16 年度以降、毎年度減少傾向にあったが、平成 28 年度の交付総額は平成 27 年度と同額（10,945 億円）であり、平成 29 年度の概算要求額（11,371 億円）も平成 28 年度予算額を上回る要求額となっている。また、平成 28 年度から各国立大学の機能強化を促進するための重点支援の仕組みが図られている。平成 28 年度義務教育費国庫負担金に係る教職員定数の改善については、文部科学省において、社会や子供の変化に対応する新たな学校教育を実現するために、アクティブ・ラーニングによる授業の革新等に必要な 3,040 人の定数改善を要求したが、525 人（要求の約 17%）に留まっており、極めて残念である。平成 29 年度義務教育費国庫負担金に係る教職員定数の改善については、文部科学省において、「次世代の学校」創生のための指導体制強化等を実現するために、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善に必要な 3,060 人の定数改善を要求しており、予算化されることを期待している。

文部科学省では、今後 10 年間を見通した予算の裏付けのある教職員定数の中期見通しとして、『「次世代の学校」指導体制実現構想』を作成・公表したところ。この構想が実現すれば、各都道府県において予算の裏付けのある安定的な教職員配置が可能となり、評価できる。

国が私立大学等改革総合支援事業により私立大学の地域社会貢献等の取組を支援するほか、国立大学法人運営費交付金の額の算定にあたり、人材育成や地域課題の解決等に取り組む大学を重点的に支援する枠組みを設定したことについては、評価できる。しかし、私立大学等改革総合支援事業の地域発展タイプの選定校数が少数に留まるほか、国立大学法人運営費交付金の重点支援についても、世界で卓越した教育・研究等を行う国立大学に対する支援が手厚いなど、地方大学の振興策は十分ではない。

教員定数については、平成 29 年度概算要求において、「次世代の学校」指導体制実現構想（平成 29～38 年度までの 10 か年計画）が示されたところであり、地域ニーズや課題への対応に不可欠な教職員の配置充実が図られるものと考えている。

小中学校における教職員配置は、昭和 33 年に義務標準法が制定されて以来、過去 7 次にわたる教職員定数改善計画による計画的な教職員定数改善が進められてきたが、最近では、第 7 次教職員定数改善計画（平成 13～17 年度）が完成してから 10 年以上、新たな定数改善計画は策定されていない。

義務標準法による教職員配置の基本的な考え方は、学校数や学級数に応じて一律に算定される「基礎定数」と、学校が個々に抱える課題解決のために基礎定数とは別に毎年度の予算の範囲内で特例的に措置される「加配定数」とに分類される。

加配定数は、全教職員定数の 1 割を占めるまでになったが、その人数については毎年度の予算措置によって決まることから、地方にとって、安定的・計画的な教職員の採用・配置につながりにくいという課題がある。

決議後、文部科学省では平成 29 年度予算概算要求において、10 年計画に基づく定数改善（基礎定数化を含む。）を要求しているが、実現するかどうかは不透明であり、現時点では評価できない。

初等中等教育について、平成 29 年度概算要求において、以下の内容が盛り込まれたことは評価できる。①複雑・困難化する教育課題に対応する「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員の配置充実として、小学校専科指導教員の充実などの教職員定数の改善、②いじめ・不登校対応等の推進として、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充。

小中学校の教員定数については、概算要求において、通級指導担当教員や日本語指導担当教員など、教育課題に対応する教員数の計画的な増員を図っている点は評価できる。

大学の運営費交付金は、国立大学の教育研究等活動を支える基盤的な経費であるが、地元大学では、国立大学法人移行時の平成 16 年度と昨年度を比較して約 15 億円の大幅減となつた。地方の国立大学は、地元高校生の重要な受け皿となっていることに加え、地域の産業界のニーズに沿った人材育成、産学官連携の強化、地域医療の充実など、地域にとって重要な役割を担っており、そのような活動のための財政基盤の充実は不可欠。

「次世代の学校」指導体制実現構想として 10 か年の教職員定数の改善計画が示されたところであるが、発達障害等の児童生徒への「通級による指導」の充実や外国人児童生徒等への特別な指導に必要な教員等の定数改善は予定されているが、少人数学級推進のための、小学校 2 年生以上の学級編制に関する義務標準法改正は行われず、加配定数の拡充も予定されていない。

文部科学省の平成 29 年度概算要求は、学校現場が抱える喫緊の課題に対応するため、教職員定数の改善しようとするものであり、評価できる。

「未来への投資を実現する経済対策」において、地域経済の活性化等に繋がる産学官連携の強化の基盤となる大学等の研究施設・設備の整備が掲げられたことは評価するが、現状では具体的な措置が講じられていないので、今後、国の予算編成等の動きを注視したい。

	<p>一人一人の児童生徒が自らの可能性を最大限に發揮することができるよう、通級指導教室や日本語指導が必要な児童生徒への必要教員の基礎定数化を進めようとしているところは評価できる。しかし、学校現場を取り巻く課題が複雑化・困難化し、教職員が多忙化していることから、少人数教育の更なる改善のため、30人程度学級編制による教職員定数の一層の改善を計画的に実現していく必要がある。</p>
	<p>国立大学法人運営費交付金については、平成29年度文部科学省概算要求において、予算額を拡充し、各大学の機能強化の方向性に応じて3つの重点支援を掲げているが、地域の課題解決に積極的に取り組む地方の大学への支援充実につながるかは不明である。また、地方を含む私立大学全般に関し、産業界・他大学等との連携など大学の特色化に向けた改革に対する支援（私立大学等改革総合支援事業）についても、概算要求において予算額の拡充が掲げられているが、現時点では、地方私立大学に対する支援の充実につながるか不明である。</p>
	<p>初等中等教育は、成長と発達の基礎として不可欠な知識・経験等を共通に修得させるものであると同時に、豊かな個性を伸ばすことを重視しなければならない。</p>
	<p>児童生徒の発達段階や、個人の特性に応じて、きめ細かな指導ができる体制を整える必要がある。</p>
	<p>将来の人材育成に向けて、豊かな自然や芸術、職業等の体験や、外国人とのコミュニケーション等を通じた多様な価値観に触れる機会が重要である。</p>
	<p>地元大学に、六次産業化人材の育成との観点で、生物資源産業学部が設置されたところであるが、あくまで学部学科の統廃合であり、定員の拡大が行われたわけではない。また、高校や大学には、単に進学に向けての知識の習得ではなく、地域資源を活用した商品開発など、地域課題の解決や地域ビジネスの振興につながるような実践的な教育の場の構築が求められている。</p>
	<p>発達障害等の児童生徒への「通級による指導」の充実、外国人児童生徒等教育の充実など、学校が直面する様々な教育課題を解決し、きめ細かな指導による質の高い教育に長期的・安定的に今後も取組むために、中長期的な見通しとして「次世代の学校」指導体制実現構想を文部科学省が作成し、公表したことは評価ができる。</p>
要請すべき施策等	<p>人材育成のためには、児童生徒に対するきめ細かな指導が必要であり、そのためにも小学校第2学年以降の35人以下学級の基礎定数化を図られたい。</p>
	<p>小中学校の全ての学年に35人学級編制を導入すること。</p>
	<p>加配措置の拡充を含めた教職員定数改善計画を策定し、少人数学級の拡大などへ対応するための教職員配置を計画的かつ安定的に進めるこ。</p>
	<p>学校は教育の観点のみならず、地域コミュニティの拠点として大きな役割を果たしていることから、とりわけ郡部や東日本大震災被災沿岸地域での少子化の進展、小規模化した学校規模の適正化の動向や地域の様々な事情を総合的に考慮した学校運営等を円滑に進めしていくため、教職員定数に関して最大限の配慮が必要。</p>

地域の将来を支える人材育成を強化するためには、質の高い授業や、個に応じた重点的な学習指導を行うことにより、子どもたちの学力を保障していくことが必要である。新たな教職員定数改善計画の策定とそれに伴う財源措置、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等による教職員配置基準の見直しなどにより、教員1人当たりの児童生徒数を改善し教職員定数の充実を図ることが、学校の機能を強化する上で必要である。

各都道府県において、実情に応じて、先を見通し計画的に少人数教育の充実を図っていくためにも、小学2年生以降の35人以下学級の制度化を含め、教職員定数改善計画を明確に策定すべき。また、今日的な教育課題への対応の充実を図るため、教職員定数を純増すべき。

教員定数について、少人数学級の拡充のための定数を確保すること。概算要求で示されている通級による指導や外国人児童生徒等教育の充実のための基礎定数化においては、対象児童生徒が集中する都市部が充実されることが予測されるが、都市部とは異なる地方の実態を踏まえた配慮をすること。

地域の将来を支える人材育成を行うためには、質の高い教職員の確保、教職員が児童生徒としっかりと向き合うことができる学校指導体制の充実が極めて重要である。そのためには、教職員定数の改善・充実のための中長期的な計画を策定し、法改正を伴う少人数学級の早期拡充などにより基礎定数を確保することで、計画的・安定的な教職員配置を図ることが必要不可欠。今後も、単なる財政的観点からの合理化を行うのではなく、教育的観点から真に必要性の高い事項の定数改善を図ることにより、将来を担う子どもたちを健やかに育む教育環境の確保をすべき。

初等中等教育について、教職員がしっかりととした授業準備や研修を行い授業力を高めながら、個々の児童生徒に対応した充実した指導を行い、保護者や地域の一層の信頼を得ることができるよう、教職員定数の充実と安定的な配分をお願いしたい。

初等中等教育について、平成23年4月に改正された義務標準法附則には、小学校2年生以降の学年の学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、必要な措置を講ずるものとするとされており、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな教育を推進するため、計画的に学級編制標準の引き下げが行われたい。

子どもの貧困問題や特別な支援を要する児童生徒の増加に対応する教職員定数の充実を図る必要がある。

少人数教育の推進を含め、子どもたち一人ひとりの多様な状況に対して、きめ細かな指導・支援を行えるよう、必要な教職員定数を長期的な視点から安定的に確保すること。

若者の県外流出に歯止めをかけ、県内定着を促進するため、地域の中核的役割を果たす国立大学の運営費交付金のより一層の充実が必要。教員定数については、新たな教職員定数改善計画を策定するとともに、義務標準法の改正により、小学校2年生以降における35人以下学級を早期に実現すること。

地域の将来を支える人材を育成するためには、子どもたち一人一人の状況に応じてそれぞれが持つ能力を最大限に伸長させる必要があり、その基盤となる教職員の配置充実が不可欠。今後は、国として構想を着実に実現していくよう求める。

質の高い教職員を確保し、教職員が児童生徒としっかりと向き合うことができる学校指導体制を充実させるためには、教職員定数の改善・充実の中長期的な計画を策定し、義務標準法の改正を伴う少人数学級の早期拡充により基礎定数を確保することで、計画的・安定的な教職員配置を図る必要がある。

初等中等教育については、概算要求項目の確実な予算化、及び義務教育水準の維持向上のため、小学校2年生以上及び中学校全学年における、学級編制の標準の引き下げによる35人以下学級の実現をお願いしたい。

国においては、少人数学級の拡充をはじめとした少人数教育の推進、特別支援学級や複式学級の学級編制基準の引き下げを含めた教職員定数改善計画を速やかに策定し、確実に実施されるよう要請する。

中長期的な教職員定数改善計画を早期に策定の上、教職員定数の改善を着実に実施されたい。

地方においては、過疎化が進行し、中山間地域における児童生徒数の減少に伴い、地域の核となる学校の存続が難しい状況にある。統廃合が急速に進行する中で、教職員の定数は、標準法に基づく一律の基準であることから、地域の実情に応じた弾力的な学級編成に加え、多様な少人数教育が展開できる新たな教職員定数の仕組み作りが必要である。

アクティブ・ラーニングの視点に立った学びを充実させるための指導体制の充実、いじめ問題をはじめとした多様化・複雑化する生徒指導への対応強化や、特別支援教育、外国人児童生徒への日本語指導の充実、学校マネジメント機能の強化など、学校現場においては多くの課題が生じている。このような教育課題に対応するため、加配措置を含めた新たな教職員定数改善計画の策定により、教職員定数を充実させる必要がある。

ふるさとの将来を支える人材を育てようとする志の高い教職員を計画的に確保し、新学習指導要領の円滑な実施や個に応じたきめ細かな指導の実現など、様々な教育課題に対応し、安定した教育成果につなげるため、新たな教職員定数の改善計画の策定を早期に実現すること。

小学校2年生の35人学級編制に対する加配措置が行われているが、小学校3年生以降も、35人学級に向けた定数改善計画の早期策定、定数改善を実施すること。高等学校について、習熟度別少人数指導の充実、生徒指導体制の充実強化、特別な支援を要する生徒の増加への対応、学科や類型等の特色や実態に応じた十分な教員措置を行うため、定数改善計画の早期策定、定数改善を実施すること。

地域の将来を支える人材育成のため、教職員を計画的に採用・配置できるよう、教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実施していただきたい。子ども一人一人が抱える課題に応じてきめ細かな指導ができるよう、法律を改正し、35人以下学級を早期に拡大していただきたい。

中山間地域の教育環境を確保するため、1学年1学級又は2学級の小規模高校に対する教員定数の加配措置を行うこと。

小中一貫教育及びチーム学校の推進などの教育課題への的確な対応に向け、加配定数の維持・拡充や教員以外の専門スタッフの法令上の位置づけを明確にされたい。

「次世代の学校」指導体制実現構想を着実に実現するとともに、地域の実情に応じ、様々な教育ニーズや指導の工夫に対応できる定数措置を講じていただくよう強く求める。
文部科学省が作成し、公表した「次世代の学校」指導体制実現構想について、確実に実現されるよう、今後も機会をとらえて、国に対し要望するべき。
少人数学級等の基礎定数化が実現されても、地域の実情に応じた課題にきめ細かく対応するための加配定数を一層改善・充実させが必要不可欠である。
加配定数については、いじめ・不登校、教育格差に関する支援等の特別な事情を適切に反映し、より一層の充実を図ること。
地域の将来を支える人材育成のため、学校を取り巻く環境の変化や教職員が対応すべき課題の複雑化・多様化に対応できるよう、教職員の加配定数の増員を図っていただきたい。
地方大学が、地域の中核的な高等教育機関としての割を果たせるよう、運営費交付金の充実はもとより、機能強化に向けた施設整備・研究投資の拡充などの支援を図られたい。
地方大学の運営基盤を強化するため、私立大学の経常費補助金、公立大学の地方交付税措置、国立大学の運営費交付金の地方への傾斜配分を行うこと。
公立大学が行う耐震補強等の減災対策に対し、国立大学法人や私立大学と同様の国庫支出金交付制度を創設するなど、支援制度の充実を図られたい。
国立大学の教育・研究・社会貢献の機能を強化し、強みや特色を活かすために、また、授業料値上げ等により進学を断念する子ども達が生じないよう、基盤財源となる国立大学運営費交付金の確保・充実を図るべき。
「3つの重点支援の枠組み」のうち、主として地域貢献の取組を選択した地方国立大学は、各地域が地方創生の進める上で重要な役割を担うことから、運営費交付金の優先的な配分を求めていく必要がある。
地方大学が、若者の地元定住の促進や地域活力の創出に貢献できるよう、引き続き国立大学の運営費交付金を確保・充実させる必要がある。また、地域課題の解決に取り組む人材の育成に積極的に取り組んでいる地方大学に対し、支援を強化する必要がある。
地方大学がその魅力を高め、若者の地域定着や地域の活性化に貢献できるよう、国立大学の運営交付金及び私立大学等経常費補助金の更なる充実をお願いしたい。また産学官連携により、地域課題に対応できる人材の育成に取り組んでいる地方大学への支援につき、法制度の整備も含め、更なる強化をお願いしたい。
国立大学は、地域の将来を支える人材育成を行い、若者を地元に定着させるとともに、地域経済の活性化や地域の課題解決に極めて重要な役割を担っていることから、国立大学の運営費交付金等の充実を図られたい。
地方大学の運営基盤を強化し、大学が地域の高等教育機関としての役割を十分に果たしながら、その歴史的経緯を踏まえた、特色ある基礎的な研究を充実ででるよう、地方の国立大学に対する運営費交付金、公立大学に関する地方交付税算定に係る学生一人当たりに要する経費（単位費用）及び私立大学等経常費補助金を増額すること。
国立大学の運営費交付金について、地（知）の拠点としての大学機能を維持するため、機能強化促進係数による拠出額の再配分は、引き続き、その全額を再配分する必要がある。

地方大学が次代の地域を担う人材育成や地域の発展に貢献する研究を行っていることに着眼し、私立大学等経常費補助金や国立大学法人運営費交付金の算定にあたり、地方大学への傾斜配分の仕組みを導入すること。

国立大学の運営費交付金等の充実に関しては、福島大学が今後とも安定的・継続的に運営され、震災復興に向けた取組の実施等により地域貢献ができるよう、その基盤となる運営費交付金を十分に確保するよう、国に対し引き続き求めていきたい。

地方で学ぶ学生への給付型奨学金の創設や奨学金返還支援の充実、また、地方の大学が行う大学生等の地元定着を促す取組の十分な評価を行い、私立大学等経費補助金及び国立大学法人運営交付金の予算枠拡充や、公立大学支援のための地方交付税の拡充を図ること。

地方における多様な人材育成を実践するためには、地方の教育機関の都市部からの受入れも念頭に、定員拡大、及びそれに応じた運営交付金等の充実を図る必要があるものと考える。

地方の私立大学及び公立大学について、大学、学部・学科の新設・定員増に伴う施設整備に対する支援を創設すること。

90年代に設立された公立大学の多くは、開学後20年以上が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいる。大学側からは、教育・研究に欠かせない実験機器について機器の性能劣化等により十分な研究ができていないという話も聞いており、高い専門性を持った人材の育成と地域産業との積極的な連携を進めていくためには、地域の大学である公立大学の設備更新についてもしっかりと支援が必要である。

公立大学を地域の中核的な高等教育機関として、安定的に運営していくにあたり、地方交付税において実態に見合った基準財政需要額となるよう公立大学学生1人あたりの単価の拡充を図られたい。大規模災害発生時の授業料減免措置等の就学支援に対しては、公立大学についても国立大学法人や私立大学と同様の国庫支出金交付制度を創設するなど、被災学生への支援制度の拡充を図られたい。東日本大震災により被害を受けた学生の就学の機会を確保するため、公立大学が被災学生に対し授業料等の減免を行った場合、公立大学設置団体が負担する減免分の経費相当額について、継続的に国において財源措置を講じられたい。

公私間格差解消の観点から、引き続き、就学支援金の拡充を求めていく必要がある。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の教員のバックアップ体制を備えた「チームとしての学校」の構築に向けた法整備や必要な財源を確保すること。地域と学校の連携・協働による地域の創生に向けた体制を構築（教育再生実行会議第6次提言）するため、法整備や必要な財源の確保を行うこと。

地方大学においては、地域のニーズに沿った人材育成や地域社会の発展に貢献してきたところであるが、地方創生の時代の中で、地域の次代を担う人材の創出がより強く求められており、多くの若者を惹きつける魅力ある大学づくりが課題となっている。そのような中で、公立大学を地域の中核的な高等教育機関として、安定的に運営していくため、地方交付税において実態に見合った基準財政需要額となるよう通減傾向に歯止めをかけるとともに、公立大学の学生1人当たり単価の拡充を図るなど、財政的な支援をお願いしたい。

小学校から高等学校までの発達段階に応じた体系的な体験活動は、地域との関わりを通してふるさと意識の醸成につながるため、財政支援等を充実すること。ALTの配置拡充に向けた財政措置と教員研修を充実させるとともに、高校生の長期留学の支援制度を創設し、短期留学支援を充実すること。

教員定数については、いじめや不登校などの教育課題は、すべての学校に起こりうる問題であり、それらに対応する加配教員を児童生徒数が一定数以上の学級数を基準にして配分するのではなく、小規模校も含め、すべての学校に配置できるように配分すべき。

学校が抱える課題が複雑化・困難化している中、教員が学習指導や生徒指導に注力できるよう事務職員等の配置の他、心理や福祉等の専門スタッフを加えることなどにより、それぞれの専門性を生かす「チーム学校」を早期に整備し、次世代の学校を実現するための指導体制を強化していくことが重要。

大学については、東京一極集中是正の観点から、地方大学の魅力向上に向けた施設整備や学科拡充、地元定着のためのソフト対策などへの支援をお願いしたい。この他、東京圏にある国公立・私立大学が全部またはその一部を地方へ移転する場合のインセンティブ制度をつくるべき。更に、東京圏にある大学の卒業生が地方に就職した場合に奨学金返還を免除するなどの全国的なインセンティブ制度をつくるべき。

地域課題の解決に取り組む人材の育成に積極的に取り組んでいる地方大学に対し、支援を強化する必要がある。

大学と自治体、産業界等が連携して人口減少に歯止めをかけ、地方創生のために取り組むため、今後も、COC+と同様に大学と各界が連携した取組について支援をお願いしたい。

空の産業革命として過疎地での輸送手段として期待できるドローンや、交通弱者対策としての自動運転といった、地域の課題解決に向けた大学の実証について、早期の具現化に向け、積極的に支援すること。地域社会の担い手を育成するため、消費者目線を培うため、先駆的な倫理的消費（エシカル）の実践をはじめとした、子どもからお年寄りまでの消費者教育の推進を支援すること。

地方の大学の魅力を向上し、地域内外からより多くの優秀な若者に進学先として選ばれるよう、地方大学の教育研究の質の向上に向けた個々の大学の特色ある取組に対する財政支援を拡充すること。

6 基幹的公共インフラの地域間格差是正と強靭な国土づくりについて

	意見
評価	<p>年度概算要求内に「スマート ICへのアクセス道路等についても補助事業による支援を検討します」と新たに記載されたことは一定程度評価する。</p> <p>人や経済の地方への分散を進めるためには、地方に安定した雇用の場をつくることが重要だが、島根県内の東西を結ぶ山陰道は、総延長 194km のうち供用区間が 108km で供用率 56%と整備が遅れており、大都市圏との時間的距離が長いことが障害となっている。既に開通している高速道路の沿線では、企業立地や観光など大きなストック効果が生まれており、ミッシングリンク解消のための予算の確保が必要。</p> <p>国は、国土強靭化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援として、32 の関係府省庁の既存の交付金・補助金等の交付の判断にあたって、一定程度配慮している。しかし、関係府省庁の支援では、災害時に重要な機能を果たす医療の分野が含まれていない。また、国全体の強靭化に資する地域独自の取組に対する支援はない。</p> <p>平成 28 年度第 2 次補正予算において、「21 世紀型のインフラ整備」や「地方の支援」、「安全・安心、防災対応の強化」に係る予算が成立するなど、基幹的公共インフラの早期整備や強靭な国土づくりについては、一定程度の取組の推進が見受けられる。また、広域交通ネットワークのリダンダンシー確保については、平成 28 年 6 月に高速道路の暫定 2 車線区間における付加車線設置検証路線が選定されるなど、ようやく前進を見せたところであるが、今後より一層の推進が必要である。</p> <p>整備新幹線に係る概算要求は、事業費が 2,630 億円 (580 億円増、28.3%増) となっており、平成 27 年 1 月の政府・与党申合せに基づき着実に整備を進めるための予算額が要求されていること、また、経済対策 (H28.8.2 閣議決定)において「整備新幹線の建設を加速化する」と明記し、第二次補正予算において、整備新幹線の整備の加速化として財政投融資 8,279 億円が計上されたことを評価。</p> <p>山陰道（鳥取西道路）をはじめ、県内高速道路ネットワークの整備が着実に進められており、また鳥取自動車道や山陰道（米子道路）の暫定 2 車線区間においては、付加車線の設置が進められている。また、本年 6 月に付加車線の効果検証路線に選定された米子自動車道においては、8 月 31 日に江府 IC 付近に 3.4km の付加車線の設置が決定された。平成 28 年度補正予算（第 2 次）において、「未来への投資を実現する経済対策」に基づき、「21 世紀型のインフラ整備」など地域の実情等を勘案した予算配分がなされており、ミッシングリンクや暫定 2 車線区間の早期解消が期待される。</p> <p>県管理河川の河川整備率は低く、流路延長が短く勾配が急であることから急激な水位の上昇に対応できないなど、住民の安全性確保のために一層減災対策に取り組む必要がある。河川施設、砂防施設等は老朽化が進んでいるにもかかわらず、維持管理に係る予算は十分とは言えず、関係機関と連携しながら、計画的で効率的な維持管理を実施することが必要である。</p>

境港では、竹内南地区でふ頭再編整備事業が進められており、大型クルーズ船、RORO船に対応した岸壁整備が行われている。この岸壁は、耐震性も兼ね備えており、大規模地震時のリダンダンシーに対しても対応し、強靭な国土づくりに向けた整備となっている。9月には中野地区国際ターミナルが完成し、原木の新たな基地として稼働を始めた。平成28年度補正予算（2次）において、当初予算を上回る予算が計上され、岸壁整備の促進と既存ストックを利用し、クルーズ船の寄港を円滑に行うための整備をすることができる。

日本海国土軸の形成やリダンダンシー確保の観点から、高速鉄道網を整備することは極めて重要であるものの、全国新幹線鉄道整備法が1970年に制定され、以来約46年経過しているにもかかわらず、山陰新幹線は着工はもとより調査・計画の目途さえ立っておらず、基本計画路線（1973年11月国交省告示）に止まっている。

近年、大規模な地震や津波、集中豪雨といった災害が頻発するなど住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした事態に備え、老朽化対策を含め、国土強靭化に資する社会資本整備を継続的に取り組んでいかなければならないが、緊急防災・減災事業債が今年度末で終期を迎えるなど、防災・減災のための財源が十分とは言えない。

県内で慢性的な渋滞が発生している区間があり、生産性の高い物流ネットワークの構築が必要となっている。暫定2車線で供用している臨港道路で激しい交通渋滞が発生する区間がある。物流基盤としての機能の充実・強化のため、国際フィーダー機能の強化を図る必要がある。観光・交流拠点となる港の港湾機能を強化する必要がある。中四国地域の成長の基盤となる高速道路については、ミッシングリンクや暫定2車線区間が数多く存在し、企業活動、物流、観光、大規模災害発生時の救助活動など、様々な分野で大きな障害となっている。また、暫定2車線区間では、対面する車両が反対車線に進入して事故が発生するケースが多いとの指摘もある。

国土交通省の平成29年度予算の概算要求において、「被災地の復旧・復興」の加速化、「国民の安全・安心の確保」「生産性向上による成長力の強化」「地域の活性化と豊かな暮らしの実現」の視点で、必要な社会資本整備費が予算要求されている点は、評価できる。

総務省において、平成28年度で終了予定の緊急防災・減災事業債を延長する方針が示されたことは、地方の要望に沿ったものと評価する。

国の補正予算（第2次）では地方に手厚く配分したことは評価するが、地方創生を支える社会インフラは、高速道路のミッシングリンクなど地域間格差が存在しており、更なる整備促進が必要である。また、今後想定される大規模災害から住民の生命や財産を守る国土強靭化に取り組むべきであるが、全国防災対策事業が廃止され、緊急防災・減災事業債も今年度限りの措置であるなど、防災・減災対策に対する財政支援は減少傾向にある。

平成29年度予算概算要求において「緊急防災・減災事業の取扱については予算編成過程で必要な検討を行う」とされたこと、また国土強靭化関係予算が充実されたことは評価できる。

平成 28 年度国土交通省関係第 2 次補正予算において、「未来への投資を実現する経済対策」に基づく防災対応の強化として、自然災害への対策事業や、代替性確保ネットワーク（ミッシングリンク等）の整備」のための予算が配分された。この「地方の支援」について、自然災害が多く、インフラ整備の強化が必要な本県等では、効果の大きい施策であり評価できる。

平成 28 年度国土交通省関係第 2 次補正予算では、「一億総活躍社会の実現の加速」「21世紀型のインフラ整備」「地方の支援」及び「熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化」の 4 つを柱として、1 兆 3,665 億円が計上された。また、3 年ぶりに地域の競争力強化や成長基盤となる社会资本整備総合交付金の大型補正予算が確保されるとともに、リニア中央新幹線の最大 8 年前倒しの全線開業や、地域における防災・減災対策等への支援が掲げられた。これらの財政措置は一定程度評価するが、基幹的公共インフラの地域間格差是正には、引き続き息の長い、腰を据えた取組が必要であり、平成 29 年度当初予算編成においては、今年度を上回る関係予算の確保が重要となる。また、緊急防災・減災事業や、施設点検・補修に係る起債制度の充実を図ることも必要。

国民の安全・安心の確保、生産性の向上による成長力の強化、地域の活性化と豊かな暮らしの実現など、防災・減災対策や人口減少を克服するための社会资本整備に重点的に取り組むことが基本方針として掲げられており、また、新しい日本のための優先課題推進枠にこれらにかかる予算が要求され、ある程度評価できるが、引き続き、基幹的公共インフラの早期整備と強靭な国土づくりに向けた取組を推進していく必要がある。

基幹的公共インフラの整備について、今般の国の大変革による経済対策により、リニア中央新幹線の全線開業が前倒しとなったことは、高く評価できる。一方で、広域交通ネットワークのリダンダンシー確保のため、リニア中央新幹線の名古屋～大阪間のルートは、「三重・奈良ルート」とすることが最適であるが、未だ決定にいたっていない。また、既存の地域の基幹的公共インフラである、地方バスや地域鉄道に対する国の補助が削減されてきており、地方創生に逆行する流れとなっている。更に、中部圏の基幹的公共インフラとして、2 本目滑走路の整備など、機能の充実を求めている中部国際空港についても進捗が見られない。

公共事業費が大幅に削減されてきた中、九州各县を結ぶ高規格幹線道路や地域高規格道路の整備に力を入れているが、他県の整備状況と比べると進捗率は、やや劣っている状況である。 地域間競争の側面を持つ地方創生を推進するには、社会资本の地域間格差の是正のためにも地方の高規格幹線道路等の早期整備等が必要不可欠である。そのような中、国においては、熊本地震からの復旧・復興を進めている本県の状況を鑑みて着々と事業化へ向けた準備に着手されており、感謝している。

大規模災害が頻発しているおり、防災・減災対策の重要性が高まっている反面、緊急防災・減災事業債などの財源措置が失われつつある。

国は社会資本整備重点計画を策定し、具体的な路線を「選択と集中の徹底」の項目の中で示しており、代替路、支援ルートの確保等に取り組むこととしている。また、同計画では強靭な国土づくりに向けた取組について、安全安心インフラによる災害等のリスクを低減し、地域の安全度の向上を図ることとしている。ミッシングリンクに関しては、国土形成計画等において、太平洋・日本海2面活用型国土構築やリニア効果最大化対流促進プロジェクトとして具体的取組を示している。これらの計画に位置付け、取組を推進していくとしたことは評価できる。

2次補正予算において、インフラの早期整備並びに防災減災対策に必要となる社会資本整備総合交付金の配分については、一定の評価。引き続き、強靭な国土づくりを着実に取り組むためには、財源確保が大きな課題。同交付金の確保や南海トラフ地震対策を円滑に進める「緊急防災・減災事業債制度」の期間延長などさらなる支援が必要。

経済対策において、「財政投融資による全線開業最大8年間前倒し」が明記され、全線開業最大8年間前倒しに向けた政府支援策（JR東海に対し、平成28、29年度で合計3兆円規模の財政投融資貸付）が示された。臨時国会において、補正予算（H28：1.5兆円）が成立し、現在、関連法案として、鉄輸支援機構法の改正法案が審議されているところ。こうした政府方針は、地方創生にもつながるものとして評価している。

経済対策において、「財政投融資による整備新幹線の建設の加速化」が明記され、先の臨時国会で財政投融資（約8200億円）を含む補正予算が成立。早期整備に向けた取組みとして、評価している。

平成28年度第2次補正予の結果として、道路・河川・砂防・都市計画事業など、各事業へ予算配分を受けた。特に、社会資本整備総合交付金について、予算配分がされ、公共インフラの整備及び強靭な国土づくりの推進に寄与するため大いに評価できる。

社会資本整備事業については、一部の事業において、予算額が要望額を下回っているものがあり、不十分と考える。北陸新幹線金沢・敦賀間については、平成27年1月政府・与党申合せにより決定した平成34年度末までの開業を確実に実現するよう、更に整備を促進する必要がある。また、東海道新幹線の代替補完機能を確立し、災害に強い国土づくりを進めるため、敦賀・大阪間のルートを平成28年内に決定し、フル規格による早期全線整備を図るべきである。

平成28年度の国の公共事業関係費については、当初予算で約6兆円が確保されていることに加え、2次補正により約1.1兆円が追加されたことに対し一定の評価をしているところ。しかし、当初予算はピーク時（平成9年度）の約9.7兆円と比べて6割程に縮減され、地方創生に必要な基幹的公共インフラや社会資本の防災・減災対策等の計画的な整備に支障を来しており、十分な予算が確保されているとは言い難い状況にある。

未来への投資を実現する経済対策により、東日本大震災からの復興や、防災対策強化などへの補正予算が組まれ、県民の安全・安心を守る社会基盤の整備を推進し、強靭な国土づくりに向けた取組を進めることができた。

第2次補正予算において、水害、土砂災害の発生等に備えた河川、砂防等の防災・減災対策の強化に係る必要な経費が計上されていることから、強靭な国土づくりの取組が進められていると評価できるが、近年、雨の降り方が局地化、激甚化しており、河川の氾濫や土砂災害等が頻発していることから河川等の整備水準が低い本県では、その対策が急務となっている。このため、県民の命と暮らしを守る防災・減災対策の推進は、活力ある地方創生のためにも非常に重要であると考えている。

復興に向けて、国による復興道路の整備、港湾施設の復旧等が着実に進められていること、また、平成29年度概算要求（国土交通省）において、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金について前年度を上回る額を計上していることは評価できるが、社会資本の長寿命化、信頼性の高い交通ネットワークの整備など強靭な国土づくりに向けた取組を推進するためには、さらなる予算の確保が必要である。

道路関係の平成28年度補正は災害を除いて1.2兆円、平成29年度概算要求は対前年度比1.16倍と数年間横ばいの予算から上向きへの流れに沿っている。

県内には依然として高規格幹線道路網等のミッシングリンクが存在している

公共施設等の耐震化を促進する緊急防災・減災事業については、平成28年度末までとなっており、対象事業も限定されている

南海トラフ地震の発生確率が高まる一方で、短期間かつ集中的に実施する必要のある緊急対策に対し、全国防災事業が平成27年度で終了するなど、予算総額が不足している。

国土交通省においては、国土強靭化の推進に当たり、気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害や切迫する大規模地震に対し、ハード・ソフト一体となった予防的対策や、甚大な被害が発生した地域における災害防止対策等を推進する施策に取り組んでいただいている。また、「水防災意識社会」へ新たに展開していくことが重要との認識のもと、防災・減災対策への課題に対応するための予算確保に努めており、一定の評価ができる。更に、今年度の国の補正予算においては、広域交通ネットワークのリダンダンシー確保の必要性が評価され、東九州自動車道、九州中央自動車道整備のための補正予算を手厚く配分していただいた。加えて、熊本地震で落石等の発生した箇所等の防災対策事業の実施のため、一定額の予算配分をしていただいたことにより、災害を未然に防止し、日常生活の基盤である道路の安全が確保されるとともに、災害等の発生時に救助や緊急物資輸送等に必要な広域ネットワークが強化される。

地方創生回廊の創設や、未来への投資として、社会資本の整備を進めることは、交流人口の増加や、物流の活性化による地方創生の具体化にとっても重要であると認識。特に、今年度における熊本や先般の鳥取といった大規模災害の発生は、近年頻発しており、防災・減災対策や交通リダンダンシーの確保といった強靭な国土づくりについては、更に加速化を図らなければならない。

要 請 す べき 施 策 等	<p>全国を一つの経済圏に統合する「地方創生回廊」の整備にあたっては、整備新幹線や高速道路などの高速交通網の整備はもとより、中山間地をはじめとした未だ脆弱なインフラ整備も併せて進めながら、高速交通網と地域交通網のネットワーク化を早期に図ること。</p> <p>広域ネットワークを形成する高速道路の機能強化やミッシングリンクの早期解消、直轄国道バイパスの整備を促進すること</p>
	<p>四国への新幹線については、6月には、安倍総理から、「リニア中央新幹線の計画前倒し、整備新幹線の建設加速によって、全国を一つの経済圏に統合する「地方創生回廊」をできるだけ早く創り上げる」との発言があり、8月には、石井国土交通大臣から、「新幹線などの高速交通ネットワークを整備することによって、地方創生に繋げていくことを「地方創生回廊」と捉えている」との発言があった。地方創生や国土の均衡ある発展の観点から、一日も早く、国全体で、基本計画路線を含む将来的な新幹線について議論を深めていく必要があるのではないかと考えている。</p>
	<p>国交省道路局の概算要求概要でのH26～H28防災・安全交付金の推移からH29予算を展望しても迅速に進められる予算規模ではないと思われる。地方創生を支える道路など社会資本の防災・減災対策や広域交通ネットワークのリダンダンシー確保が不可欠であることから、引き続き、強靭な国土づくりに向けた取組を迅速に進めていただきたい。引き続き、水害などの頻発化・激甚化や南海トラフ地震や首都直下地震の発生等の備えとして、地方創生を支える河川・砂防など社会資本の防災・減災対策が不可欠であることから、強靭な国土づくりに向けた取組を迅速に進めていただきたい。</p>
	<p>地方創生回廊の整備においては、地域高規格道路の計画的な整備をはじめ、東京に集中する人や企業の地方分散に不可欠な、高速交通網を補完する道路ネットワークの整備に必要な公共事業予算を確保すること。</p>
	<p>各自治体からの要望額に対する措置率は、道路関係予算では、H27：59%、H28：55%となっており、必要な公共事業の実施には、更なる当初予算の増額が必要である。</p>
	<p>交流人口の拡大により地方へのひと・もの・しごとの流れを作り、企業の生産性向上につなげるとともに、国民生活の安全・安心を確保する基盤となる高規格幹線道路網のミッシングリンク解消について、早期に事業化をされたい。地方創生、国土強靭化を後押しするストック効果を重視した幹線道路網の整備など社会資本整備の推進に必要な予算についても十分確保されたい。</p>
<p>所信表明演説等では、リニア中央新幹線や整備新幹線の建設を加速させ、東京と大阪を大きなハブしながら、北から南、地方と地方をつなぎ全国を一つの経済圏に統合する「地方創生回廊」構想が示されたが、政府が公表した「観光ビジョン実現プログラム2016」で列挙された施策だけでは、その実現はできない。地域間格差是正や強靭な国土づくりをも目的とする骨太な構想として、関係施策を総動員し、その効果を地方の隅々まで行き渡らせることが必要である。すなわち、リニア中央新幹線や整備新幹線の建設のみならず、高規格道路および地域高規格道路のネットワーク化の早期完成をはじめとした広域交通網の強化・充実や交通結節点の整備、港湾や防災拠点としての公園整備など、社会インフラの防災・減災対策を、「地方創生回廊」構想の一環として力強く推進していくことを要請する。</p>	

地方創生回廊の推進に当たっては、大都市圏に投資が集中し、人口の大都市圏への集中が更に進むことのないよう、十分な配慮が必要。

企業活動を支える物流基盤の充実・強化、観光・交流の拠点機能強化を図るため、港湾整備に係る必要な予算を確保すること。増加するインバウンド等に対応するため、滑走路端安全区域の整備、エプロンの拡張などによる地方空港の機能強化や入国審査体制を強化すること。

インバウンドの更なる拡大、また、全国各地への波及へ向けて、移動の活発化を図るために、「地方創生回廊」として、陸・海・空の交通インフラの拡充を図る必要がある。

東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、国内外から観光誘客を積極的に行うためには、公共交通の高速化が重要であることから、JRを含む在来線の高速化に向けた国の助成制度の創設等を行うこと。

地方創生を実現し、我が国を活性化させていくためには、防災力や生産性を向上させるための社会資本整備が必要である。そのため、国においては圏央道などストック効果の高い社会資本整備をより一層推進するとともに、社会資本整備に必要な予算を安定的、継続的に、確保すること。

国土強靭化や地方創生の推進に必要な社会資本整備を着実に進めるべく、地方が必要と考える防災・減災対策を行えるよう、十分な予算を安定的・継続的に確保するとともに、「地方創生回廊」の実現に向けては、バランスの取れた国土の発展を図ることが求められるため、社会インフラの整備が遅れている地方に予算を重点的に配分する必要がある。特に、リダンダンシーの確保は、「地方創生回廊」の実現に向けても不可欠なものであり、より一層の取組みの推進が必要である。特別決議にある「広域交通ネットワークのリダンダンシー確保」のためには、東海道新幹線の代替補完機能を有し、国土の強靭化に資する北陸新幹線の早期全線整備が不可欠である。総理の所信表明演説では、整備新幹線の建設を加速し、全国を一つの経済圏に統合する「地方創生回廊」を整えるとしている。北陸新幹線が大阪まで開業すれば、首都圏と富山を含む北陸、関西圏を結ぶ「新ゴールデンルート」が形成され、現在のゴールデンルートと合わせて、日本の人口の約半数を占める世界的な経済・文化圏である「大ゴールデン回廊」が創出されることとなる。このことは、北陸・関西だけでなく、日本全体の飛躍・発展につながるものである。そのため、未着工区間である敦賀・大阪間のルートの今年中の決定、さらに29年度予算において早期着工のための関連経費を確保し、早期の京都・大阪までの開業の実現を求めていく必要がある。

国際競争力の強化、国土のリダンダンシーの確保、広域観光交流圏の拡充・強化等のため、関西都市圏、日本海国土軸のミッシングリンクを早期に解消すること。

地方においては、雇用の場を確保するための産業振興や、大規模災害時の代替性を確保し、住民の安全・安心を守るため、ミッシングリンクを解消することが何よりも重要であり、そのための予算を確保し、高速道路の供用率や一般道路の改良率が低く、早期に整備が必要な地域に重点的に配分すること。

全国を一つの経済圏に統合する「地方創生回廊」を実現すると同時に、災害時におけるリダンダンシー確保の観点からも、約7割が未着手となっている山陰道や地域高規格道路等を迅速かつ着実に整備することを求めていく必要がある。

全国を一つの経済圏に統合する「地方創生回廊」の取組を進めるためにも、高速道路のミッシングリンクの解消や新幹線の整備などの広域交通ネットワークの整備が必要不可欠である。新幹線は全国各地（31 都道府県）で整備が進み、「もはや基礎的なインフラ」となる中、リニア中央新幹線の整備により、（四国も含め）整備計画の無い地域では、地域間格差が更に拡大しようとしており、自立的発展に向けての競争条件が、ますます不利な状況となっている。国においては、財政投融資の活用によるリニア中央新幹線の全線開業の前倒しや、整備新幹線の建設加速により全国を一つの経済圏に統合する「地方創生回廊」を整えるとしているが、そのためには、四国等への延伸が必要であり、現在の整備計画区間の建設に概ねの目途が立ってきた今、基本計画区間の具体化について、早急に検討を始める必要がある。

熊本地震により、熊本と大分両県を結ぶ唯一の幹線道路である国道 57 号が寸断され、地域の住民生活はもとより観光産業をはじめとする地域の経済活動に大きな影響が出ており、改めて九州の横軸の脆弱さとリダンダンシーの確保の必要性を強く感じている。本県が策定した「九州を支える広域防災拠点構想」においても南海トラフ巨大地震等の大規模災害時に支援・受援が可能となる災害に強い「命の道」として、中九州横断道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備が喫緊の課題である。また、九州を一つの経済圏・観光圏と考えると、九州縦貫自動車道や東九州自動車道等の整備により、縦軸方向の物流や観光の活性化に寄与しているものの、横軸である九州中央自動車道や中九州横断道路等については、未だ整備半ばである。地方と地方をつなぐ「地方創生回廊」を創出し、九州の一体的な発展を成しとげるためにも、九州横軸の整備（ミッシングリンクの解消）は急務である。

北陸新幹線（敦賀以西）については、現在、国交省で調査が進められている。調査結果を踏まえ、速やかにルートを決定し、1 日も早く新大阪までつながるよう、環境影響評価等の実施に向けた予算措置をしていただきたい。

1 月 22 日の所信表明演説においては、「整備新幹線の建設も加速し、東京と大阪を大きなハブとしながら、全国を一つの経済圏に統合する『地方創生回廊』を整える。」としており、整備新幹線の役割と効果の大きさを認めている。また、10 月 13 日参議院予算委員会においても、北陸新幹線敦賀・大阪間のルート決定と財源確保を行うことで整備計画路線の確実な整備にめどを立てると答弁されている。整備計画路線の中で、唯一着工していない区間は北陸新幹線敦賀・大阪間のみであるため、当該区間の整備を促進し、北陸新幹線を早期に全線整備すべきである。あわせて、中部縦貫自動車道についても、本県の観光・産業の振興のみならず、国の「地方創生回廊」の実現にとっても重要なプロジェクトであり、着実に整備すべき。

リニア中央新幹線の東京－大阪間の早期開業、北陸新幹線の大阪までのフル規格での早期整備を進めること。

熊本地震を受けて、広域交通ネットワークのリダンダンシー機能を確実に確保することの必要性が再認識され、また、地方創生を図るという観点からも、東九州自動車道、九州中央自動車道などを始め、道路整備が遅れている地方への重点的な予算確保が必要である。

また、地方創生や国土の均衡ある発展を図るために、循環型の広域高速ネットワーク形成が肝要であり、東九州新幹線をはじめとする基本計画線の整備計画路線への格上げを含め、将来的な新幹線網のあり方について、国全体で早期に検討を始める必要がある。

未来を見据えた新たな国土軸の形成と大規模災害におけるリダンダンシー確保として、四国や山陰、東九州における高速鉄道網について構想を具体化する必要がある。

山陰道（北条道路）や山陰近畿自動車道（山陰道～福部町間）など事業化されていないミッシングリンクが存在し、整備済みの高速道路等において付加車線による4車線化の割合は1割程度に留まるなど、地方創生に不可欠な公共インフラの整備はまだ十分とは言えない。増大するインバウンド観光に対応するため、地方創生回廊として地方の高速道路ネットワークを早期に整備するとともに、大規模災害時のリダンダンシーの確保の観点からも高速道路ネットワーク整備の一層の推進を要望する。山陰地方は、国内海上輸送航路のミッシングリングとなっており、これを解消することにより、モーダルシフトによる産業競争力の強化や南海トラフ巨大地震等の大規模災害時のリダンダンシーの確保、日本海側国土軸の形成に資することから港湾施設の整備を要望する。日本海国土軸の形成やリダンダンシー確保の観点から、新幹線の空白地帯である山陰地域における山陰新幹線の整備に向けて、全国新幹線鉄道整備法の基本計画路線にとどまっている山陰新幹線の整備計画路線への格上げを図ること。

地方創生回廊を形成するためには、将来に向けた基幹的公共インフラの整備だけでなく、地方における既存の公共交通網の充実が不可欠である。そのため、①リニア中央新幹線の三重・奈良ルートによる一日でも早い全線開業を目指されたい。②2本目滑走路の整備による完全24時間化など、中部国際空港の機能強化を図られたい。③バスや鉄道など、地方に必要不可欠な公共交通網を維持、発展されたい。また、平成28年3月に、国において「明日の日本を支える観光ビジョン」が策定され、観光を地方創生の切り札、GDP600兆円達成への成長戦略として位置づけ、国をあげて観光を日本の基幹産業へと成長させることが明示された。また、8月に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」の中でも地方創生回廊の創出が示されている。本県では、観光の産業化のさらなる推進、伊勢志摩サミット開催のレガシーを生かした国内外からの誘客、人にやさしい観光の基盤づくりに取り組んでいるところである。地方創生回廊の創出は、全国どこへでも快適な旅行を実現するものであり、インバウンドの地方誘導にとっても重要なものである。よって、観光面での地方創生回廊の創出にかかる財源の確保を図られたい。

地方創生を実現するためには、県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来を見据えた社会資本の整備や災害に強い県土づくりが必要であることから、引き続き、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等による財源を十分に確保し、支援をしていただきたい。

強靭な国土づくりを実現するために必要な社会資本整備予算を確保するとともに、緊急防災・減災事業債などの起債制度の拡充や恒久化を図ること。

国土強靭化地域計画に基づく取組に対する交付金・補助金に医療分野を加えるなど、対象を拡充すること。また、地域における強靭化の取組を加速するために新たな補助制度を創設するなど必要な財源を確保すること。

地域の産業を支え、災害発生時に命の道として機能する復興道路等の早期完成に向け、引き続き取組を進められたいこと。災害復旧事業で対応できない河道の堆積土砂撤去など、大規模災害に対する防災・減災対策に資する事業について、防災・安全交付金等による財政支援の拡充をお願いしたい。

粘り強い構造の堤防整備や河川改修、砂防事業など防災・減災対策に必要な事業費の総枠の確保を要望する。住民等の自主的な避難を促進するための洪水浸水想定区域・家屋倒壊等想定区域の設定、円滑かつ迅速な避難を実現するための防災教育及び防災訓練等の実施に必要な事業費の総枠の確保を要望する。また、老朽化する河川砂防等管理施設の長寿命化等による機能確保のため、施設の維持管理に必要な財源支援を要望する。

大規模災害の発生に備え、地域の防災力を強化するための施設整備、災害に強いまちづくりのための事業等の地方単独事業に係る緊急防災・減災事業債を恒久化のうえ、補助事業に係る地方負担額も対象にするなど、地方の実情を踏まえ拡充すること。

地方の防災・減災対策が停滞することのないよう、緊急防災・減災事業債の確実な延長を求める。

防災・減災対策を加速させ、国土強靭化を強力に進めるためにも、全国防災対策事業に代わる新たな防災対策の創設及び緊急防災・減災事業債などの起債制度の拡充や恒久化を行うべきである。

緊急防災・減災事業債を恒久化のうえ、地方の実情を踏まえた制度の拡充を図ること。平成27年度で終了した全国防災事業を踏まえ緊急性の高い対策へ集中投資し、防災減災対策を加速する新たな予算枠を創設すること。強靭化の取組と地方創生をはじめとした地域の活力増進の取組に対する財源の確保を図ること。また、国土強靭化地域計画に位置付けた取組に対する財政的支援の充実を図ること。

南海トラフ地震や頻発化・激甚化する水害への備えとして、災害発時における緊急輸送に係る交通（輸送）を確保するための道路や、河川、砂防、海岸施設の整備及び適切な維持管理、河川堆積土砂の計画的な撤去、建築物の耐震化など、大規模自然災害に備えた防災・減災対策予算を拡充されたい。

防災・減災のための予算確保に努めること。緊急防災・減災事業債の延長及び災害時における防災拠点である庁舎の建替に使用できるようメニューを拡充してほしい。

水害などの頻発化・激甚化や南海トラフ地震・首都直下地震の発生等の備えとして、地方創生を支える道路・河川・砂防・港湾など社会資本の防災・減災対策の重要性が高まっており、地方が必要と考える防災・減災対策を行うとともに、社会資本の老朽化対策並びに地方創生に資する産業・経済の活性化や活力ある地域づくりのための道路や港湾などの社会資本の整備のため、当初予算で十分な予算を安定的・継続的に確保すること。

基幹的公共インフラの整備については、社会资本整備重点計画等の着実に推進すべきである。強靭な国土づくりについては、近年多発する局地的豪雨や地震等に対応した、河川、砂防、治山、農業農村などの防災基盤の整備や、住宅・建築物の耐震化対策など、安全安心な地域づくりに向けた取組を推進するとともに、緊急防災・減災事業債の恒久化など、必要な財政支援措置を講じるべきである。特に、住宅・建築物の耐震化の推進に際し、改修等に係る所有者の経済的負担の軽減が課題であり、一部の地方公共団体が実施している定額補助を考慮した利用しやすい制度に改善し、住宅の更なる耐震化が推進するよう求める。

大きな災害を受けた交通事業者に対して、引き続き安定的に経営が出来るよう従来の枠を超えた特例的な支援措置を講じるよう求める。

公共施設等の耐震化を促進する緊急防災・減災事業について、28年度末までとなつてゐる制度の期間を延長するとともに、砂防・治山・河川等の整備事業にも活用できるよう対象事業の範囲を拡大すること。防潮堤の沈下対策、防潮水門の整備・耐震化等の津波対策を着実に推進できるよう予算総額を確保するとともに、緊急対策に対し全国防災事業（平成27年度で終了）と同等の新たな補助制度を創設すること。津波対策について、全国防災事業債（充当率100%、交付税措置率80%：平成27年度で終了）と同等の財政措置を創設すること。

近い将来発生が予測されている南海トラフ巨大地震等を見据えた津波対策など、社会资本整備には膨大な予算が必要となることから、更なる予算の確保や重点化、地方負担の軽減などの施策が必要である。

年々増大するクルーズ船の寄港を円滑に行うため、既存ストックの利用を含めた施設の改良とおもてなしの取組としてのソフト対策を要望する。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間及びその前後の期間を対象として、低廉な陸・海・空の周遊フリーパスを創設するなど、訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策を積極的に講じること。

基幹的公共インフラの早期整備と併せ、少子高齢化や人口減少が進む中、地方において持続可能な公共交通基盤を構築するための施策を実施するとともに、地域の暮らしや地域経済発展の礎となる公共交通機関が今後もその役割を果たしていくための十分な予算確保をお願いしたい。

地方創生を実現するためには、基幹的公共インフラの早期整備や社会资本の防災・減災対策、広域ネットワークのリダンダンシーの確保に向けた取組みの推進と併せて、今後、加速度的に増加することが見込まれている老朽化施設への対応、いわゆる老朽化対策を推進する必要がある。これらに必要な予算を確保（予算総枠の拡大）すべき。

バス等の公共交通路線の維持・確保のために必要な予算の確保と、地域の実情を反映した支援の充実強化を求める。

地方創生回廊については、東京と大阪を大きなハブとしながら全国を一つの経済圏に統合していく一方で、それぞれの地域の魅力が損なわれないよう取組を進めていくことが必要。

地方創生の本格的な実現のためには、基幹的な公共インフラの早期整備や広域交通ネットワークが不可欠であり、この部分の推進には積極的な投資が進んでいると思われるが、地方においては、既存インフラの再整備や、橋梁などの道路施設、河川施設等の耐震化、長寿命化の推進も重要な課題である。この点についても予算的配慮をお願いしたい。また、熊本地震をはじめ鳥取地震など地震に対する驚異、備えは、全国民の関心事であり、緊急輸送路の整備や道路のダブルネットワークの整備などソフト施策を含めた対策を早急に進めるべきである。

地域における高齢者など交通弱者対策や着地型観光の2次交通対策として、地域の交通手段の確保を図るための支援制度を充実する必要がある。

7 地方創生に関連する予算の十分な確保について

	意見
評価	平成 29 年度概算要求において、まち・ひと・しごと創生事業費及び創生推進交付金が、今年度と同額以上が要求されたことは評価する。
	地方創生の実現のためには、安定的な財源の確保と財政力の弱い自治体への配慮が継続して行われる必要がある。
平成 29 年度概算要求において、各府省が地方創生に関連する予算を要求していること、更には、地方創生の推進の基盤となる地方の一般財源総額について、平成 28 年度地方財政計画の水準を下回らないようにするとしている点については評価する。	
平成 29 年度地方財政収支の仮試算では、「まち・ひと・しごと創生事業費」を含めた一般財源総額について、平成 28 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保しているが、地方交付税が 4.4% の減少となっている反面、臨時財政対策債は 24.5% の増加となっており、特例的な措置に依存する状況が続いている。	
地方創生推進交付金については、平成 29 年度予算概算要求において、平成 28 年度予算を上回る 1,170 億円が計上されており、一定の評価はできる。	
平成 29 年度概算要求では、地方一般財源総額は、平成 28 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとし、仮置きの計数としつつ、社会保障関係費の増等を踏まえ 28 年度を 0.4 兆円上回る 62.1 兆円を確保するとされた。一方、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税総額は 20.7 兆円で前年度比 0.2 兆円の増とされたが、地方交付税については、入口ベースでは前年度比で 0.7 兆円増えているものの、前年度繰越金が見込めず、出口ベースでは 16.0 兆円で前年度比 0.7 兆円の減とされ、臨時財政対策債については、4.7 兆円で前年度比 0.9 兆円の増となっている。また、① 6 月に閣議決定された「骨太の方針」では、平成 32 年度の基礎的財政収支黒字化の財政健全化目標を堅持するとされているが、内閣府が示した中長期の経済財政試算では、平成 32 年度の国・地方合わせた基礎的財政収支が 5.5 兆円の赤字とされたこと、② 平成 27 年度の法人税収が、円高等の影響で見込み額を約 9 千億円下回るなど税収動向が不透明であることなども踏まえると、今回の地方財政対策は特に厳しい折衝となるものと考えられる。	
平成 29 年度概算要求においては、地方の一般財源総額について、平成 28 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているものの、交付税特会における前年度繰越しの減及び国税決算に伴う精算減等の影響により、地方交付税（出口ベース）は 16.0 兆円（前年度比 0.7 兆円減）と極めて厳しい状況である。加えて、財務省は「リーマン・ショックほどの危機的状況にない中、これほどの歳出増は認められない」として、平時モードへの切り替えを進め、歳出特別枠（0.4 兆円）の廃止を求めており、年末の地財折衝は厳しいことが予想される。	
平成 29 年度予算の概算要求において、地方創生推進交付金が 17% 増の 1,170 億円、まち・ひと・しごと創生事業費は 1.0 兆円（前年度同額）が要求されている。また、平成 28 年度第 2 次補正予算として地方創生拠点整備交付金 900 億円が予算措置されている。これらの点は、一定の評価ができると考えている。	

社会保障費について、消費税率10%への引上げ時期が2年半延期されたが、引上げ分の消費税収は全て増嵩する社会保障費の安定財源として活用される予定であった。なお、引上げ分の消費税収のうち、0.5%相当分は地方消費税として、0.12%相当分は地方交付税分として、地方の社会保障のための財源であった。そのため、消費税率の引上げ時期の再延期により、増嵩する社会保障費の財源が失われてしまい、安定的な財政運営に支障が生じる恐れがある。

まち・ひと・しごと創生事業費について、人口減少等特別対策事業費の算定について、平成29年度から「取組の必要度」から「取組の成果」へのシフトが検討されている。「成果」には、対策により改善が困難な人口の自然増減率、短期的には状況の変化の少ない年少者人口比率などが指標となっている。また、特段の措置を講じなくても指標が改善する団体がある一方で、財政力の弱い地方圏においては努力しても成果が上がらないなど、「取組みの成果」として指標を反映させることができない状況も生じ得る。

地方は魅力ある地域づくりを目指して、自らの地域が直面している課題を明らかにし、その対策を考え、従来の発想にとらわれず、創意工夫して自ら取組を進めていく必要がある。しかしながら、国の法令等の関与が存する経費が歳出総額の約9割を占めている状況であり、地方が独自の施策を十分に講じることは困難な状況である。

平成29年度地方財政収支の仮試算では、地方創生に取り組むための「まち・ひと・しごと創生事業費」や歳出特別枠は前年度同水準が確保されているほか、社会保障費の増を踏まえて一般行政経費が増額されているものの、現下の経済情勢等を踏まえると、税収の見通しが不透明な団体においては、安定的な財政運営に必要な一般財源総額が確保できるか懸念される。

平成29年度予算概算要求については、総務省は8月31日に発表した「平成29年度の地方財政の課題」において、「まち・ひと・しごと創生事業費を含め、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保」するとしており、概算要求における地方一般財源総額は前年度比0.7%増の60.3兆円とされたところ。また、内閣府は地方創生推進交付金について1,170億円（前年度比170億円増）の要求を行っているところ。国がこのような予算要求を行っていることは、「平成29年度当初予算において、地方創生に関する予算や、まち・ひと・しごと創生事業費を含めた地方一般財源総額を十分に確保すること」という地方の声に対応しようとするものであり、評価できる。

平成29年度予算編成に向けた総務省の概算要求に伴って公表された「平成29年度の地方財政の課題」では、課題として、中長期的な観点から地域の実情に応じ、地方創生を推進することができるよう安定的な税財政基盤を確保すること、また、「まち・ひと・しごと創生事業費」を含め、地方の一般財源総額について平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することが挙げられている。

地方創生に関する予算については、地方創生先行型交付金（平成26年度補正予算）、地方創生加速化交付金（平成27年度補正予算）、地方創生推進交付金（平成28年度当初予算）等、地方公共団体の自主的・主体的な取組に対する国の財政的な支援が行われていることについては評価できる。

平成 29 年度予算概算要求において、地方創生関連予算として、地方創生推進交付金 1,170 億円、まち・ひと・しごと創生事業費 1 兆円、関連事業費 8,116 億円が、地方一般財源総額については、前年度と同水準の 62.1 兆円が計上されたところであるが、今後、年末にかけての予算折衝において、これら地方創生に関する予算等が十分確保できるか注視したい。

消費税率引上げ再延期の影響等により、来年度以降の社会保障財源や国債発行額の見通しが不透明であることや、総務省が先月公表した平成 29 年度地方財政収支の仮試算では、地方交付税の大幅な減少が見込まれるなど、地方財政の先行きは決して楽観できるものではない。

平成 29 年度の概算要求において「地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成 28 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保」することについては評価するが、要求段階であり今後の状況を注視する必要がある。なお、同時に示された平成 29 年度地方財政収支の仮試算では、臨時財政対策債が大幅に増加されている。本来、財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げなど抜本的な見直しにより対応すべきと考える。

地方創生推進交付金は、平成 28 年度の申請案内や採択時期の状況を見ると、申請準備や事業の早期着手ができないなど不自由な面が多い。また、地方創生事業の実施に当たっては、地方負担が必要とされる中、国費ベースで 584 億円の予算額に対し、228 億円の交付申請があり、うち採択は 184 億円と交付決定率（予算比 32%、申請比 80%）は低調であることに加え、不採択となった理由の明確な説明がないなど、今後も同様の状況であれば、地方創生に関連する取組の停滞を招きかねない。

平成 28 年度第 2 次補正予算において「地方創生拠点整備交付金」が創設されたが、本交付金は一過性のものであるため、「地方創生推進交付金」での施設整備事業に係る自由度向上と規模の拡大をするなど、地方創生に関連する予算や、まち・ひと・しごと創生事業費を含めた地方一般財源総額を十分に確保することが必要である。また、地方創生を実現するためには、長期にわたる息の長い取り組みが必要であるため、将来にわたって安定的な財源の確保を図る必要がある。

平成 28 年度第 2 次補正予算に「地方創生拠点整備交付金」が盛り込まれたこと、また平成 29 年度の概算要求において、当初予算を上回る金額で「地方創生推進交付金」が計上され、「まち・ひと・しごと創生事業費」についても同額で計上されていることは、現時点においては評価できる。

平成 29 年度地方財政収支の仮試算において、一般財源総額を平成 28 年度地方財政計画の水準を下回らなかったことは評価できる。（前年比：0.4 兆円、0.6% 増）しかしながら、財源不足額の増加により、4 年ぶりに臨時財政対策債の発行額が増加（前年比：0.9 兆円、24.5% 増）していることは看過できない。

平成 28 年度予算については、「まち・ひと・しごと創生事業費」を引き続き 1 兆円確保するとともに、新型交付金についても、平成 27 年度補正予算「地方創生加速化交付金」1,000 億円及び平成 28 年度当初予算「地方創生推進交付金」1,000 億円が確保されたことは評価できる。

地方創生推進交付金については、概算要求において、総額の拡大を図られており評価できる。

地方創生推進交付金については、地方再生計画への位置づけにより、複数年にわたる事業執行が可能とされたことは評価できるが、交付金の額（ソフト事業関係）は、26年度補正予算（1,700億円）から縮小傾向にあり、今後の戦略期間を通しての継続的な事業推進が危惧される。

平成29年度概算要求の額も、平成27年度補正予算による加速化交付金分を考えると、十分な予算措置とは言えない。

平成29年度地方財政収支の仮試算では、地方一般財源総額は、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとし、水準超経費除きで平成28年度を0.1兆円上回る60.3兆円となっており、まち・ひと・しごと創生事業費は平成28年度と同額の1兆円とされているが、仮置きの計数であり、今後の予算編成過程における調整が前提となっているため、現時点で評価することは困難である。

平成29年度地方財政収支の仮試算における「まち・ひと・しごと創生事業費」は前年度同額の1.0兆円が計上され、地方一般財源総額は、62.1兆円（前年度比0.4兆円増）、交付団体ベースでも60.3兆円（前年度比0.1兆円増）と前年度以上に確保されているが、人口流出に歯止めをかけるために十分な予算とは言えない。

地方の要望等を踏まえ、平成28年度国第2次補正予算において、地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点の施設整備等のための、「地方創生拠点整備交付金」が創設されたことについては評価できるが、市町村においては、交付金ベースで0.3～0.6億円が交付額目安とされており、限られた施設整備にしか使えない。

地方創生推進交付金の取扱いにおいては、「申請事業数の上限の引上げ」、「先駆タイプの地域間連携の申請要件の緩和」、「事業費に占めるハード事業の割合の考え方」など、要件緩和がなされており、一定の評価ができる。

骨太の方針では、地方の財政運営に関して、「平成30年度までにおいて、一般財源総額が平成27年度の水準を下回らないよう実質的に同水準の確保」とされ、その上、平成29年度地方財政収支の仮試算では、折半対象財源不足額が0.5兆円から1.8兆円に拡大する見通しであり、地方財政計画の歳出削減圧力が強まることが予想される。

平成29年度地方財政収支の仮試算上、まち・ひと・しごと創生事業費については、平成28年度地方財政計画同様、1兆円に留まり、その財源内訳は、地方の努力で生み出した財源によっており、恒久的な財源とは言い難い。

まち・ひと・しごと創生事業費の地方交付税の算定は、短期的な行革努力等に基づくものとなっているが、行革努力は、団体ごとにその進捗が異なり、短期的な成果により一律に判断することは適切でない

地方創生に関連する予算について、平成29年度当初予算の概算要求においては、地方創生推進交付金の確保、まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政計画）の維持が要求されている。

	<p>地方創生は地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくべく、平成 28 年度地方財政計画に「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)が計上されたところ。また、地方一般財源総額の確保に加え、地方創生の取組みを深化させるための交付金については、平成 28 年度当初予算において「地方創生推進交付金」(1,000 億円、国 1/2) が創設され地方負担についても、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に地方財政措置を講ずることとされたことは一定程度評価する。</p>
要請すべき施策等	地方創生推進交付金を十分に確保すること。
	地方創生を実現するためには、長期にわたる息の長い取組が必要であるため、平成 29 年度当初予算の確保はもとより、地方創生の実現をサポートする「自由度の高い交付金」という本交付金の理念に立ち返り、求められる地方負担を見直すとともに、交付決定前着手、申請事業数及び交付金額の上限等の様々な制約について撤廃すること。
	加速化交付金（平成 27 年度補正）による事業を継続するためには、現在の概算要求の規模から更なる積み増しが必要である。特に市町村ではハード事業への要望が高い。コンパクトシティの形成や地方創生関連の拠点整備を計画的に進めるため、今年度補正による拠点整備交付金のような財源措置を引き続き検討願いたい。（例えば、社会資本整備総合交付金の地方創生枠の創設等）
	6 次産業化支援対策（平成 29 年度概算要求 26 億円）等、人口減少がより深刻な過疎・中山間地域での新たな仕事づくりや所得向上につながる施策への予算拡充をお願いしたい（内閣府から関係省庁への積極的な働きかけが必要）。
	今年度交付金の予算残が生じる場合は、2 月補正ではなく当初予算で対応できるよう、本省繰越など地方自治体の負担とならないよう処理願いたい。
	交付金に対する地方の期待が極めて高いことなどから、平成 29 年度の概算要求において国費ベースで当初予算を上回る 1,170 億円が計上された「地方創生推進交付金」については、しっかりとその総額を確保すべき。
	地域がそれぞれの実情に応じて、地方創生に必要な取組を継続的かつ主体的に進めることができるよう、地方創生推進交付金等とともに、地方財政計画における地方一般財源総額を十分に確保すること。
	人口減少対策などを地方がその実情に応じて積極的に進めていくための財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保するとともに、財政力が弱い自治体が地方創生の目的を達成できるよう、適切に配分すること。
	平成 29 年度当初予算については、今後の地方財政対策等によることから、地方創生に関連する予算を含めた地方一般財源総額の十分な確保について、引き続き要請していくべきである。
	地方の実情に応じた事業が実施できるよう、地方財政計画を拡充し地方一般財源総額を確保した上で、地方創生に向けた長期間にわたる取組のための恒久財源を確保し、継続的に支援すること。

が適切に発揮されるよう、より地方の施策の必要度に応じた算定方法とともに、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保すること。地方交付税については、交付税率の引上げが事項要求とされているが、地方財政の健全性を確保するためにも、多額の臨時財政対策債の発行ではなく、法定率の引上げによる対応をお願いしたい。また、「まち・ひと・しごと創生事業費」は平成27年度に創設されたところであるが、地方創生の実現には継続的な取組が必要であり、各自治体の「地方創生総合戦略」が対象期間を5年間としていることからも、財源の確実な確保が必要である。

平成29年度においては、東日本大震災の復興財源を別枠扱いとした上で、地方財政の状況を踏まえ、社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靭化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すべき。特に、近年の自然災害の多発・多様化の状況を踏まえた防災・減災対策の事業費や、喫緊の課題である地方創生の事業費及び財源は、重点的に確保すべき。「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」では、地方創生の本格展開に向けて、「各分野の政策の推進」「地域特性に応じた戦略の推進」「多様な地方支援の推進」の3つの基本方向により、施策の一層の推進を図っていくこととされたが、今後、国・地方、産学官金労言などあらゆる主体が「人口減少」の危機感と「地方創生」の意義を共有し、地域社会が抱える構造的な課題に対し一体的に取り組むことが必要である。また、構造的な課題の解決には長期間にわたる取組みが必要であり、そのための恒久財源を確保し、地方創生の取組みを息長く支援すべき。

今後、地方創生を本格的に展開し、実現していくためには、更なる人口減少対策や地域経済活性化等の施策の充実・強化が必要であること、また、社会保障関係費が更に増嵩することなどを踏まえ、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、必要な地方交付税総額を確保すること。地域経済活性化等の取組を地方が責任をもって実施することができるよう、歳出特別枠（地域経済・雇用対策費）を「まち・ひと・しごと創生事業費」に振り替えることなく、実質的に堅持すること。人口減少等特別対策事業費の算定の「取組の成果」へのシフトに当たっては、出生率の伸びなど、指標としての必要性や取組みに対する成果が適切に反映される仕組みに見直すべき。また、見直しの時期及びそのスピードについては、地方の財政運営に支障が生じないよう慎重に検討すべき。

地方財政は、毎年度多額の財源不足が生じていることから、地方交付税法の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げを行い、全額を地方交付税で措置し、臨時財政対策債による補填措置を早期に解消すること。地方財政計画の策定に当たっては、増嵩する社会保障関係費や、地方創生・人口減少対策、防災・減災事業などを確実に積み上げるとともに、地方税収の動向を的確に反映し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保すること。

まち・ひと・しごと創生事業費の算定に当たっては、条件不利地域等においては、地方創生の目的達成には長期的な取組が必要であることを踏まえ、「取組の成果」よりも「取組の必要度」を重視した配分の継続を求めていく必要がある。地方創生関連交付金については、自由度と規模の拡充を図るとともに、地方負担に対しては、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別途の地方財政措置を確保するよう求めていく必要がある。

総合戦略策定段階から、本格的な地方創生事業推進の段階へ移行する中で、地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくために、地方創生推進交付金やまち・ひと・しごと創生事業費等を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すること。また、地方創生推進交付金等に係る地方負担に対する地方財政措置を適切に講ずること。

地方創生の実現にあたっては息の長い取組が必要であることから、将来にわたって安定的な財源の確保が図られる必要がある。

社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靭化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すべきである。

平成 29 年度予算においては、法定率の引き上げなどにより地方交付税の総額確保と臨時財政対策債の抑制を図りつつ、十分な一般財源を確保されたい。

厳しい地財折衝が予想されるが、まち・ひと・しごと創生事業費を含めた地方一般財源総額を十分に確保すべき。

消費税率引上げの延期や税収の減を受け、平成 29 年度においても折半対象財源不足額が解消されない見込みとなり、臨時財政対策債の出口戦略が一層不透明となっていることから、今後の臨時財政対策債のあり方について、より安定的な制度への見直しを検討すべき。

地方創生に向けた施策の拡充・強化に十分な歳出を地方財政計画に計上し、安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額の確保を図っていくことを求める。

地方一般財源総額は確保されたものの、地方団体への交付ベースで地方交付税は前年度比 0.7 兆円の減、巨額の財源不足額解消のための臨時財政対策債が前年度比 0.9 兆円増と地方財政の見通しが大変厳しいものとなっている。地方創生の本格実現のためには、中期的な財政見通しのもとの安定的な財政運営が可能であることはもとより、地方一般財源総額の思い切った増額を図ること。

国の平成 29 年度概算要求では、まち・ひと・しごと創生事業費を含めた一般財源総額は、平成 28 年度と実質的に同水準を確保したものとなっているが、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、しっかりと確保してほしい。

地方が自主性・自立性を持って地方創生を推進するためには、安定的な財源が必要となるため、例えば 10 年先を見通せるような、継続的な財源確保をお願いしたい。

方が社会保障をはじめ、喫緊の課題である防災・減災対策、人口減少対策や地域経済の活性化等の取組を推進するために必要な経費を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額が確保されることにより、各自治体の実情に応じた地方創生の実現が図られるため、地方の財源不足については、地方交付税法の規定により、法定率の引上げ等制度の改正を行い、その全額を国が対処すべきである。

平成 28 年度地方財政計画の水準はもとより、不可避的に増加している社会保障関係費の確保や、地域の経済雇用対策、防災・減災対策の推進など、喫緊の課題に機動的に対応する必要があることから、地方財政計画に、地方の需要を的確に反映させ、必要な地方財政規模、地方一般財源総額を確保すること。平成 29 年度は、地方公共団体において地方版総合戦略に基づく取組が本格化する時期に当たることから、方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていけるよう、平成 28 年度のまち・ひと・しごと創生事業費（1 兆円）を上回る規模を確保するとともに、少なくとも戦略期間の当面 5 年間はその規模を確保すること。財源は、既存歳出の振替や法人課税の偏在是正効果等地方の努力で生み出した財源ではなく、新たな財源を恒久的に確保すること。まち・ひと・しごと創生事業費の地方交付税の算定について、地方の長期的な取組を支える趣旨から、人口が集中する東京圏以外の地方に重点配分するよう見直すこと。

地方創生の実現に向けて方がその実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、地方創生推進交付金や平成 27 年度から地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充し、将来に渡る安定的な財源を確保すべきである。

地方の自主性を最大限發揮できる一般財源を確保するため、平成 28 年度地方財政計画に示された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1 兆円）について、拡充を求める。

平成 29 年度概算要求においては、対前年度比で地方創生推進交付金が 170 億円増、まち・ひと・しごと創生事業費が同額などとなっている。しかし、まち・ひと・しごと創生事業費については、繰越金の皆減などにより出口ベースでの地方交付税総額が減であることや、平成 28 年度の当該事業費の財源として活用されている地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金が概算要求において 1,000 億円減となる一方で、消費税・地方消費税率引き上げ延期に伴い、同じく当該事業費の財源である法人住民税法人税割の交付税原資化に伴う偏在是正効果の更なる拡大が当面見込めなくなっているなど、来年度予算について厳しい状況があることから、十分な予算確保について引き続き要請する。

いよいよ地方創生は本格展開の時期に入り、地方版総合戦略に基づく施策や事業を安定的・継続的に推進する必要があることから、平成 28 年度地財計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1 兆円）を 拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべきである。

消費税率 10%への引上げの延期により、地方財政や社会保障財源に影響を与えることのないよう、国の責任において確実に地方の税財源の確保を行うこと。

平成 28 年度第 2 次補正予算で措置された地方創生拠点整備交付金については、あくまで単年度の措置であり、複数年にわたる計画的な事業には活用できないことから、国に対して、長期的な財源措置を求めていく必要がある。

少子化対策については、気運の醸成だけではなく、市町村の希望する直接的に効果が高いと思われる取組を支援することが必要であり、地域少子化対策重点推進交付金（平成29年度概算要求11億円）の拡充をお願いしたい。

内閣府予算に基づき、各地域で拠点整備がなされている「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」については、引き続き国において、全額財政措置を行うこと。

8 地方創生推進交付金の自由度向上と規模の拡大について

	意見
評価	<p>ハード事業の申請要件が第2回申請（H28.9月末提出期限）から緩和されたこと、平成28年度補正予算において、地方創生拠点整備交付金が措置されたことは、一定評価に値する。</p> <p>地方創生推進交付金について、要件緩和が図られているものの、政策間連携、官民協働、地域間連携、自立性の観点で先駆性が見込まれることが求められるなどの制約がある上、ハード事業への充当制限や事業繰越が認められない等の理由から、依然として使い勝手が悪い。</p> <p>今年度の第1回申請に係る交付決定が8月末となり、事業執行に支障を来たした。特に継続事業については事業展開に空白が生じることのないよう、年度当初からの事業着手が必要となるが、来年度事業の申請に係るスケジュールが明らかにされていない。</p> <p>地方創生拠点整備交付金（900億円）が創設されたことについては、一定程度評価できるが、①今般の経済対策を踏まえた措置された交付金であり、来年度以降の措置が想定されていないこと、②政策間連携、官民協働、地域間連携、自立性のいずれかの観点で先駆性が見込まれることが求められるなどの制約があり、使い勝手が悪い。</p> <p>地方創生推進交付金の第2次募集から、申請事業数上限の引上げや、地域間連携に係る申請要件の緩和など一部弾力化が図られた点については評価する。また、今年度の経済対策において、ハード事業を中心とした地方創生拠点整備交付金（国費900億円）が創設された点については評価する。</p> <p>平成28年7月から申請事業数の上限の引上げやハード事業の割合に係る要件の緩和などの運用の弾力化が図られた。更に平成28年度第2次補正予算において、施設整備等のための地方創生拠点整備交付金が計上されるなど、一定の評価はできる。</p> <p>地方創生は本格展開の時期に入り、地方版総合戦略に基づく施策や事業を安定的・継続的に推進する必要があること、交付金に対する地方の期待が極めて高いことなどから、「地方創生推進交付金」が平成29年度の概算要求において国費ベースで当初予算を上回る1,170億円が計上された。また、28年度の第2次補正予算で、地方から強く要望してきた結果、未来への投資の基盤となる施設整備等を対象とする「地方創生拠点整備交付金」（900億円、国1/2）が創設された。</p> <p>平成28年度において活用可能な地方創生関連の交付金としては、平成27年度補正予算の「地方創生加速化交付金」1,000億円、平成28年度当初予算の「地方創生推進交付金」1,000億円、平成28年度2次補正予算の「地方創生拠点整備交付金」の900億円が計上されており、また、来年度の「地方創生推進交付金」については、今年度を上回る1,170億円が要求されているなど、交付金の規模の面では、概ね地方の要求を満たすレベルにあるものと考えられる。一方で、交付申請数や交付金額に上限が設けられ、また、国が示す優良事例が地方の実態に合っておらず、採択基準も明確ではないなど、地方の創意工夫が生かしにくい制度となっている。</p>

明確な事情がある場合の事業事前着手の容認や申請事業本数の上限拡大など、地方の声に配慮して、手続的に一定の制限緩和がなされた点は評価する。ただし、執行上の制限（原則事前着手、繰越など）や対象外経費（ハード事業費、給付事業など）は依然として存在しており、未だ地方にとって使い勝手の良い制度とは言い難い。また、新たな交付金制度が創設される都度、申請のハードルが高くなっている、特に小規模自治体にとって国の示す先駆的要素に合致するよう制度設計することは容易でなく、地方公共団体が独自性を活かし、個性豊かに輝こうとする地方創生の実現を否定しかねない。なお、平成28年度補正予算で900億円が措置された地方創生拠点整備交付金については、地方版地方創生総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなど施設整備等の取組みを進めるうえで大いに歓迎する。

地方創生推進交付金については、施設整備事業の50%要件が、単年から計画期間内に緩和されるなど、まだ十分ではないものの、地方の主張に一定配慮した弾力化が図られ、平成29年度予算の概算要求において、17%増の1,170億円要求されている。また、平成28年度第2次補正予算で地方創生拠点整備交付金900億円が措置されている。これらは、一定の評価ができる。

本交付金の創設によって、地方版総合戦略に掲げる目標実現に必要な取組を継続的に行うための国の支援が制度化されたことは評価する。交付金の運用にあたっては、現場である地方の声を反映させ、より実効性のある制度となるよう見直しがされるなど、国と地方が一体となって、地方創生の実現に向けて取り組めているものと評価する。平成29年度概算要求における本交付金の要求額が1,170億円と、28年度の1,000億円を上回る規模となっており、今後、ますます本格的に取り組まれていくこととなる地方創生を推進していくため、国としても規模の拡大に取り組んでいると評価する。

平成28年度第2次補正予算において、未来への投資へ向けて、地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくり等の事業について、地方の事情を尊重しながら、施設整備等の取り組みを推進するための「地方創生拠点整備交付金」が創設されたことについては、地方の要請に対応したものとして一定評価する。

地方創生推進交付金については、地方の声を踏まえ、今年度第2回申請から、一定の運用の改善（1団体当たりの申請事業数の上限の引き上げや「先駆タイプ」の「地域間連携」の申請要件の緩和）を図ることとされた。また、単年度の予算措置ではあるものの、平成28年度第2次補正予算において、未来への投資に繋がる施設整備等の取組を支援する地方創生拠点整備交付金が措置された。

地方6団体等の要請を受け、地方創生推進交付金の弾力化が図られたが、申請事業数の制限（6事業+広域1事業）や、ハード事業費の制限（複数年度を通じた総事業費で1/2以内）等、依然として使い勝手の悪い部分が残されている。また、平成29年度概算要求において、平成28年度当初予算を上回る1,170億円が計上されているが、地方創生の取組の本格化に伴い、新たな事業の構築や、これまで加速化交付金等で実施してきた事業を推進交付金に切り替える必要があることを勘案すると、交付金規模の更なる拡大が必要。

地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの施設整備等の費用に充當できる地方創生拠点整備交付金が創設されたことは評価できる。

地方創生推進交付金については、①総合戦略に位置付けた少子化対策をはじめとする多くの事業が対象外になっている、②財源は国費ベースで総額1,000億円とされているが、公共事業（旧地域再生基盤強化交付金）を除くと国費で586億円にとどまる、③交付決定前の事前着手が認められないと十分な事業期間の確保が困難である、④申請本数や申請が上限があり、「先駆タイプ」は、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携の4つの要素を含む必要があり要件が高いといった課題がある。

熊本地震からの復旧・復興によって、本県の地方創生の良き流れを取り戻すためには、地方創生推進交付金をはじめ、地方創生の取組に係る長期的な財源の確保が重要である。その点について、現在、内閣府において、本年度の予算額を超える額を要求いただいており、高く評価する。

施設整備等のハード整備について一定の制限があること、全国一律に事業本数の枠が設定されていること、国費の負担が1/2しかないこと等、より意欲ある地方自治体の取組みを最大限支援するような制度設計になっていないため、事務の簡素化を含め、地方自治体がより使いやすいよう自由度の高い制度とする必要がある。

平成28年度は制度創設の初年度であったことや、加速化交付金に係る交付決定手続き等との関係もあり、第1回目の交付決定が8月であった。次年度以降は、年度当初の交付決定に向けたスケジュールの設定を行うべき。

申請事業数や申請金額に上限が課されている。交付決定が年度途中で、原則として事前着手が認められていないため、事業の継続的な取組ができない。複数年度の事業にも関わらず、後年度予算枠の特段の担保がない。記載内容が重複する地域再生計画と実施計画の作成が義務づけられており、事務が繁雑である。ハード事業は総事業費の概ね半分となっており、ハード事業中心の事業に活用できない。2分の1の地方負担がある。

地方創生推進交付金については、1団体あたりの申請事業数や交付金額の上限が低く設定されているほか、ハード事業を主目的とするものが対象外経費とされたり、総事業費に占めるハード事業の割合が概ね半分以下に制限されるなど、地方の実情に応じた地方創生の取組を進めていく上で、使い勝手の悪いものとなっている。

平成28年度国第2次補正予算で、地方版総合戦略に基づく施設整備等を支援する地方創生拠点整備交付金900億円が措置された。地方創生推進交付金の要件緩和ではないが、地方公共団体が行う施設整備等を支援するもので一定程度評価できる。また、地方創生推進交付金の平成29年度予算として、今年度予算1,000億円を上回る1,170億円を概算要求しており評価できる。しかしながら、地方創生推進交付金の申請に当たっては国が先駆性や評価指標を審査するほか、ハード事業が総事業費の半分以下に制限されるなど、地方公共団体が自由な発想のもと、地域の実情に応じた取組を行える状況にはなっていない。

施設整備事業等については、地方創生推進交付金における1/2要件の緩和（毎年度から5年間の1/2）や地方創生拠点整備交付金制度が創設されるなど地方創生の推進にあたっての自由度が改善している。しかし、地方創生推進交付金については、予算執行残額がかなり発生しており、自治体の活用を促進するための制度改革が必要であると考える。

地方創生推進交付金の第2回申請分から、先駆タイプの地域間連携の申請要件が、予算以外での連携の場合でも申請可能とされるとともに、ハード事業の取り扱いについても、年度ごとの事業費の半分以下とされていたものが、複数年度計画を通じて総事業費の半分以下とされるなど、要件が弾力化された。また、地方創生に係わる施設整備については、平成28年度第2次補正予算に盛り込まれた地方創生拠点整備交付金によっても対応可能となった。

平成28年度第2次補正予算において、地方創生拠点整備交付金が創設されたが、本交付金は一過性のものであるため、「地方創生推進交付金」での施設整備事業に係る自由度向上と規模の拡大が必要である。

繰越制度を積極的に活用することが必要であり、特に、施設整備事業においては、調査、設計、工事と、2か年以上の工期が必要な場合があるため、継続費における適次繰越制度の活用が必要である。

計画を変更する場合の要件緩和と手続きの簡素化が必要である。

自治体間の公平性を保つ観点から、不採択理由を公開するなど審査の透明性を図ることが重要である。

先般成立した国の平成28年度第2次補正予算に「地方創生拠点整備交付金」が盛り込まれたこと、また平成29年度の概算要求において、当初予算を上回る金額で「地方創生推進交付金」が計上されていることは、現時点においては評価できる。

第2次補正予算において地方創生拠点整備交付金が創設されたことは、一定の評価ができるが、単年度の支援ではこれから整備を検討しようとする施設には充当できず、対応としては不十分。また、推進交付金の第2回申請において、申請事業数の上限が引き上げられた（5事業→7事業）ものの、1事業あたりの金額の上限が据え置かれており、大きな事業を実施できない。

地方創生推進交付金については、第2回申請分から申請事業数の上限の引上げや「先駆タイプ」の地域間連携の申請要件の緩和など運用の弾力化が図られており、当初に比べて自由度が向上している。また、地方創生推進交付金では「計画期間を通じてハード事業の割合が概ね過半となる場合には、原則として交付金の対象としない」とされているが、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を進めることを目的として「地方創生拠点整備交付金」創設され、施設整備事業についても一定の支援がなされていると評価している。

「先駆タイプ」について予算以外での連携の場合でも申請が可能としたことや、複数年度計画を通じた総事業費に占めるハード事業の割合が概ね半分以下に変更するなど、申請要件等を弾力化したことは評価する。一方で、複数年度の事業にかかわらず、後年度の予算枠の特段の担保がなされていない。

地方創生拠点整備交付金の創設など、施設整備事業のための財源の確保がされたことは評価できる。

地方創生推進交付金についても、ハード事業の取扱いについて、各年度ではなく、複数年度計画を通じた総事業費に占めるハード事業の割合が概ね半分以下に要件を緩和されており、評価できる。

	<p>第2回申請分から、申請条件の弾力化が一部図られるなど、地方の声がある程度反映された点は評価するが、なお多くの条件が付されており、貴重な財源である一方で、申請自体を断念する市町村も生じているなど、入り口段階から地方創生推進の障壁となっている感が否めない。</p> <p>補正予算において主に施設整備事業を対象とした「地方創生拠点整備交付金」が措置され、また、概算要求において地方創生推進交付金は増額となっているものの、少子・高齢化や一極集中の是正及び交付金の自由度向上に向けた抜本的対策とまでは言えない。</p> <p>平成28年度補正予算において、地方版総合戦略に位置づけられ、先導的な事業に必要な施設整備等を行うための地方創生拠点整備交付金を創設していること、また、地方創生推進交付金について、平成29年度概算要求（内閣府）において拡充を目指していることについてはともかく、地方創生推進交付金の施設整備等に係る要件緩和など、自由度を一層高めるための取組については十分とは言えない。</p> <p>地方創生拠点整備交付金が新設されたが、整備対象が限定されるなど、地方創生推進に向けた地方の多様な実情に配慮したものとなっていない。</p> <p>地方創生推進交付金は、交付対象経費の制約が多く、地方の機動的な取組が認められないなど、使い勝手の良い制度設計となっていない。</p> <p>地域創生に本格的に取り組むに当たり、平成29年度当初予算における概算要求額1,170億円（地方創生推進交付金）、平成28年度第2次補正予算900億円（地方創生拠点整備交付金）は極めて少額である。</p> <p>第2回申請においては、ハード事業の割合の要件が若干弾力化された（各年度ではなく、複数年度計画を通じた総事業費の概ね半分以下）。その他、申請事業数の上限の引上げや、先駆タイプの地域間連携の申請要件の緩和など、運用の弾力化がなされたところ。</p> <p>交付金については、ハード整備や事業着手のタイミングについて、一定の要件緩和がなされているところであるが、複数年に渡る執行や、事業対象経費について、更なる自由度の拡大が図られるべきである。</p>
要請すべき施策等	<p>地方創生拠点整備交付金については、今年度限りとせず、来年度以降も引き続き継続的な支援を実施すること。</p> <p>地方創生拠点整備交付金制度が今年度のみの措置であることから、複数年にわたる施設整備を可能とする新たな制度を創設すること。</p> <p>地方創生拠点整備交付金について、その目的に沿って地方の自主的・自立的な地域拠点づくりに資するよう、地方の要望を踏まえた運用とすること。</p> <p>地方創生拠点整備交付金については、交付金が地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組みを進めることを目的として創設されたものであることを踏まえ、事業の早期着手や複数年にわたる事業実施を可能とするなど、その運用においては、地方の要望等を十分踏まえたものとすべき。</p> <p>地方の意見を踏まえて制度運用を改善いただいたことは評価できる一方で、こうした制度の創設に当たっては、当初から、地方の声に十分配慮しながら、活用しやすい制度設計を行うべき。</p>

地方創生拠点整備交付金は、平成 28 年度第 2 次補正予算にのみ対応する交付金であるため、引き続き、地方創生推進交付金において、ソフト事業と一体となって特に十分な効果が見込まれる施設整備等に充当できるよう要件緩和をされたい。

ハード事業に活用できる「地方創生拠点整備交付金」が創設されたが、補正予算であるため十分な工期が確保できないことから、事業の早期着手や複数年にわたる事業実施を可能とすること。

平成 28 年度第 2 次補正予算に盛り込まれた「地方創生拠点整備交付金」については、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を進めることを目的として創設されたものであることを踏まえ、その運用においては、地方の実情等を十分踏まえたものとすべきである。

地方創生拠点整備交付金の継続、又は地方創生推進交付金の施設整備事業等に係る要件を大幅に緩和し、拠点整備交付金の後を引き継ぐ制度とするべき。

〈理由〉

地方創生拠点整備交付金による施設整備等は、10月 14 日付の「地方創生拠点整備交付金の取扱いについて」に記載のとおり、単なる「ハコモノ行政」ではなく、地方版総合戦略に基づく取組として未来への投資の基盤につながる先導的なものでなければならない。しかし、当交付金は先の補正予算で措置されたものであり、仮に、予算の繰り越しを行ったとしても、事業の検討、実施設計、施工完了までの十分な期間が確保できているとは言い難い。また、次年度の概算要求にも含まれていない。

平成 28 年度補正予算で措置された地方創生拠点整備交付金については、本交付金が総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの施設整備等の取組を進めることを目的として創設されたものであることを踏まえ、事業の早期着手や複数年度にわたる事業実施を可能とするなど、その運用においては、地方の要望等を十分踏まえたものとすること。

地方の声を踏まえ、申請条件の弾力化（申請事業数、交付金額の上限の大幅な緩和、対象分野（ローカルイノベーション、日本版DMO、C C R C 等）の廃止等）を更に進め、地方版総合戦略の実行に資する交付金制度へと深化させること。

地方創生拠点整備交付金の創設趣旨を踏まえれば、単年度で終わらせる事なく継続すべきであり、また、平成 29 年度以降の地方創生推進交付金については、一層、施設整備等に係る要件の大幅な緩和や自由度の向上を図るとともに、地方の事業スケジュールへの配慮など使い勝手の良い制度とすること。

地方創生拠点整備交付金について、地方創生に効果が見込まれる場合は、既存施設の修繕・新規設備の導入や既存設備の更新を交付金の対象とすること。

平成 28 年度第 2 次補正予算で創設された「地方創生拠点整備交付金」の対象は中期的な地域再生計画に基づく事業であることから、複数年にわたる施設整備も想定されるため、国においては、今回の補正予算だけでなく、平成 29 年度以降も、当初予算において継続的に予算計上すること。

地方創生拠点整備交付金については、運用にあたり地方の事情を十分配慮するとともに、地方創生の推進に有効であることから、複数年にわたる地域再生計画に基づく拠点づくりなどの施設整備等を実施できるよう、同様の取組を継続すること。

平成 28 年度第 2 次補正予算に盛り込まれた「地方創生拠点整備交付金」(900 億円、国 1/2) については、地方版総合戦略に基づく地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組みを進めることが目的であることを踏まえ、事業の早期着手や複数年にわたる事業実施を可能とするなど、その運用においては、地方の実情を十分踏まえたものとすべきである。

地方創生拠点整備交付金については、複数年度にわたる施設整備等の事業実施を可能とするため、同様の取組を継続すること。

地方創生拠点整備交付金については、未来への投資を実現する観点から、経済対策として創設されたため、平成 29 年度以降の措置は想定されていないが、未来への投資としてのハード整備を進めるには、一定の期間を要するため、複数年にわたり活用できるよう、措置されたい。また、市町村 1 団体あたりの交付限度額の引き上げを要望する。

地方創生推進交付金について、自由度をより一層高めるとともに、事業展開に支障を来たすことのないよう、手続の迅速化を図ること。

地方創生推進交付金について、創意工夫をしながら柔軟に活用ができる継続的な制度とともに、その規模について、一層の拡大を図る必要がある。

地方創生推進交付金については、より一層の要件緩和と予算の拡充を行うこと。

地方創生推進交付金について、地方の実情に応じた事業を柔軟に実施できるよう、より自由度の高い交付金とすること。

交付金の趣旨に沿った事業については、申請事業数、申請要件、対象分野、対象経費及び交付金額の上限設定等の制約等の排除並びに申請時期、事業繰越の取扱い、自治体の事業スケジュールへの配慮など真に使い勝手の良い制度とし、その規模を拡大するとともに、不採択及び減額となった事業については、その理由を明らかにすること。また、今年度は経済対策において、ハード事業を対象とする地方創生拠点整備交付金が創設されたが、今年度限りの措置となることから、次年度以降、地方創生推進交付金についてもソフト事業と一体となって特に十分な効果が見込まれるハード事業の 1/2 要件を廃止するなど大幅な緩和を図ること。

採択要件の制約を可能な限り緩和し、地方が自由に創意を発揮した事業を進める仕組みとするべきである。地方創生に係る事業を安定的に実施するため、翌年度以降の事業実施に必要な交付金額を確実に措置する制度とすべきである。

地方創生推進交付金については、事業内容を公表して目標管理を適切に行うなど、地方団体が責任を負う一方で、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、地方団体ごとの交付金額の上限設定などの制約を大胆に排除するほか、施設整備事業等についても、ソフト施策と一体となって産業振興や地域活性化等に特に十分な効果が見込まれる場合には要件を大幅に緩和するなど、地方において、より使い勝手のよいものとすべき。

地方創生推進交付金については、地方の創意工夫を最大限に生かし、地域の実情に応じた施策に活用できるよう、必要な財源を継続的に確保するとともに、制度運用を柔軟なものとするため次のとおり要請する。①複数年度に渡る事業計画を確実に実施できるようにするため、必要な財源を継続的に確保すること。②申請事業数や交付金額の上限設定を撤廃するなど、地方創生に意欲的に取り組む自治体が更に取組の拡大を図れる制度とすること。③平成29年度以降については、年度当初から事業に着手できるような認定スケジュールとするとともに、採択基準を明確にすること。④事業内容については、国が示している優良事例が必ずしも地域の実情に合っているとは言えないことから、それぞれの自治体の意向を最大限尊重し、一定の基準を満たしたものについては、基本的に採択するような仕組とすること。

地方版総合戦略を踏まえた施策展開が図られるようしっかりとその規模を拡大・確保するとともに、交付金に係る地方財政負担については平成29年度以降も「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に地方財政措置を講じること。地方創生の実現をサポートする「自由度の高い交付金」の理念に立ち返り、ソフト・ハード事業にかかわらず、地域の実情に応じた未来への基盤づくりにつながる取組を継続的に展開できるよう、地方への人の流れの形成や働き方改革の推進に有効な個人への給付事業、地域拠点づくりなどのハード整備事業など、地方版地方創生総合戦略に定める基本目標達成やKPI向上に効果をもたらす主体的な取組には要件を大幅に緩和するなど、より自由度の高い内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。

地方創生推進交付金については、地方が地域の実情に応じて、長期的・戦略的に魅力ある地域づくりに取り組むことができるよう、補正予算も含め、引き続き、十分な額を確保するとともに、地方の自主性を重視した自由度の高い制度設計を行うための制約の排除や手続きの簡素化など弾力的な取扱を行うこと。

地方創生推進交付金の活用要件である地域再生法に基づく事業計画の内閣総理大臣による認定にあたっては、地方の声を直接聞いた上で、地方版総合戦略に掲げるKPI実現に必要と考えられる取組みは、ソフト・ハードに関わらず、全て対象とすることが求められる。特にハードの割合制限は速やかに撤廃すべきである。また、地域再生法に基づく事業計画として認定されることで、複数年度にわたる取組みが地方創生推進交付金の対象として位置づけられることとなったが、計画に掲げた取組を着実に実施できるよう、所要財源を十分に確保していくことが求められる。

地方創生推進交付金について、自由度を高めるべき。

地方創生推進交付金については、地方の期待も大きいことから、地方の自主的・主体的な発想を活かせるよう、ソフト事業・ハード事業の区分をせず柔軟な運用を行っていただきたい。

地方創生推進交付金については、①総合戦略に位置付けた地方創生に必要な事業を本交付金で活用できる、②公共事業を除く規模で国費1,000億円を確保する、③年度当初から本交付金を活用した事業に着手できる早期の交付決定等を行う、④「自由度の高い交付金」という理念に立ち返り、事業本数の緩和、申請額の上限撤廃など、地方公共団体が活用しやすい制度へ改善するように取り組まれたい。

熊本地震からの創造的復興を含め、地方創生の取組を着実に推進できるよう、地方創生推進交付金について、平成29年度当初予算においても着実に措置していただきたい。地方の意見を十分に踏まえ、要件緩和や補助率の見直し、事務手続の簡素化・合理化などの見直しを図ること。

地方創生推進交付金の運用にあたっては、地方公共団体の自主的・主体的な取組を推進する観点から、施設整備事業等に係る要件の緩和をはじめとする自由度の確保と規模の拡大に加え、年度当初からの事業着手が可能となるようなスケジュールの設定が必要。

自由度の高い財源を十分な規模で継続的に確保すること。地方の意見を十分に踏まえ、対象事業の要件緩和や交付時期の早期化、事務手続の簡素化・合理化等の取組を進めること。施設整備事業等に係る要件を大幅に緩和するなど、自由度を一層高めるとともに、規模を拡充すること。

地方創生推進交付金については、その総額を確保、拡充するとともに、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、1団体あたりの申請事業数や交付金額の上限設定を大幅に見直すほか、地方の実情に応じた地方創生の取組みを進めるためのハード事業等についても、その要件を大胆に緩和、排除するなど、地方において、より使い勝手のよいものとすべきである。

地方創生推進交付金については、申請手続きの簡素化を図るなど、地方が使いやすい制度にするとともに、来年度以降も確実に措置すること。

1次の交付決定+2次申請の集計の結果、未だ300億円超の残額がある。地方公共団体からの申請が鈍い背景には、使い勝手の悪さがあると考える。よって、地方創生推進交付金に対する制度改善を提案する。
①申請事業数の制限（7本）について本数制限を撤廃すること。
②事業の年度繰越は原則不可となっている点について、繰越要件の撤廃すること。
③地方として必要不可欠にもかかわらず、全国のモデルとなるような先導的な事業しか採択されないことについて、先導的でない事業の実施に係る加算等の基礎配分的な交付金とすること。
④交付上限額の制限（先駆：都道府県2億円、市町村1億円、横展開、隘路打開：都道府県0.5億円、市町村0.25億円）について、都道府県0.5億円→2億円に拡充、市町村0.25億円→1億円に拡充すること。

地方創生推進交付金については、地方が使いやすいものとなるよう、地方の意見を十分踏まえながら、より一層要件を緩和するとともに、規模を拡充すること。

「先駆性」などの事業採択の要件について、地域の実情に応じた主体的な事業構築が可能となるよう、より自由度の高い制度とするとともに、申請事業数の上限設定について緩和・撤廃すること。また、年度当初から事業に着手でき、事業展開に空白期間が生じることのないよう、交付決定の迅速化を図ること。

地方創生推進交付金に地方創生拠点整備交付金を取り込み施設整備も可能とすること。1事業あたりの上限を撤廃するとともに1自治体あたりの配分額の目安を設定し、その配分額以内であれば、自由な事業設計を認めること。

<p>年度当初から事業着手ができるようスケジュールを早い段階で示すこと。地域再生計画で認定を受けた事業の2年目以降について、予定事業を実施することができるよう十分な予算を確保するとともに、申請作業の簡素化を図ること。事業分野を限定することなく、地域の実情に照らし、地方創生に真に必要な事業を実施できようようにすること。</p> <p>交付金制度については、地方の自主性に配慮するとともに、特に財政力の脆弱な小規模自治体に対しては、自立性・官民協働・地域間連携・政策間連携などの先駆性を、単に大都市と同等のレベルを要求するのではなく、地域における重要性・必要性等を鑑みた上で、事業採択が行われるよう、見直しを図っていただきたい。</p>
<p>地方創生推進交付金について、地域創生に効果が見込まれる場合は、対象分野や対象経費の制限を緩和するほか、交付決定前の事前着手や複数年度事業に対応する基金造成を可能とするなど、地方目線に立った自由度の高い制度とすること。地方創生に本格的に取り組むにあたり、地方創生推進交付金1,170億円、地方創生拠点整備交付金900億円は極めて少額であるため、補正予算対応も含め、单年度で1兆円を超える額を確保すること。地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金の交付率について、加速化交付金以前の水準に戻すか、実質的な地方負担が生じないよう財政措置を講じること</p>
<p>申請事業数に上限を設けないこと。地域再生計画の作成に労力がかかるため、地方版総合戦略を計画に代えることができるようにするなど、手続きを簡略化すること。年度当初から事業に着手できるよう、前年度のうちに計画認定に係る手続きを進めるなど、交付決定手続きを迅速化すること。地方創生の趣旨に沿う事業である場合には、ハード事業への充当も柔軟に認めること。</p>
<p>地方創生推進交付金については、事業内容を公表して目標管理を適切に行うなど、地方団体が責任を負う一方で、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、地方団体ごとの交付金額の上限設定などの制約を大胆に排除するほか、ハードについても、ソフト施策と一緒に産業振興や地域活性化に資する場合には要件緩和するなど、地方において、自由度の高いより使い勝手のよいものとすべきである。</p>
<p>広域連携事業の申請可能件数を大幅に拡充するなど、地方創生推進交付金の自由度を更に高めること。また、地方創生の取組が本格化することを踏まえ、推進交付金の事業規模を大幅に拡大すること。</p>
<p>交付金に係る地方の財政負担については、自治体が着実に執行することができるよう、引き続き「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じることが必要。</p>
<p>地方の実情に応じたきめ細かな施策を継続的かつ主体的に進めていくため、まち・ひと・しごと創生事業費について、大胆な規模で拡充するとともに、継続的に確保すること。地方創生推進交付金に係る財政負担については、平成29年度以降もまち・ひと・しごと創生事業費とは別に、地方財政措置を講じること。</p>
<p>国において、少子・高齢化や一極集中に対する抜本的対策を講じるとともに、地方にとって自由度が高く、安定的な財源の確保・充実を図っていただきたい。</p>

9 その他

要請すべき項目、施策等	意見
	<p>平成 28 年度第 2 次補正予算が成立し、介護人材について、離職者への再就職準備金貸付事業の拡充や待遇改善に伴う財政安定化基金への特例的積増し等の措置が講じられたところであるが、全国知事会が行った「超高齢社会非常事態宣言」を受けての「介護人材確保対策の強化に向けた緊急提言」の実現のためには、更なる拡充が必要である。</p>
	<p>介護人材の安定的確保に向け、介護職の認知度向上・イメージアップを図る全国的な情報発信を積極的に行うとともに、介護職員のキャリアアップの仕組みと合わせて待遇改善を図るなど、介護人材の待遇改善に関する取組を強力に進められたい。</p>
	<p>介護ロボット導入への支援など介護人材の確保に必要な施策について、平成 29 年度当初予算において思い切った措置を講じられることを求める。</p>
	<p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催効果を全国へ波及させるため、地方自治体はスポーツ・文化振興に積極的に取り組んでいるところであるが、国の財政支援はオリンピック・パラリンピックのホストタウンへの支援しかなく、ホストタウンに対する支援も十分ではない。また、東京オリ・パラ大会前年の 2019 年には「ラグビーワールドカップ」、翌年の 2021 年には「関西ワールドマスターズゲームズ」が控えていることもあり、スポーツ振興に意欲的な地方自治体が、海外トップチームのキャンプ誘致活動や必要な施設整備、障がい者スポーツの競技力向上、マスターズや障がい者スポーツ大会等の準備・運営に積極的に取り組む必要がある。</p>
	<p>ホストタウンが行う施設改修に対しては、地域活性化事業債（充当率 90%、交付税措置率 30%）の地方債措置があるが、対象となる大会がオリ・パラ大会に限定されているため、その対象大会を拡大するとともに、交付税措置率の拡充も行うべき。また、高度経済成長期に整備した公立スポーツ・文化施設が老朽化し、建替に関する需要が高まっていることから、地方が実情に応じて、公立スポーツ・文化施設の機能向上や建替等を図ることができるよう、新たな財政支援制度の創設が必要。</p>
	<p>日本版DMOの推進について、日本版DMOを核とした取組を推進していくため、日本版DMOが自立的・継続的に運営できるよう、安定的な財源の確保が必要。県域を超える広域的なDMOにおいても、国が検討を進めている「日本版B I Dを含むエリアマネジメント」の手法等を活用しながら、自主財源を確保することが必要。観光客の多様な宿泊ニーズに対応した宿泊サービスの提供について、ビジネスホテルやシティホテルの客室稼働率は約 80% となっており、特に広島市内では予約が取り難い状況が続いている。国の訪日外国人旅行者数目標の上方修正を受け、今後更に宿泊需要が増すことが見込まれるが、ホテルの新規開設には時間を要する。既に顕在化している客室不足が長期化する恐れがある。宿泊したいという観光客のニーズを満たせておらず、客室不足を解消する必要がある。</p>
	<p>「観光先進国」への挑戦に向けた新たな税財源措置。国においては、観光を我が国の基幹産業へと成長させ、「観光先進国」に挑戦していくため、訪日外国人旅行者数の目標を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とするなど、従来の目標を大幅に前倒しし、かつ、質の高い観光交流を加速させることとしている。特に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等により、訪日外国人旅行者数の大幅な増加も見込まれるところである。</p>

観光を地方創生につなげていくためには、地方への外国人旅行者の訪問の増大はもとより、日本人国内旅行消費の拡大が必要であり、地方においても積極的に取り込むための環境整備など新たな行政需要が発生していることから、地方における観光施策の実施のため、必要かつ十分な新たな税財源を確保する措置を講ずるべき。

日本版DMOの推進。日本版DMOが自立的・継続的な運営を行っていくための支援措置を講じること。日本版DMOの育成と継続的かつより効果的な事業の展開を図るため、安定的な運営資金の確保に対する財政的な支援を行うこと。日本版DMOの公益的役割に鑑み、将来にわたり安定的な運営ができるように、日本版DMOに対し、法的な位置付けを明確にすること。県域を超える広域的なエリア活動を行う日本版DMOの特殊性も考慮しながら、自主財源の確保に向けた取組についての検討を一層深めること。

観光客の多様な宿泊ニーズに対応した宿泊サービスの提供。現在検討中の民泊に関する新法などにおいて検討を進める際には、外国人観光客の宿泊ニーズが高い日本家屋の空き屋を宿泊施設として有効に活用できるよう、建築基準法や消防法の規制を戸建住宅と同様とすること。今後も増加が見込まれる外国人観光客への対応を加速させるための総合的な対策について、中長期的に継続して取り組むこと。

働き方改革の推進について、個人の置かれた状況やライフスタイルに応じて、仕事と暮らしのどちらもあきらめることなく、働き続けることができる環境をつくるため、次のような措置を講じること。①長時間労働の是正。働く人の健康確保や仕事と暮らしの両立を可能とするために不可欠な長時間労働の是正に向けて、現行法規制の執行強化を着実に行うとともに、時間外労働の規制の在り方に關し十分な議論を行い、実効性のある対策を実施すること。②企業が働き方改革に取り組みやすい環境の整備。企業における短時間勤務・テレワーク等多様な働き方の導入や、仕事と育児・介護等の両立支援を促進するための社内インフラ整備や制度導入に対する支援、企業の主体的取組を支援する専門人材の確保支援など、働き方改革に取り組みやすい環境を整備すること。なお、人材確保が困難な中小企業においては、業界特有の取引慣行や、下請けの取引条件等も相まって、働き方改革が進まない場合が多いことから、取引の在り方の改善に向けた取組を一層強化すること。③生産性の向上。働き方改革の推進は生産性の向上と一体的に取り組む必要があり、地域経済を支えている中小企業・小規模事業者の生産性向上を促進するため、IT利活用の促進をはじめとした生産性向上の支援施策の充実・強化を図ること。④国内機運の醸成。働き方改革について国民理解の促進を図るため、働き方改革の先進事例を紹介するフォーラムを開催するなど、国内の一層の機運醸成を図ること。⑤地域の働き方改革推進に向けた財政支援。地方自治体が、地域経済界や労働団体等の意見を踏まえ、地域の実情と企業ニーズに応じた働き方改革促進策を実施する際の財源について、地域の自由度が高く、必要な施策を継続的に実施することが可能な働き方改革交付金を新設するなど、財政支援を拡充すること。

東京一極集中を是正し、地方への人の流れを加速させる地方創生の展開は、地域経済の活性化・地域の活力を生み、地域の活力こそが日本全体の活力となる。人口減少に歯止めをかける地方の挑戦は、働き方を転換し、女性の活躍、少子化対策、若者定着、高齢者の就労促進などを複合的に推進する地方創生の展開にほかならない。一億総活躍社会の実現には「地方創生」が不可欠であるとの認識を国、地方が共有し、積極的に地方創生の実現に取り組まれたい。

小さな拠点づくりのための予算の確保。離島・中山間地域など条件不利地域において「小さな拠点」づくりを進めるためには、「生活機能の確保」、「生活交通の確保」、「地域産業の振興」という3つの側面の取組みを推進する必要があり、長期的な視点に立って十分な予算額を確保し、地域の実情に応じた支援を行う必要がある。

地方創生の着実な推進。まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載されている、国がKPIを設定して取り組んでいる施策について、実行の検証を行い公表すること。(P D C Aサイクルの構築)

地方税財政制度の抜本的改革。真の地方創生を実現し、地方が自主的・自立的かつ安定的に財政運営を行うことができるようにするためには、国と地方の役割分担を明確にし、財政負担の適正化を図る必要がある。現状での地方税財政制度においては、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、仕事に見合う税源が地方に配分されていない。地方が自由に使える財源の拡充につながる地方税財政制度の抜本的改革が不可欠である。

有人国境離島地域の支援。「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が成立した。この法律に基づき、離島航路・航空路の運賃等の引下げや生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減、雇用機会の拡充や産業の振興など、地域社会の維持を図るために特別の支援措置を講じるとともに、国において十分な財政措置を行うこと。

地方鉄道の維持。地方鉄道の廃止は、人口減少、少子高齢化が進む地方の衰退を加速し、政府が進める地方創生、人口減少対策への取組に逆行するおそれのが強い。については、国において現行の鉄道事業法制度の問題点等について検証し、例えば、地方創生対策が進められている間などにおいては、特別な事情に配慮した措置を講ずること。